

安芸太田町一般廃棄物処理基本計画

安芸太田の恵みを後世につなぐ
～美しく豊かな資源を守るために～

平成 28 年 3 月

令和 5 年 3 月改定



安 芸 太 田 町

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	4
3 計画対象範囲	5
4 計画の期間・目標年度	5
5 計画の目標	6
第2章 地域の概要	7
1 自然的条件	7
2 社会的条件	9
第3章 ごみ処理基本計画	18
1 ごみ処理の現状	18
2 現状施策を継続した場合のごみ排出量等の将来予測	53
3 ごみ処理の評価	61
4 ごみ処理に係る課題	68
5 ごみ処理に係る数値目標	70
6 基本方針	74
7 収集・運搬計画	95
8 中間処理等計画	96
9 最終処分計画	97
10 その他ごみ処理に関し必要な事項	97
第4章 生活排水処理基本計画	101
1 生活排水処理の現状と課題	101
2 し尿等処理に係る課題	114
3 生活排水処理計画	115
4 収集・運搬計画	120
5 中継計画	121
6 最終処分計画	123
7 災害時のし尿処理に係る計画	123
8 その他し尿等処理に関し必要な事項	123
第5章 計画の進捗管理	124

1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の趣旨

これまで続いてきた大量生産・消費という社会構造は、国民の生活様式の多様化や利便性の向上など、一定の効果をもたらした。しかし、一方では廃棄物排出量の増加が環境への負荷を増大させる結果となり、近年、このような環境負荷からの脱却に向けた循環型社会への転換が求められるようになってきている。

国においては、循環型社会形成推進基本計画の策定（平成30年6月）をはじめ、廃棄物関連法令の整備が進められている状態である。また、広島県においては第5次広島県廃棄物処理計画を策定（令和3年3月）し、廃棄物の減量化や各種の廃棄物対策に取り組んでいる。

平成27年9月国連サミットにおいて「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」が採択された。これは「地球上の誰一人として取り残さない」ことを理念とし、人類、地球およびそれらの繁栄のために設定された行動計画であり、17のゴールと169のターゲットで構成されている。

また、西日本豪雨などの大規模災害の頻発化に伴い災害廃棄物が発生することや、新型コロナウイルス感染症の拡大によるごみ排出量の変化や、安全面に配慮した廃棄物処理体制の確保など、社会情勢の変化によって多くの廃棄物関連の課題が新たに発生している。

こうした状況を鑑み、平成28年3月策定の安芸太田町一般廃棄物処理基本計画（以下「計画」）におけるこれまでの取り組みを評価したうえで、国の循環型社会形成推進基本計画や第5次広島県廃棄物処理計画などの策定・改定を踏まえて目標年度である令和13年度までの目標数値を設定した。

今後とも、廃棄物の減量化、リサイクルの推進や適正処理方法の確保、不法投棄の防止や環境意識の啓発など、現在の取り組みを継続していくとともに、社会状況により変化していく課題に対して適切かつ柔軟に対応していくことで循環型社会の実現に向けて歩みを進めていく。

廃棄物に関連する内容

- ・ 廃棄物エネルギーの利活用促進
- ・ 廃棄物の適正処理と排出者のマナー向上
- ・ 食品ロス対策を含めた資源ロスの削減
- ・ 廃棄物循環利用のさらなる促進
- ・ 災害廃棄物処理

SDGs(持続可能な開発目標)の17の目標

 <p>1 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる ※生活保護費割合(生活保護費/全歳出)</p>	 <p>10 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
 <p>2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する ※農業従業者1人当たりの経営耕地面積(販売農家の経営耕地面積/農業従事者数)</p>	 <p>11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する ※人口増減 [(出生数-死亡数)+(転入数-転出数)/総人口]</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する ※平均寿命(男女別)</p>	 <p>12 つくる責任 つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する ※空き家率(空き家数/総住宅数)</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する ※生徒1人当たりのコンピューター数(コンピューター数/生徒数)</p>	 <p>13 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる ※人口一人あたりのCO2排出量(CO2排出量/総人口)</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う ※役員女性の割合(女性の役員数/役員数)</p>	 <p>14 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する ※下水道処理人口普及率</p>	 <p>15 陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する ※森林面積割合(森林面積/総面積)</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>	 <p>16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する ※5歳未満人口割合(5歳未満人口/総人口)</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する ※失業率(完全失業率/労働力人口)</p>	 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する ※財政力指数</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靭なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る ※舗装道路割合(舗装道路実延長/道路実延長)</p>	 <p>※Goal達成に寄与する町の独自指標例</p>

表3-1 安芸太田町中間処理施設沿革

年月日	変遷
昭和40年12月7日	許可申請
昭和40年12月13日	山県郡西部衛生組合設立 (加計町・戸河内町・筒賀村・芸北町で構成)
昭和47年4月1日	吉和村加入
昭和54年4月1日	湯来町加入
平成4年4月1日	ポックルくろだおアメニティーセンター稼働
平成8年4月1日	ポックルくろだおクリーンセンター稼働
平成15年3月1日	吉和村・廿日市市の2市村合併し、廿日市市となる。
平成16年10月1日	加計町・戸河内町・筒賀村の3町村合併し、安芸太田町となる。
平成17年2月1日	芸北町・千代田町・大朝町・豊平町の4町合併し、北広島町となる。
平成17年3月31日	廿日市市脱退
平成17年4月25日	湯来町・広島市の2市町合併し、広島市となる。
平成19年3月31日	広島市脱退
平成19年4月1日	現在の安芸太田町・北広島町芸北地区となる。
平成29年3月31日	山県郡西部衛生組合が解散する。
平成29年4月1日	旧西部衛生組合施設を安芸太田町の所管とする。

資料：「旧山県郡西部衛生組合の沿革」（西部衛生ホームページより）を一部加工した。

太字：本町に係る内容を示す。

2. 計画の位置付け

本計画と関連計画・法律との関係は、

図 1-1 に示すとおりである。

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 6 条第 1 項（以下参照）に基づく一般廃棄物処理基本計画であり、その他の関連計画との整合性の図られたものとする。

【廃棄物処理法第 6 条第 1 項】（原文）

市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画
（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない

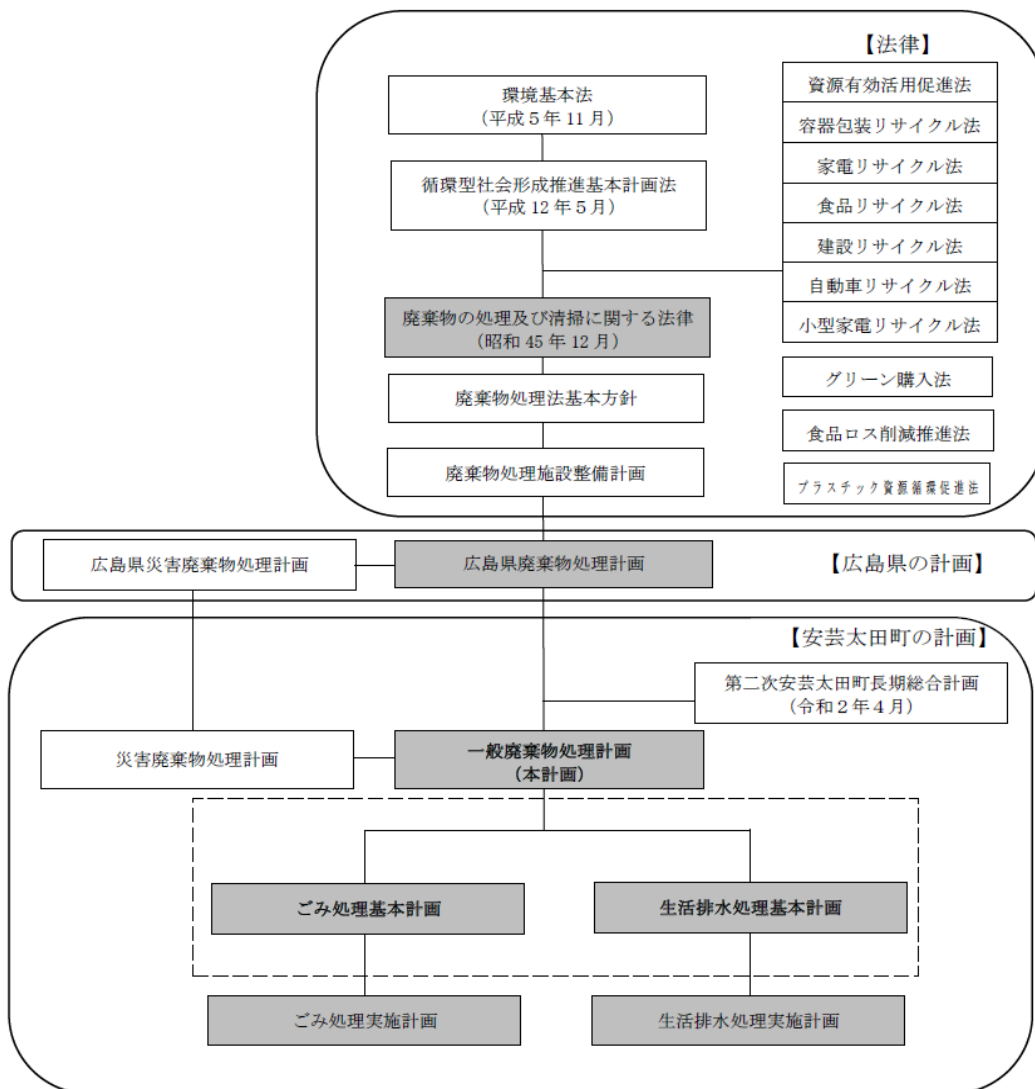


図 1-1 本計画と関連計画・法律との関係

注) 灰色の網掛は一般廃棄物の処理に係る計画等を示す。

3. 計画対象範囲

計画対象範囲は、図 1-2 に示すとおりである。

本計画の計画対象範囲は、廃棄物のうち一般廃棄物を対象とする。

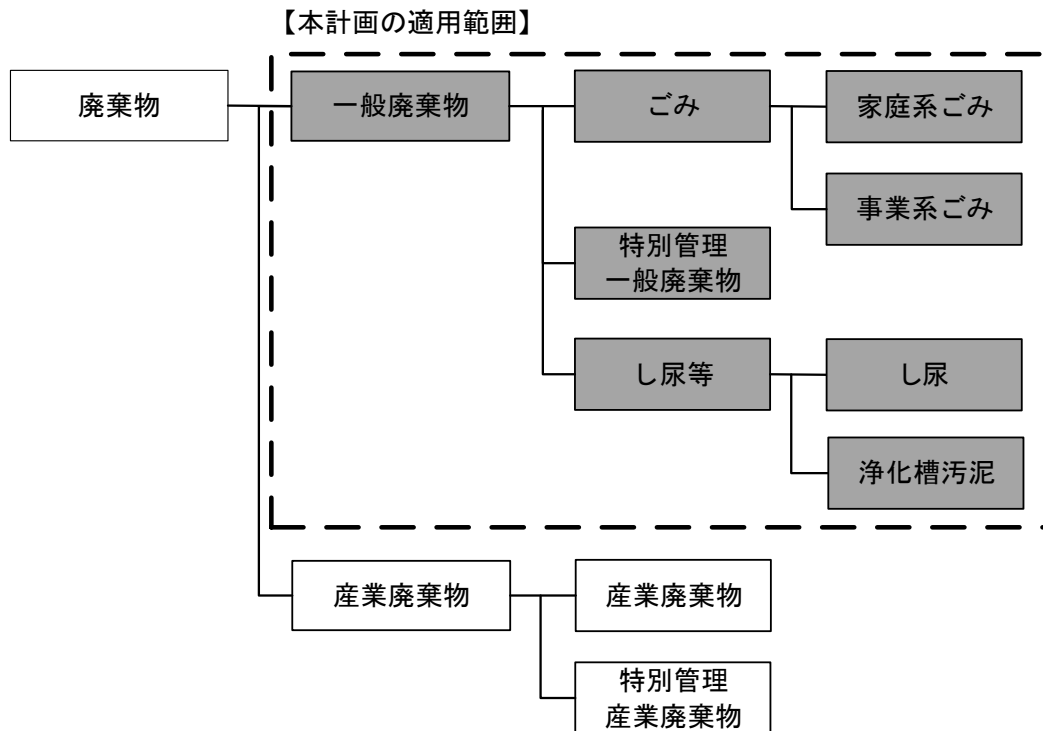


図 1-2 計画対象範囲

注) 灰色の網掛は本計画の適用範囲を示す。

4. 計画の期間・目標年度

【計画の期間】

平成 29 年度から令和 13 年度までの 15 年間とする。

【計画目標年次】

中間目標年度 : 令和 3 年度 (平成 29 年度から 5 年後)

目標年度 : 令和 13 年度 (平成 29 年度から 15 年後)

5. 計画の目標

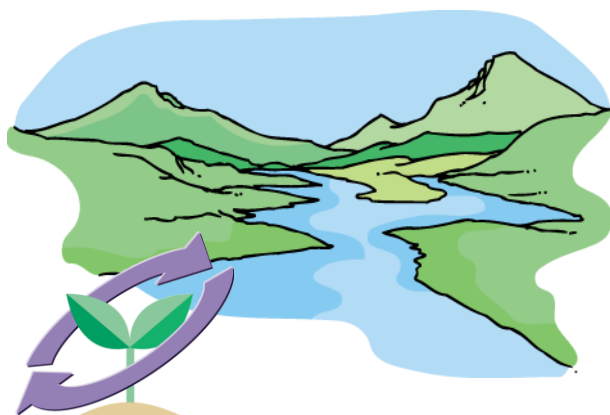
計画の目標は、以下に示すとおりである。

安芸太田町は、広島デルタを形成した太田川の源流域に位置し、県内最高峰の恐羅漢山をはじめとする山々に囲まれ、美しい自然環境とともに産業や暮らしを築いてきました。

また、政令指定都市の広島市に隣接するため、ほどよい利便性を享受しながらも、人と人の顔が見えるつながりを大切に、人情のある地域コミュニティを守り、育ててきました。

このような環境の中、安芸太田町の資源である「豊かな自然」と「人情」を強みに、町内外に人と人とのつながりが広がるまちを目指していくため、本町の自然環境を保全することは、将来の安芸太田町はもちろんのこと、太田川下流域、周辺地域の方々の生活環境に直結することから、本町の重要な役割となっている。

安芸太田の恵みを後世につなぐ
～美しく豊かな資源を守るために～



第2章 地域の概要

1 自然的条件

1.1 位置及び地勢

本町の位置は、図 2-1 に示すとおりである。

本町は町域の約9割を山林が占める中山間地域であり、都市的機能は町本庁舎及び各行政支所周辺、戸河内インターチェンジ周辺などに集中している。

また、県都・広島市と山陰地域を結ぶ交通の結節点であり、広島市内へは、中国自動車道利用により、約1時間でアクセスできる好立地にある。



図 2-1 本町の位置

出典：「第二次安芸太田町長期総合計画」（令和2年3月、安芸太田町）

1.2 気象

安芸太田町の年間平均気温は、旧戸河内町の 12.0℃から旧加計町の 13.3℃となっており、瀬戸内沿岸の広島市よりも 3.3℃程度低く、広島市との気温差は季節によって様相が異なる。冬季は脊梁山地に特有の厳しい気候となり、広島市を 3.5℃程度下回るが、夏季の気温は 25℃程度で、広島市との気温差は、2℃～3℃と逆にしのぎやすい冷涼な気候となる。

年間降水量は、1,900mm～2,300mm 程度で、広島市を約 25%程度上回るが、これは冬季の積雪量が相当程度影響している。

一方、標高約 90 メートルの南東部の太田川沿いと、北西部の県内最高峰である恐羅漢山（1,346 メートル）など千メートル級の山々が連なる山岳地域との高低差などの地形の影響により、安芸太田町の気象は局地的に大きな差が生じていることも大きな特徴となっている。

表 2-1 本町の気象

	最高気温 [°C]	最低気温 [°C]	平均気温 [°C]	降水量 [mm]
平成 27 年	37.0	-5.1	13.6	1,751.5
平成 28 年	38.3	-7.2	14.2	2024.5
平成 29 年	36.3	-5.4	13.2	1,833.0
平成 30 年	38.8	-10.1	13.7	2,197.0
平成 31 年	37.3	-3.5	14.0	1,626.0
令和 2 年	37.7	-3.7	13.8	2,111.0
令和 3 年	37.1	-6.7	13.7	2,422.5

出典：気象庁（加計観測所の気象データ）

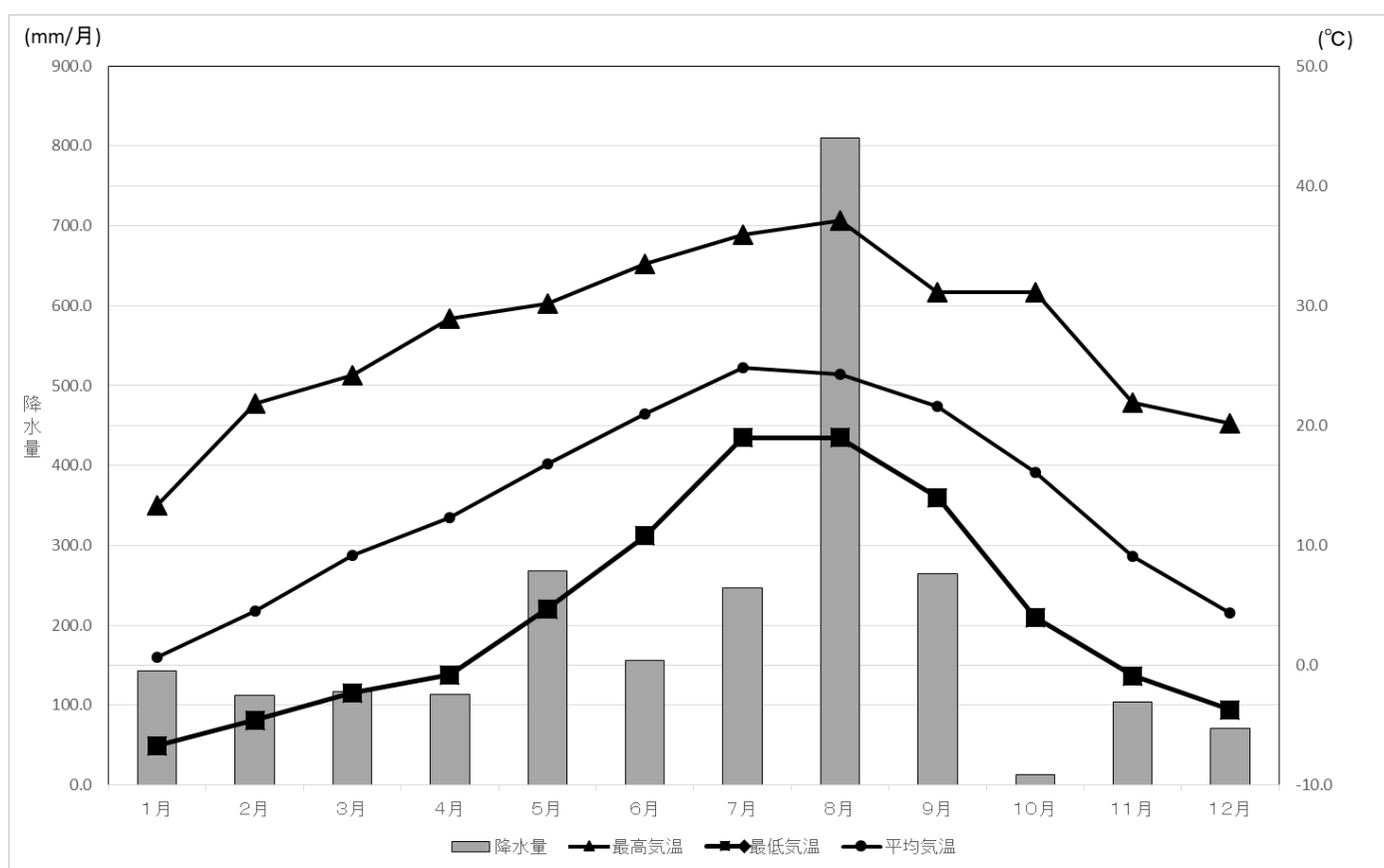


図 2-2 本町の気象（令和3年1月～12月）

出典：気象庁（加計観測所の気象データ）

2 社会的条件

2.1 人口等

2.1.1 総人口

総人口は、図 2-3 に示すとおりである。

総人口は、毎年 100~200 人程度減少しており、令和 4 年 3 月末現在の総人口は 5,792 人となっている。

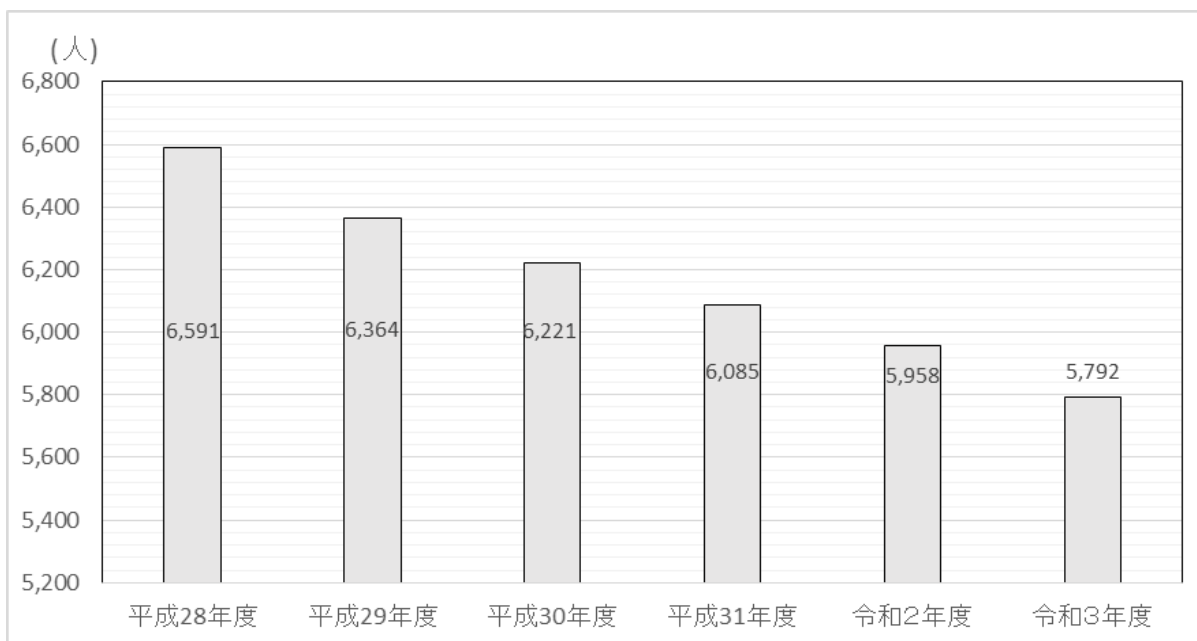
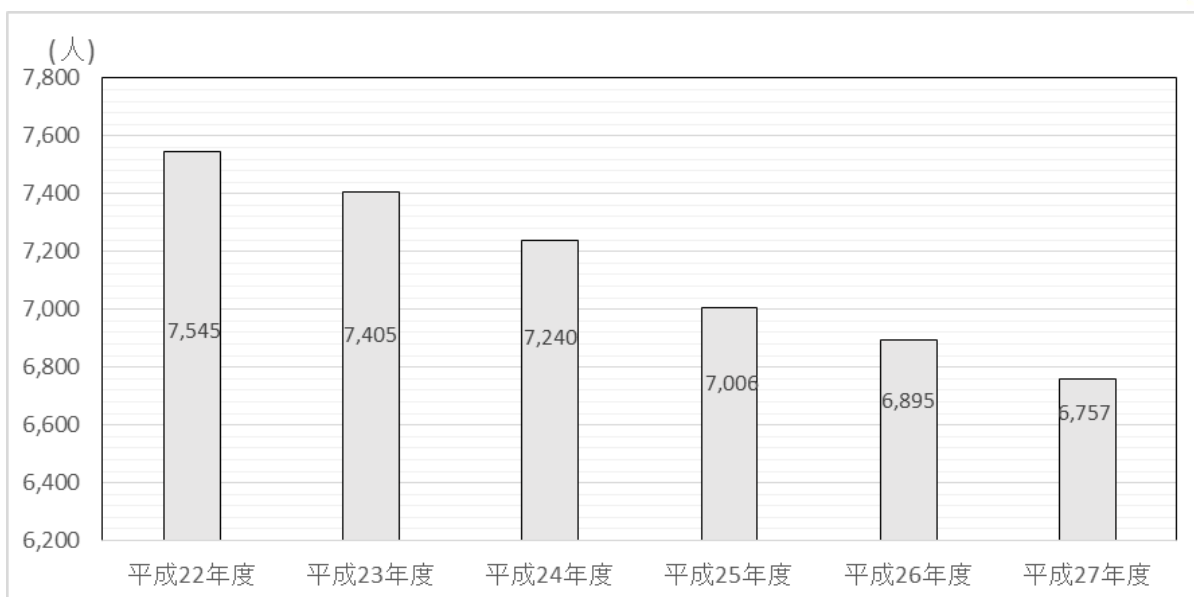


図 2-3 本町の総人口

出典：安芸太田町ホームページ「安芸太田町の人口と世帯数、各年 3 月末現在」

2.1.2 世帯数

世帯数は、図2-4に示すとおりである。

世帯数は、毎年20~60世帯程度減少しており、令和4年3月末現在の世帯数は3,070世帯となっている。

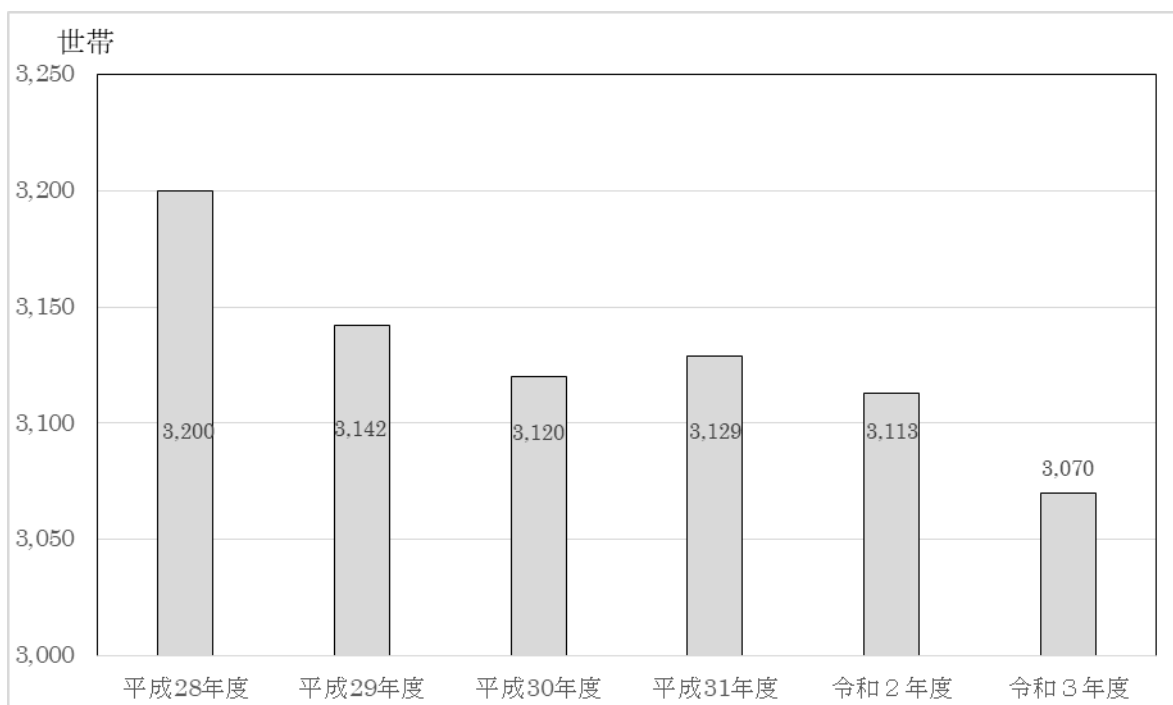
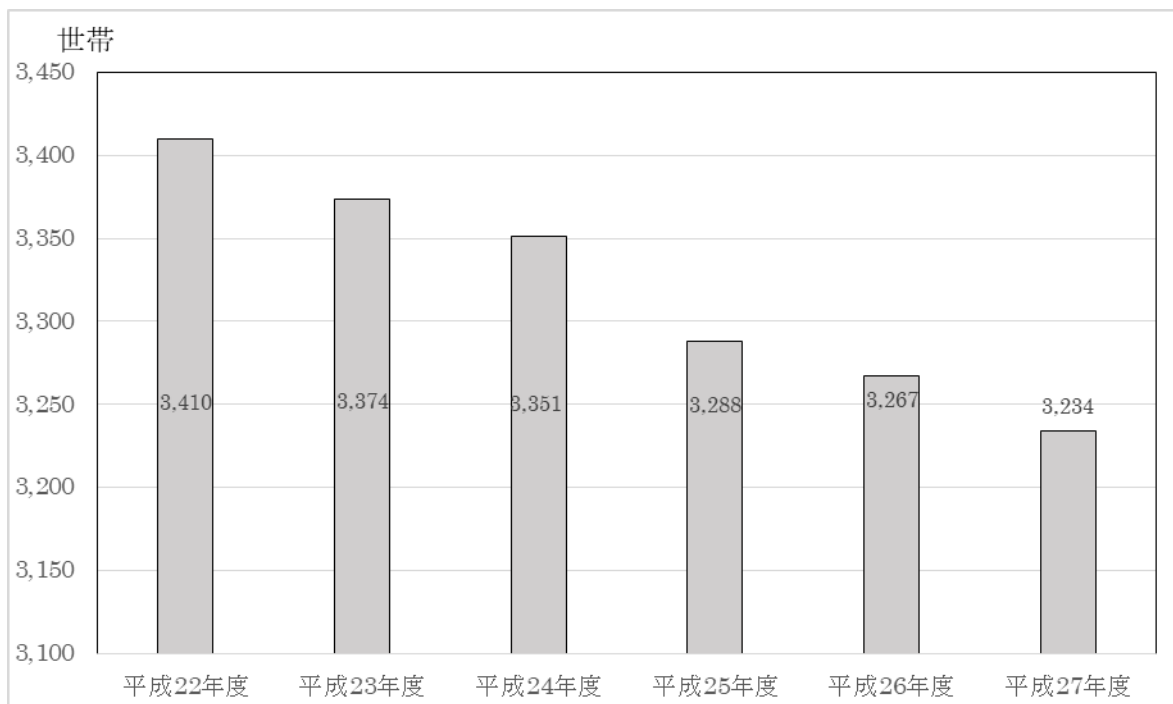


図2-4 本町の世帯数

出典：安芸太田町ホームページ「安芸太田町の人口と世帯数、各年3月末現在」



2.1.3 年齢構成

本町の年齢構成は、表 2-2 及び図 2-5 に示すとおりである。

本町の年齢構成は、平成 27 年度に比べ男性及び女性ともに高齢化の傾向にあり、0 歳～29 歳の年齢層が減少傾向にある。

2.2 産業構成

産業構成は、表 2-3 及び図 2-6 に示すとおりである。

就業者数は、年々減少しており令和 2 年は平成 24 年の 2,517 人に対して 2,054 人と年々減少している。産業構成は、第 3 次産業が 7 割程度、第 2 次産業が 2 割程度、第 1 次産業が 1 割未満となっている。第 3 次産業は、卸売・小売業や医療、福祉の構成比率が高くなっている。



表 2-2 本町の年齢構成

年齢	平成27年度		令和2年度	
	男	女	男	女
0～4歳	146	148	69	90
5～9歳	187	166	102	103
10～14歳	209	200	145	136
15～19歳	175	147	111	103
20～24歳	145	106	86	65
25～29歳	186	159	87	84
30～34歳	152	173	128	107
35～39歳	178	176	166	152
40～44歳	231	214	137	139
45～49歳	314	240	178	161
50～54歳	336	323	213	205
55～59歳	260	321	289	255
60～64歳	288	392	322	334
65～69歳	412	474	263	330
70～74歳	418	492	251	345
75～79歳	304	465	321	415
80～84歳	168	328	288	376
85～89歳	92	257	132	293
90～94歳	39	115	45	141
95～99歳	5	35	15	64
100歳以上	1	4	1	8

[人]

男性

女性

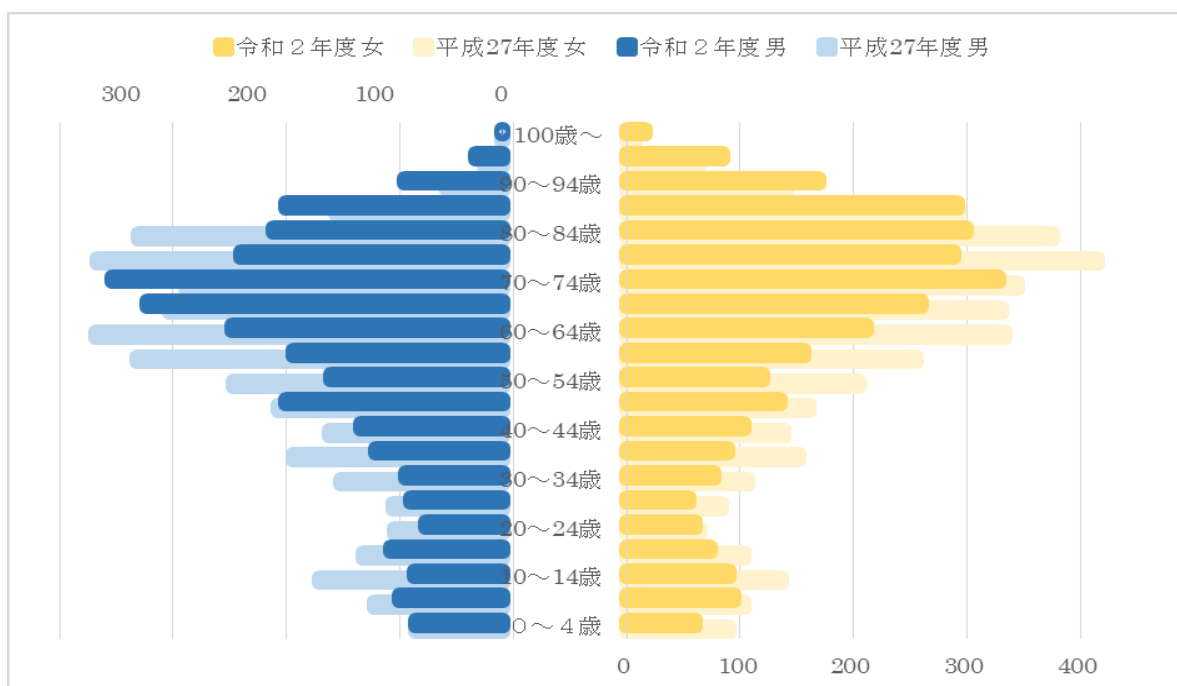


図 2-5 本町の年齢構成

出典：「国勢調査」（平成27年度、令和2年度）

表 2-3 産業構成

産業	平成26年		平成29年		平成31年		令和2年	
	就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)
農林漁業	106	4.2	136	5.5	136	5.5	83	8.9
第1次産業計	106	4.2	136	5.5	136	5.5	83	8.9
鉱業、砕石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	349	13.9	317	12.9	313	12.8	201	10.4
製造業	344	13.6	293	11.9	293	11.9	255	11.4
第2次産業計	693	27.5	610	24.8	606	24.7	456	21.8
電気・ガス熱供給水道業	46	1.8	44	1.8	44	1.8	25	0.9
情報通信業	5	0.2	6	0.2	6	0.2	2	0.2
運輸業、郵便業	119	4.7	124	5.0	124	5.0	118	4.8
卸売・小売業	571	22.7	536	21.9	542	22.1	227	11.9
金融・保険業	19	0.8	19	0.8	19	0.8	13	0.5
不動産業、物品貸借業	19	0.8	22	0.9	20	0.9	10	0.7
学術研究、専門・技術サービス業	7	0.3	13	0.5	13	0.5	23	1.6
宿泊業、飲食店サービス業	170	6.8	222	9.0	224	9.1	115	6.2
生活関連サービス業、娯楽業	72	2.9	86	3.5	84	3.5	35	2.6
教育、学習支援業	5	0.2	5	0.2	5	0.2	73	2.9
医療、福祉	408	16.2	382	15.6	382	15.6	466	18.0
複合サービス事業	71	2.8	69	2.8	69	2.8	59	2.3
サービス業	201	7.9	182	7.4	180	7.3	149	7.3
公務	5	0.2	—	—	—	—	171	6.4
第3次産業計	1,718	68.3	1,710	69.6	1,712	69.8	1,486	66.3
分類不能の産業	—	—	—	—	—	—	29	3.0
合計	2,517	100.00	2,456	100.00	2,454	100.0	2,054	100.00

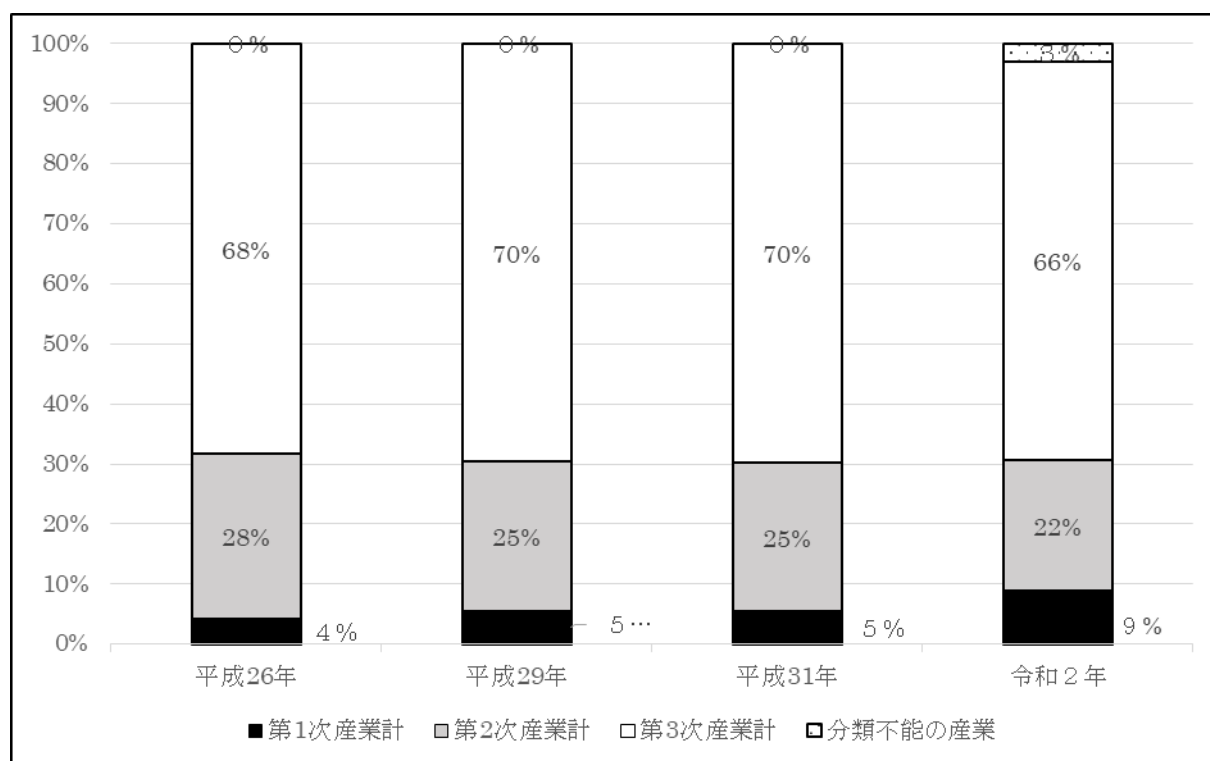


図 2-6 産業構成

出典：「統計情報」（広島県ホームページより）

2.3 水域利用

本町は、一級河川の太田川をはじめ、太田川水系の柴木川、滝山川、西宗川、丁川、松原川、筒賀川、大暮川、板ヶ谷川が流れている。

2.4 交通

本町の主要な道路交通網は、図 2-7 に示すとおりである。

南部に中国自動車道、国道 191 号、186 号が走っている。沿線が平地となり、市街地が点在している。



図 2-7 本町の主要な道路交通網

出典：「第二次安芸太田町長期総合計画」（令和4年3月、安芸太田町）に基づき作成

2.5 公共公益施設

本町の公共公益施設の状況は、表 2-4 に示すとおりである。

本町には、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校があり、小学校の学校数は平成 27 年に 2 校減少し、中学校は平成 29 年度に 1 校減少している。

表 2-4 公共公益施設の状況

		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年
幼稚園	園 数	1	1	1	1	1	1	0
	園児童	7	7	4	4	5	1	0
小学校	学校数	7	4	4	4	4	4	4
	児童数	208	197	203	202	203	211	216
中学校	学校数	3	3	2	2	2	2	2
	生徒数	128	116	119	113	100	94	96
高等学校	学校数	1	1	1	1	1	1	1
	生徒数	95	66	41	78	100	109	106

出典：「統計情報」（広島県ホームページより）

2.6 文化財

本町の文化財の指定・登録件数は、表 2-5 に示すとおりである。

本町には国指定が 4、県指定が 14、町指定が 38 の重要文化財等があり、多くの重要文化財を有している。

表 2-5 重要文化財等の指定・登録件数

			国指定	県指定	町指定	計
重要文化財	有形文化財	建造物（国宝）	0	0	0	0
		建造物	0	1	8	9
		美術工芸品	0	3	7	10
		民俗文化財	有形	0	0	1
	無形		0	4	4	8
	無形文化財	0	0	0	0	
記念物	史跡		0	1	7	8
	名勝		1	1	2	4
	天然記念物	植物	0	3	7	10
		動物	0	1	1	2
		地質	1	0	1	2
伝統的建築物群保存地区			0	0	0	0
登録文化財		建造物	2	0	0	2
合 計			4	14	38	56

出典：「安芸太田町指定文化財一覧表（令和 4 年 4 月 1 日現在）」（安芸太田町教育委員会）

「国登録 登録有形文化財（文化財建造物）一覧表（令和 4 年 4 月 1 日現在）」

（安芸太田町教育委員会）

2.7 観光

本町の年間観光客数は図2-8、観光消費額は図2-9に示すとおりである。

年間総観光客数は、平成27年度から平成31年度まで58万人前後の観光客が本町を訪れており、観光客は平成27年度からほぼ横ばいの状態で令和2年度から減少傾向にある。

観光消費額平成27年度に1,919円/人であるが、令和2年度に1,203円/人と減少傾向にある。今後も特産品や飲食メニューの開発など観光消費額の増加につながる取組が求められている。

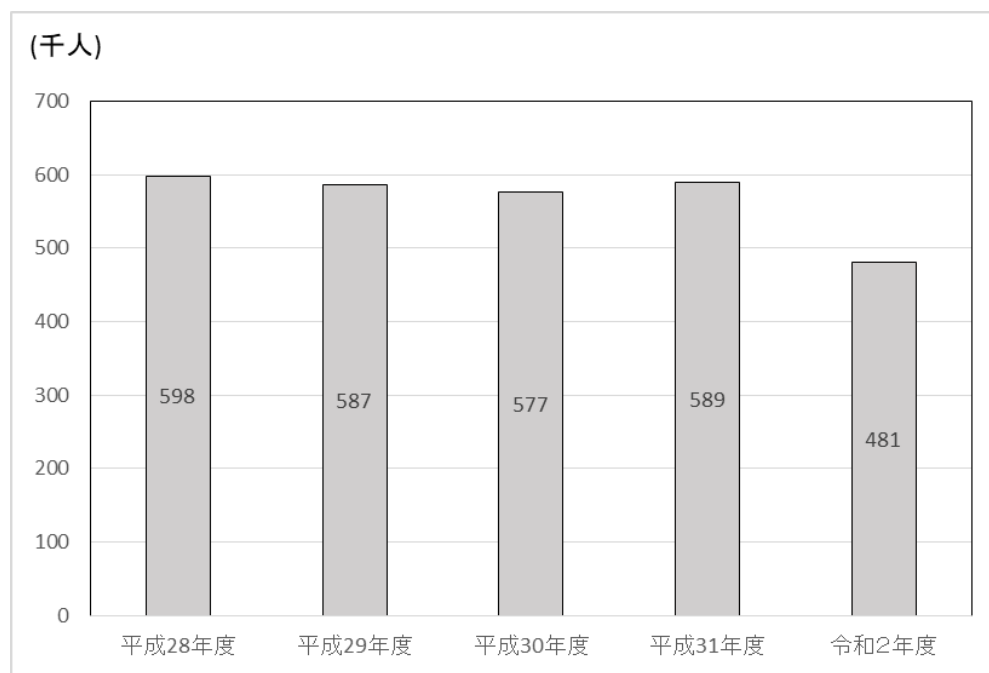
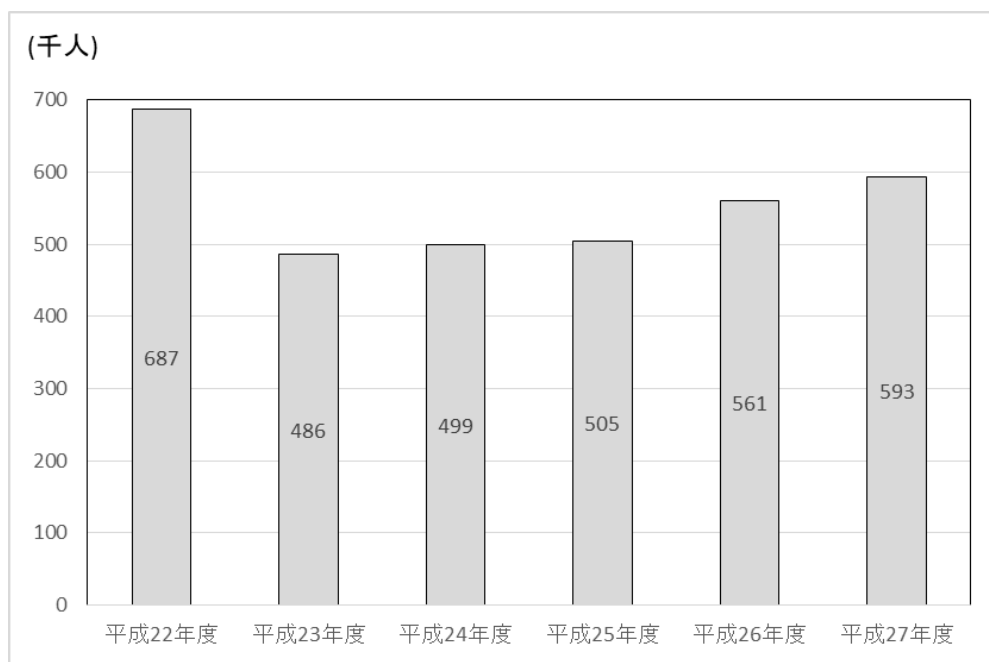


図2-8 本町の観光客の推移

出典：広島県統計年鑑（平成22年～令和2年度）

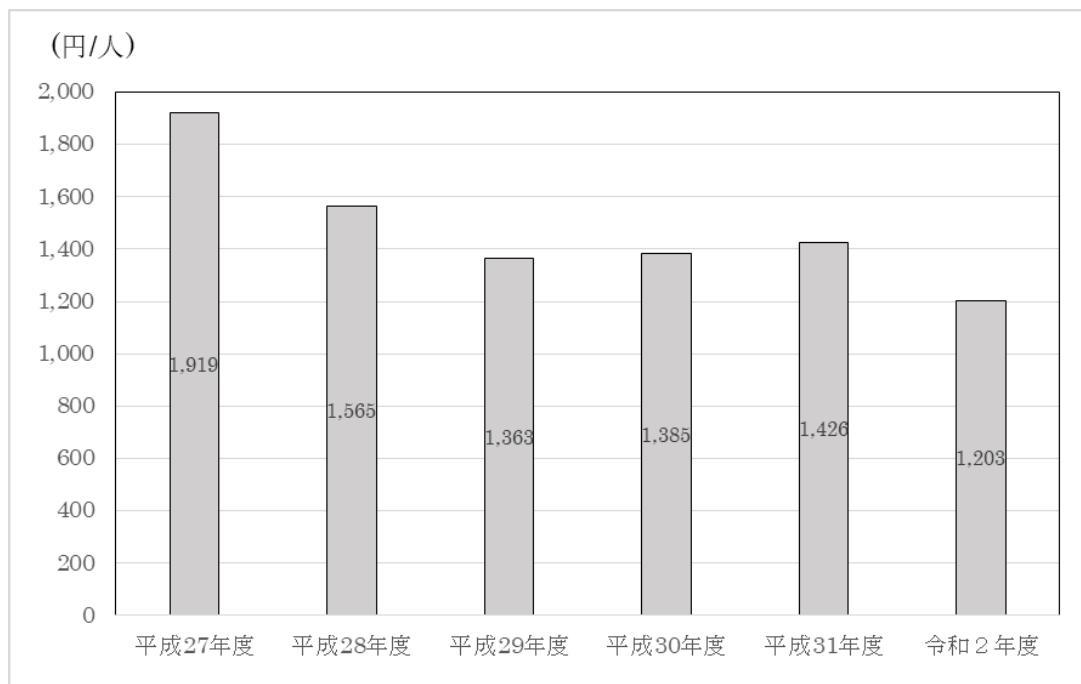
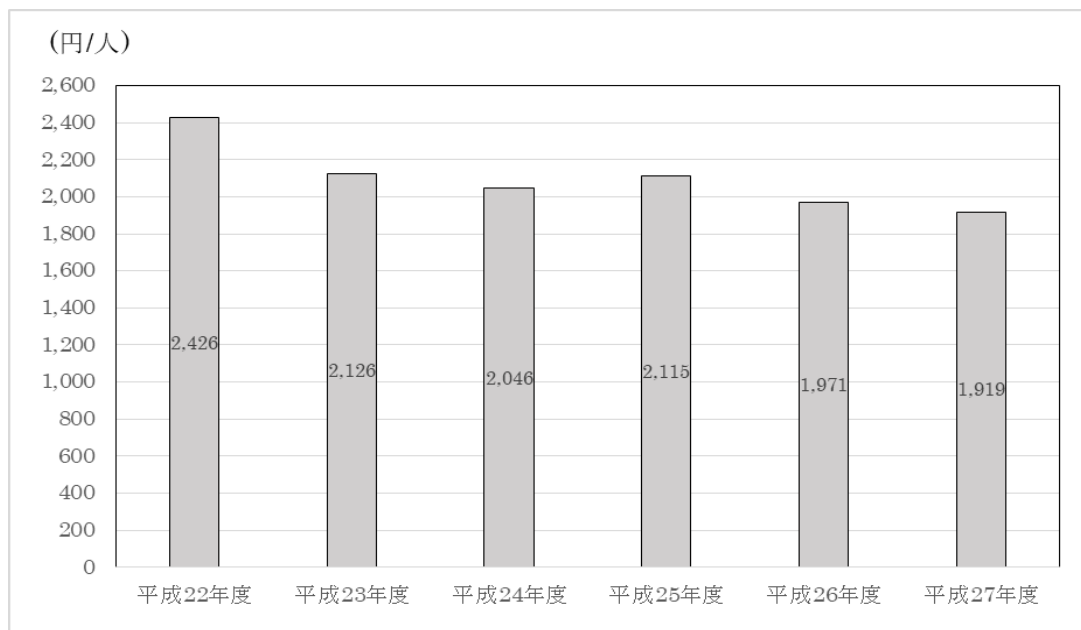


図 2-9 観光消費額の推移

出典：広島県統計年鑑（平成22年～令和2年度）

第3章 ごみ処理基本計画

1 ごみ処理の現状

1.1 ごみ排出量等

1.1.1 ごみ総排出量

ごみ総排出量の推移は、及び表 3-1 に示すとおりである。

ごみ総排出量は、家庭系ごみ及び事業系ごみ（直接搬入含む）の合計である。

家庭ごみは約 900 t、事業系ごみは約 800 t が平均的に排出されている。

令和3年度のごみ総排出量は、1,388t/年となっており、平成28年度の1,732t/年に比べ約20%の減少となっている。

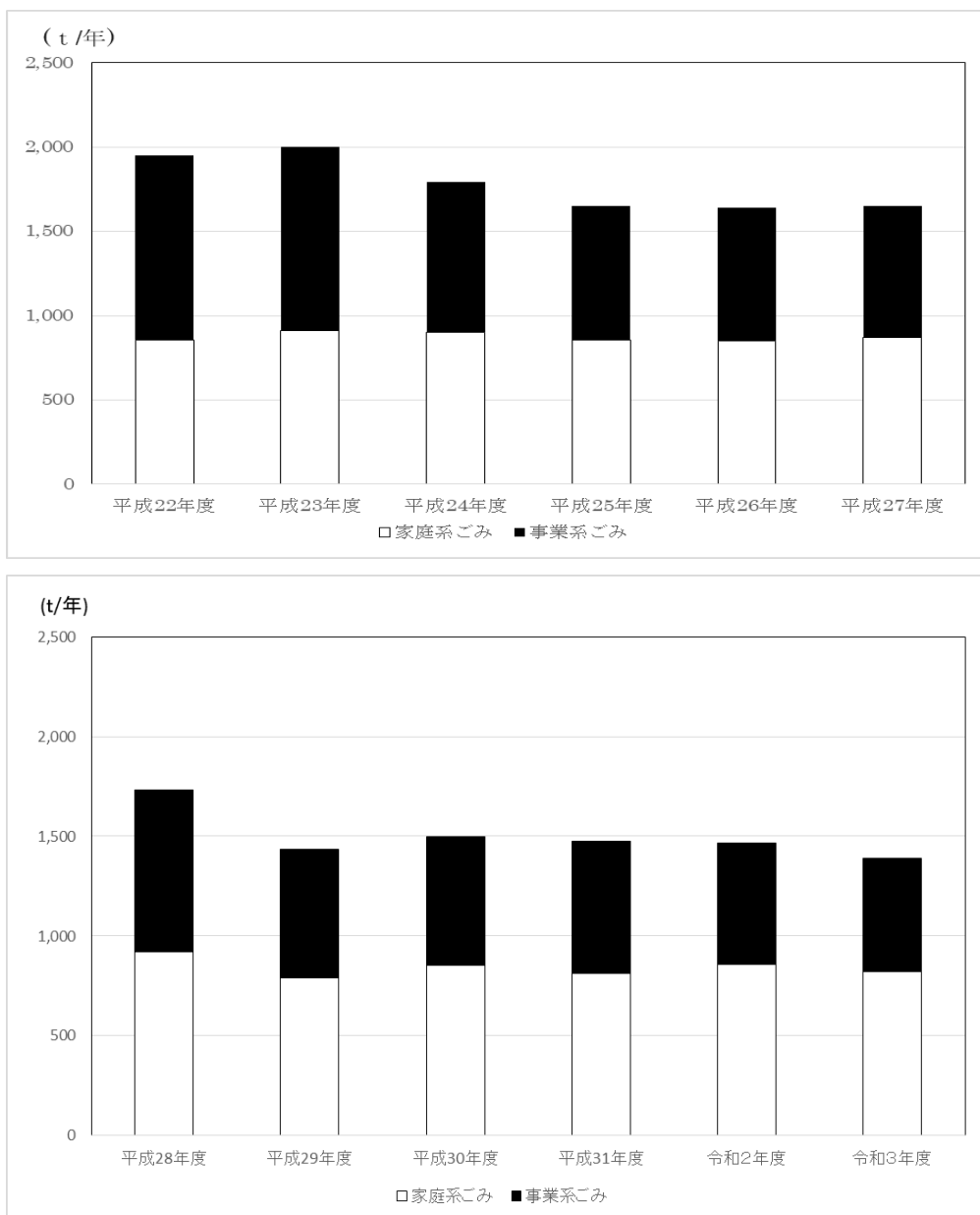
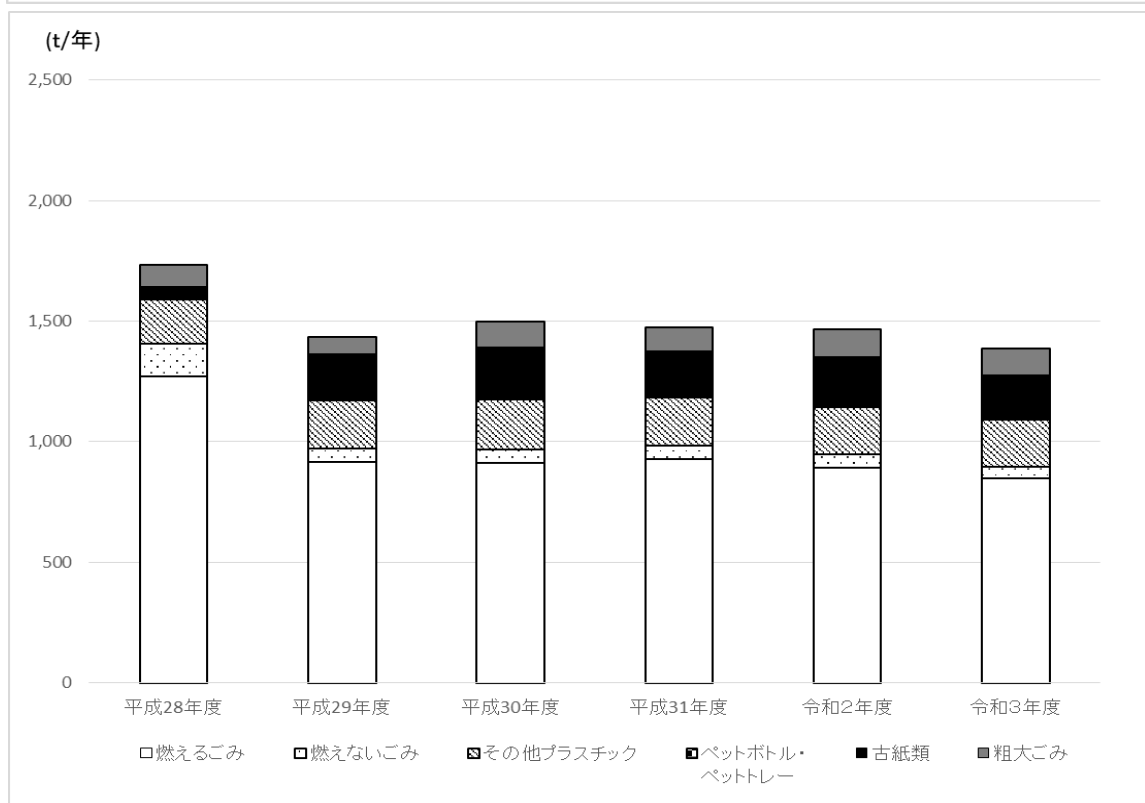
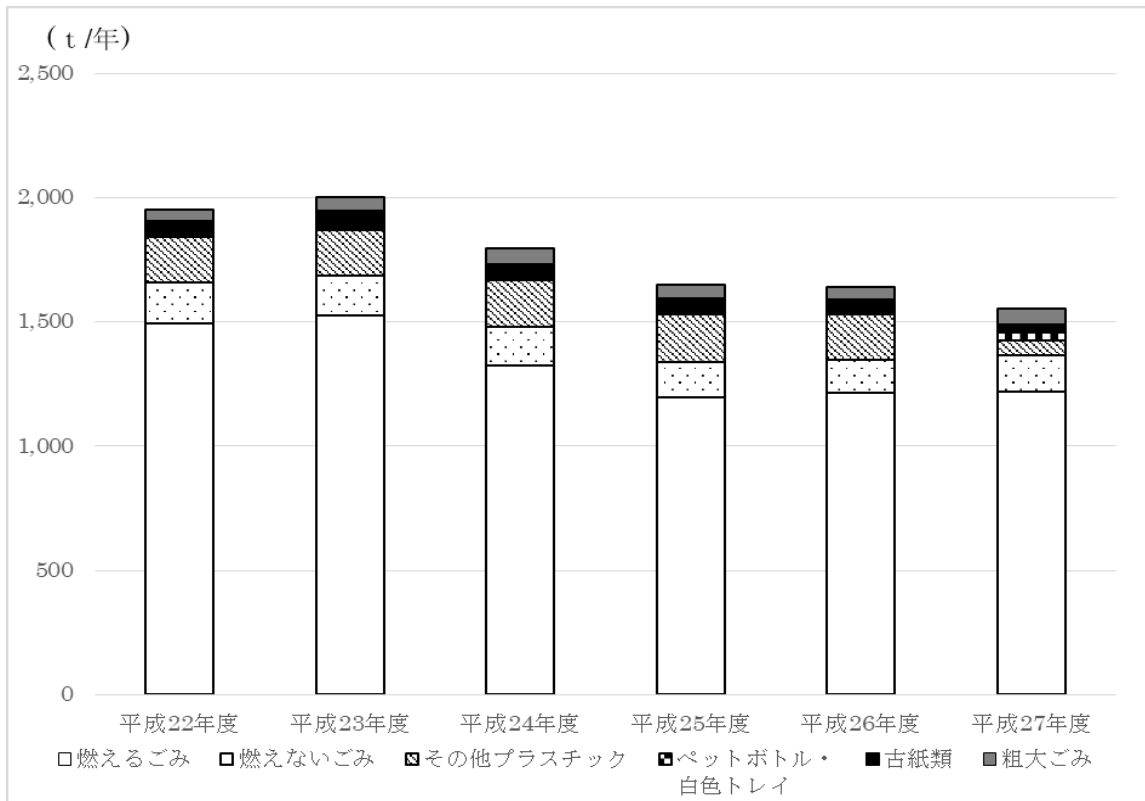


図 3-1 ごみ総排出量の推移（排出形態別）



※平成29年度以降は、白色トレイのみでの収集は実施せず。

ごみ総排出量の推移（ごみ種別）

表 3-1 ごみ総排出量の推移

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
行政区域内人口 [人]		7,545	7,405	7,240	7,006	6,895	6,757	
計画収集人口		7,514	7,405	7,240	7,006	6,895	6,757	
自家処理人口		31	0	0	0	0	0	
家庭系 〔t/年〕	収集	燃えるごみ	470	505	496	481	487	501
		燃えないごみ	133	130	128	116	110	111
		その他プラスチック	126	129	124	121	119	122
		ペットボトル・ 白色トレイ	4	4	4	4	3	3
		古紙類	42	53	45	44	39	32
		粗大ごみ	13	17	14	14	12	16
		収集ごみ計	788	838	811	780	770	785
	直接搬入	燃えるごみ	21	23	28	24	31	25
		燃えないごみ	10	7	11	9	7	8
		その他プラスチック	4	4	6	6	5	6
		ペットボトル・ 白色トレイ	0	0	0	0	0	0
		古紙類	6	7	6	6	5	6
		粗大ごみ	28	30	40	30	33	39
		直接搬入ごみ計	69	71	91	75	81	84
	直接 収集 搬入	燃えるごみ	491	528	524	505	518	526
		燃えないごみ	143	137	139	125	117	119
		その他プラスチック	130	133	130	127	124	128
		ペットボトル・ 白色トレイ	4	4	4	4	3	3
		古紙類	48	60	51	50	44	38
		粗大ごみ	41	47	54	44	45	55
家庭系ごみ計		857	909	902	855	851	869	
事業系 〔t/年〕	収集	燃えるごみ	785	770	601	493	514	520
		燃えないごみ	14	14	12	11	10	7
		その他プラスチック	29	28	31	41	35	22
		ペットボトル・ 白色トレイ	0	0	0	0	0	0
		古紙類	1	1	1	0	0	0
		粗大ごみ	0	0	0	0	0	0
		収集ごみ計	829	813	645	545	559	549
	直接搬入	燃えるごみ	219	229	199	199	182	175
		燃えないごみ	8	7	7	6	6	7
		その他プラスチック	23	24	24	24	25	27
		ペットボトル・ 白色トレイ	0	0	0	0	0	0
		古紙類	9	10	9	10	11	13
		粗大ごみ	5	8	9	11	7	8
		直接搬入ごみ計	264	278	248	250	231	230
	直接 収集 搬入	燃えるごみ	1,004	999	800	692	696	695
		燃えないごみ	22	21	19	17	16	14
		その他プラスチック	52	52	55	65	60	49
		ペットボトル・ 白色トレイ	0	0	0	0	0	0
		古紙類	10	11	10	10	11	13
		粗大ごみ	5	8	9	11	7	8
事業系ごみ計		1,093	1,091	893	795	790	779	

出典：「公共施設状況調査」ごみ排出量（平成22年～平成27年度）

表 3-1 ごみ総排出量の推移

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
家庭系+事業系「t/年」	収集	燃えるごみ	1,255	1,275	1,097	974	1,001	1,021
		燃えないごみ	147	144	140	127	120	129
		その他プラスチック	155	157	155	162	154	25
		ペットボトル・白色トレイ	4	4	4	4	3	32
		古紙類	43	54	46	44	39	16
		粗大ごみ	13	17	14	14	12	16
		収集ごみ排出量	1,617	1,651	1,456	1,325	1,329	1,239
	直接搬入	燃えるごみ	240	252	227	223	213	200
		燃えないごみ	18	14	18	15	13	15
		その他プラスチック	27	28	30	30	30	33
		ペットボトル・白色トレイ	0	0	0	0	0	0
		古紙類	15	17	15	16	16	19
		粗大ごみ	33	38	49	41	40	47
		直搬入ごみ計	333	349	339	325	312	314
	収集+直接搬入	燃えるごみ	1,495	1,527	1,324	1,197	1,214	1,221
		燃えないごみ	165	158	158	142	133	144
		その他プラスチック	182	185	185	192	184	58
		ペットボトル・白色トレイ	4	4	4	4	3	32
		古紙類	58	71	61	60	55	35
		粗大ごみ	46	55	63	55	52	63
		家庭系+事業系ごみ計	1,950	2,000	1,795	1,650	1,641	1,553
ごみ排出量 [t/年]		1,950	2,000	1,795	1,650	1,641	1,553	
自家処理量 [t/年]		0	0	0	0	0	0	
ごみ総排出量（ごみ排出量+自家処理量） [t/年]		1,950	2,000	1,795	1,650	1,641	1,553	

出典：「公共施設状況調査」ごみ排出量（平成22年～平成27年度）

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	
行政区域内人口 [人]		6,591	6,364	6,221	6,085	5,958	5,792	
計画収集人口		6,591	6,364	6,221	6,085	5,958	5,792	
自家処理人口		0	0	0	0	0	0	
家庭系 〔t/年〕	収集	燃えるごみ	519	409	409	409	416	411
		燃えないごみ	113	38	44	38	43	39
		その他プラスチック	126	119	120	119	120	115
		ペットボトル・白色トレイ	3	4	4	4	5	5
		古紙類	35	113	133	113	134	128
		粗大ごみ	17	18	21	18	12	11
		収集ごみ計	813	701	731	701	730	709
	直接搬入	燃えるごみ	31	8	11	11	16	15
		燃えないごみ	8	9	10	9	10	6
		その他プラスチック	10	9	12	10	10	7
		ペットボトル・白色トレイ	0	0	0	0	0	0
		古紙類	5	20	19	16	19	15
		粗大ごみ	56	44	72	64	74	72
		直接搬入ごみ計	110	90	124	110	129	115
	直接搬入 + 収集	燃えるごみ	550	417	420	420	432	426
		燃えないごみ	121	47	54	47	53	45
		その他プラスチック	136	128	132	129	130	122
		ペットボトル・白色トレイ	3	4	4	4	5	5
		古紙類	40	133	152	129	153	143
		粗大ごみ	73	62	93	82	86	83
		家庭系ごみ計	923	791	855	811	859	824
事業系 〔t/年〕	収集	燃えるごみ	524	345	335	345	309	297
		燃えないごみ	9	4	1	4	0	0
		その他プラスチック	19	39	45	39	49	54
		ペットボトル・白色トレイ	0	0	0	0	0	0
		古紙類	1	25	26	25	18	11
		粗大ごみ	0	0	0	0	19	23
		収集ごみ計	553	413	407	413	395	385
	直接搬入	燃えるごみ	197	153	155	163	151	126
		燃えないごみ	6	6	4	3	1	2
		その他プラスチック	26	32	31	32	20	20
		ペットボトル・白色トレイ	0	0	0	0	0	0
		古紙類	11	29	32	35	30	23
		粗大ごみ	16	9	15	18	10	8
	直接搬入ごみ計	256	229	237	251	212	179	
	直接搬入 + 収集	燃えるごみ	721	498	490	508	460	423
		燃えないごみ	15	10	5	7	1	2
		その他プラスチック	45	71	76	71	69	74
		ペットボトル・白色トレイ	0	0	0	0	0	0
		古紙類	12	54	58	60	48	34
		粗大ごみ	16	9	15	18	29	31
		事業系ごみ計	809	642	644	664	607	564

出典：「公共施設状況調査」ごみ排出量（平成28年～令和3年度）

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	
家庭系 + 事業系 〔t/年〕	収集	燃えるごみ	1,043	754	744	754	725	708
		燃えないごみ	122	42	45	42	43	39
		その他プラスチック	145	158	165	158	169	169
		ペットボトル・ 白色トレイ	3	4	4	4	5	5
		古紙類	36	138	159	138	152	139
		粗大ごみ	17	18	21	18	31	34
		収集ごみ排出量	1,366	1,114	1,138	1,114	1,125	1,094
		直接搬入	燃えるごみ	228	161	166	174	167
	燃えないごみ		14	15	14	12	11	8
	その他プラスチック		36	41	43	42	30	27
	ペットボトル・ 白色トレイ		0	0	0	0	0	0
	古紙類		16	49	51	51	49	38
	粗大ごみ		72	53	87	82	84	80
	直搬入ごみ計		366	319	361	361	341	294
	収集+ 直接搬入		燃えるごみ	1,271	915	910	928	892
		燃えないごみ	136	57	59	54	54	47
		その他プラスチック	181	199	208	200	199	196
		ペットボトル・ 白色トレイ	3	4	4	4	5	5
		古紙類	52	187	210	189	201	177
		粗大ごみ	89	71	108	100	115	114
		家庭系+事業系ごみ計	1,732	1,433	1,499	1,475	1,466	1,388
ごみ排出量 [t/年]		1,732	1,433	1,499	1,475	1,466	1,388	
自家処理量 [t/年]	0	0	0	0	0	0		
ごみ総排出量（ごみ排出量+自家処理量） [t/年]	1,732	1,433	1,499	1,475	1,466	1,388		

出典：「公共施設状況調査」ごみ排出量（平成28年～令和3年度）





1.1.2 家庭系ごみ排出量

家庭系ごみ排出量の推移は、図3-2に示すとおりである。

家庭系ごみの排出量は、平成28年度の山県郡西部衛生組合解散に伴い一時的に増加したものの、それ以降は横ばい傾向にある。

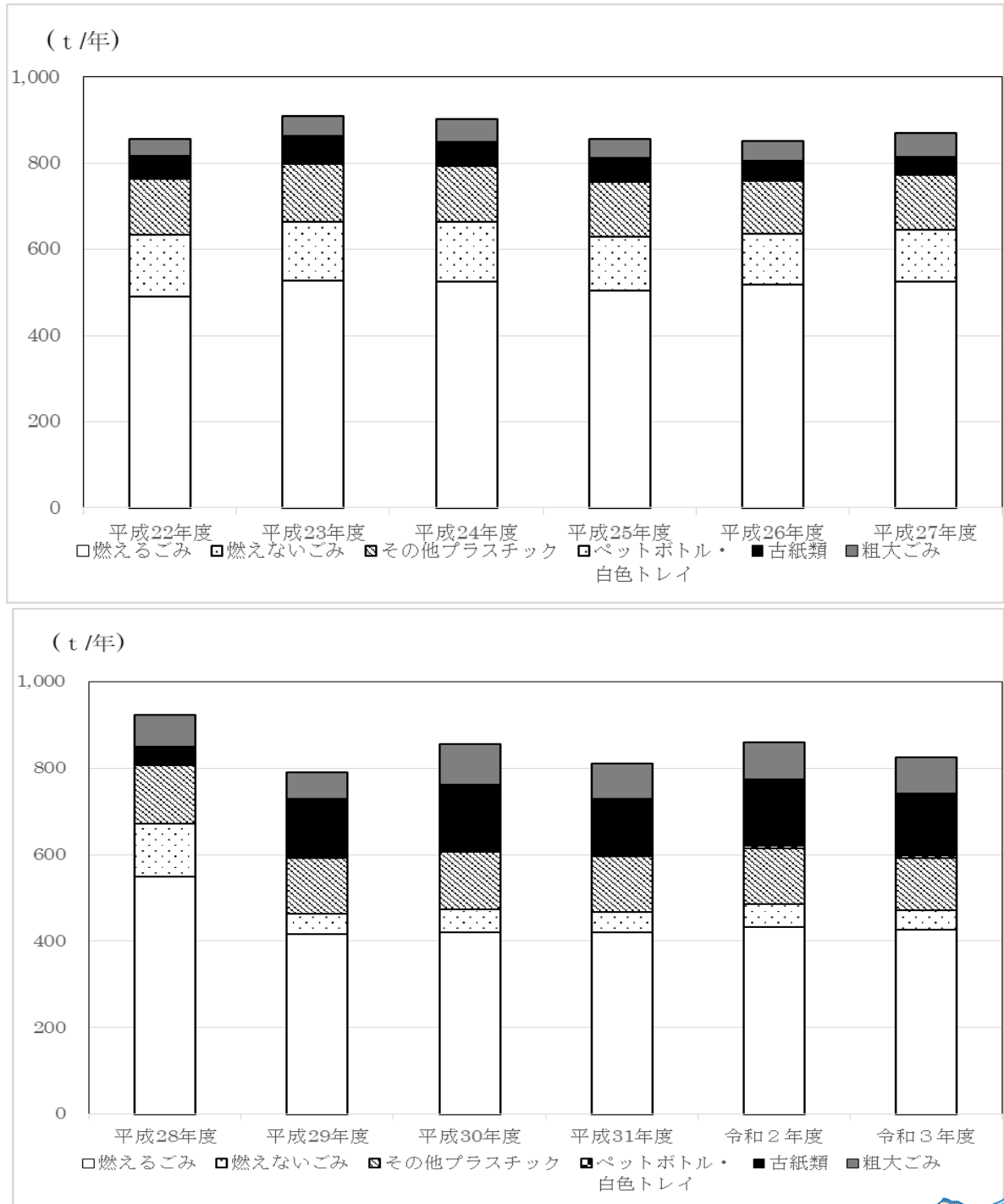


図3-2 家庭系ごみ排出量の推移



1.1.3 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量の推移は、図3-3に示すとおりである。

事業系ごみの排出量は、平成28年度は山県郡西部衛生組合の解散に伴い一時的に増加
燃えるごみは、増加したものの、それ以降は横ばいから減少傾向にある。

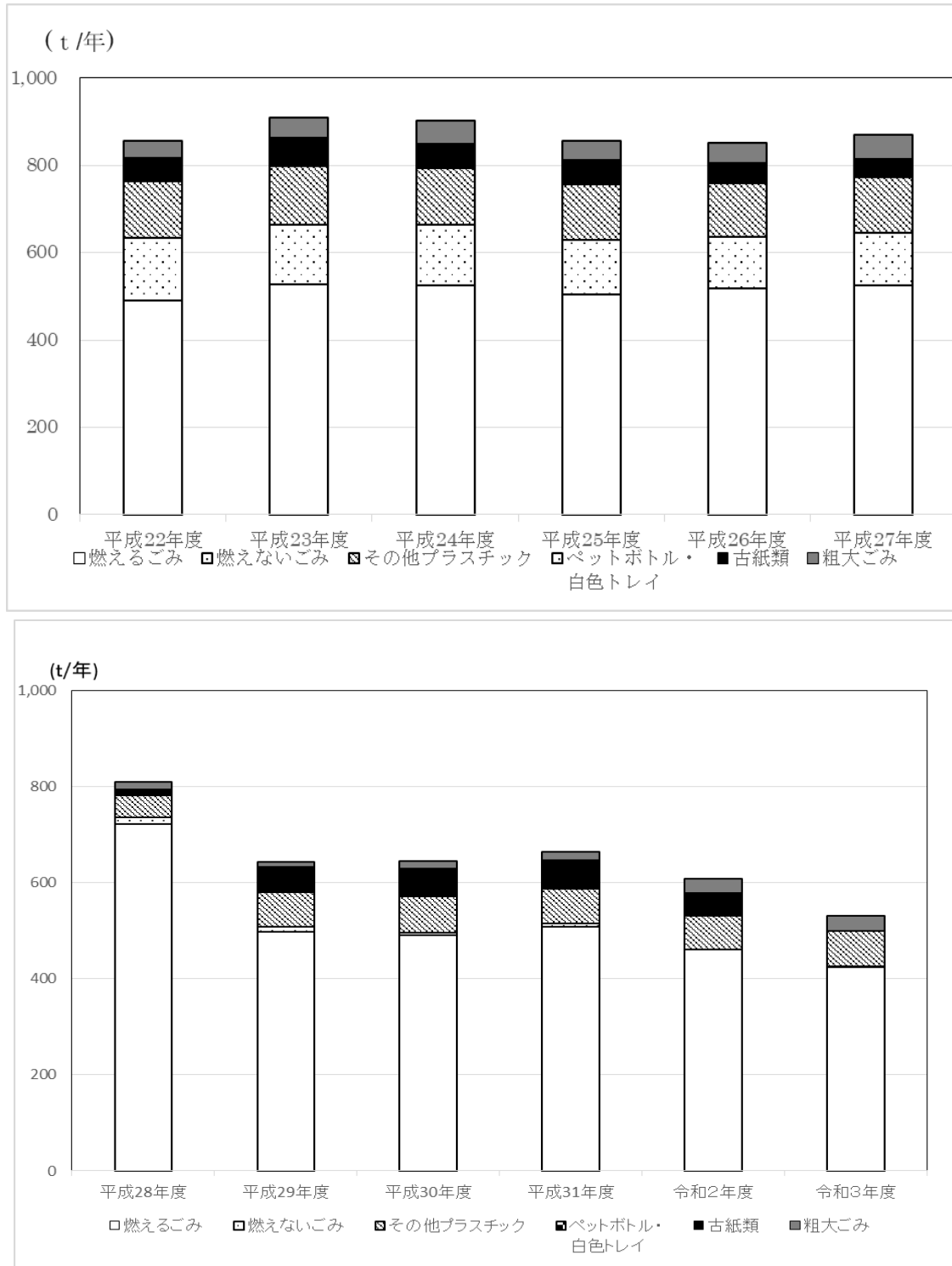


図3-3 事業系ごみ排出量の推移

1.1.4 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量

1人1日あたりの家庭系ごみ排出量の推移は、図3-4及び表3-2に示すとおりである。
1人1日あたりの家庭系ごみ排出量は、平成28年度以降ほぼ横ばいで推移している。

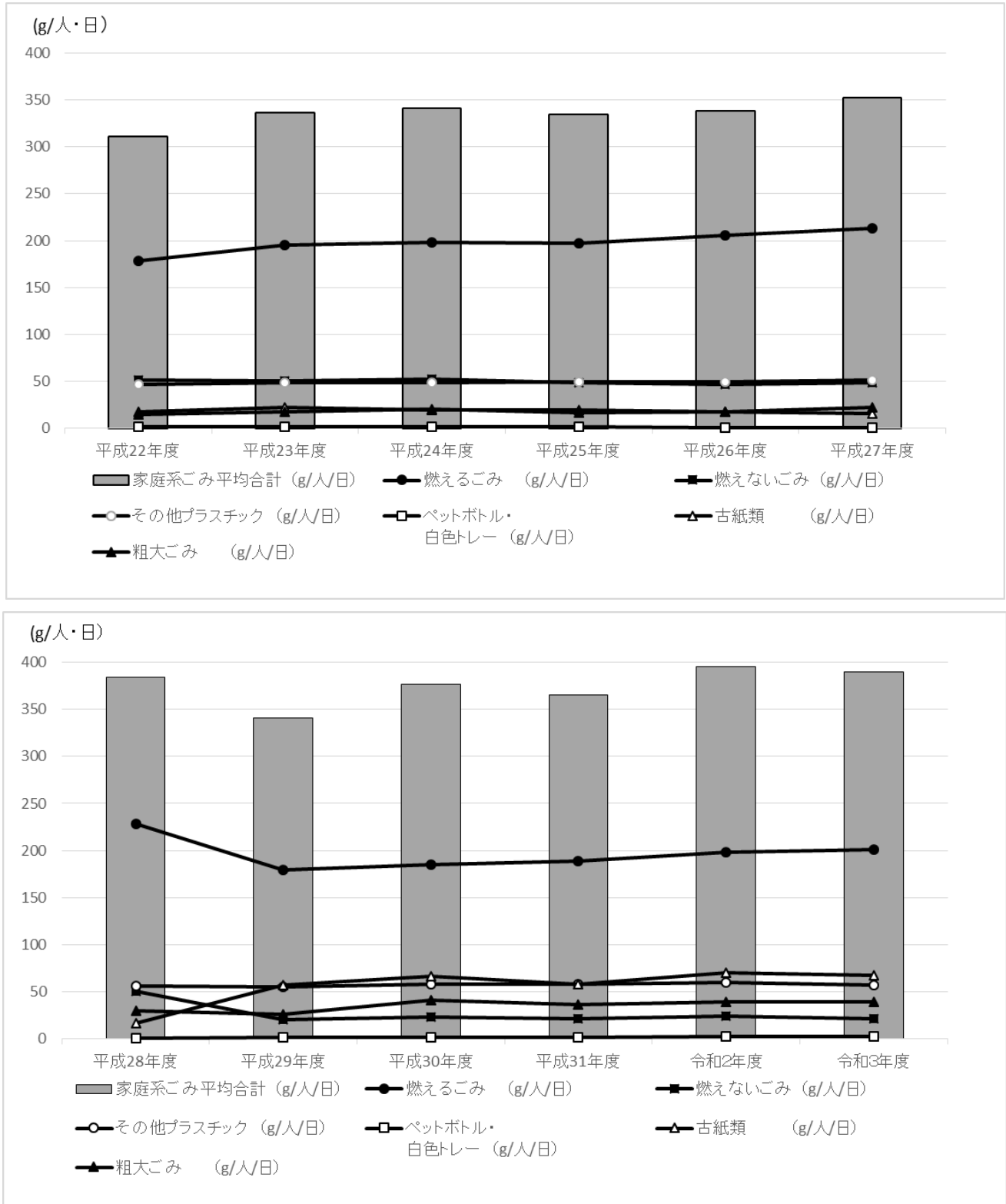


図3-4 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量の推移

表 3-2 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量の推移

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
燃えるごみ (g/人/日)	178.3	195.4	198.3	197.5	205.8	213.3
燃えないごみ (g/人/日)	51.9	50.7	52.6	48.9	46.5	48.3
その他プラスチック (g/人/日)	47.2	49.2	49.2	49.7	49.3	51.9
ペットボトル・ 白色トレイ (g/人/日)	1.5	1.5	1.5	1.6	1.2	1.2
古紙類 (g/人/日)	17.4	22.2	19.3	19.6	17.5	15.4
粗大ごみ (g/人/日)	14.9	17.4	20.4	17.2	17.9	22.3
家庭系ごみ平均合計 (g/人/日)	311.2	336.4	341.3	334.5	338.2	352.3

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
燃えるごみ (g/人/日)	228.6	179.5	185	189.1	198.7	201.5
燃えないごみ (g/人/日)	50.3	20.2	23.8	21.2	24.4	21.3
その他プラスチック (g/人/日)	56.5	55.1	58.1	58.1	59.8	57.7
ペットボトル・ 白色トレイ (g/人/日)	1.2	1.7	1.8	1.8	2.3	2.4
古紙類 (g/人/日)	16.6	57.3	66.9	58.1	70.4	67.6
粗大ごみ (g/人/日)	30.3	26.7	41	36.9	39.5	39.3
家庭系ごみ平均合計 (g/人/日)	383.7	340.5	376.5	365.1	395.0	389.8

◆1人1日あたりの家庭系ごみ排出量

家庭から1人1日あたりどのくらい量のゴミが排出されているのかを表すものであり、
下式で算出される。

1人1日あたりの家庭系ごみ排出量 [g/人・日]

=家庭系ごみ排出量 [t/年] ×10⁶÷人口 [人] ÷365 [日/年]

1.1.5 1日あたりの事業系ごみ排出量

1日あたりの事業系ごみ排出量の推移は、及び図3-5 1日あたりの事業系ごみ排出量表3-3に示すとおりである。

1日あたりの事業系ごみ排出量は、燃えるごみが減少傾向、その他のごみは横ばい傾向にある。

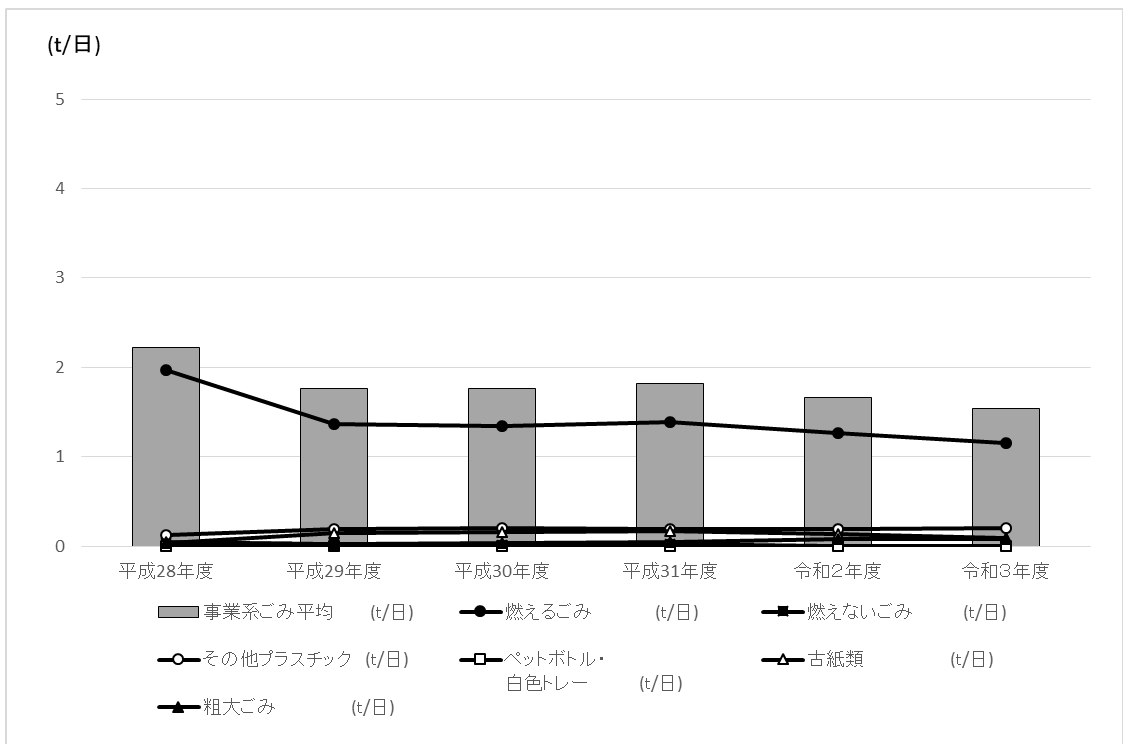
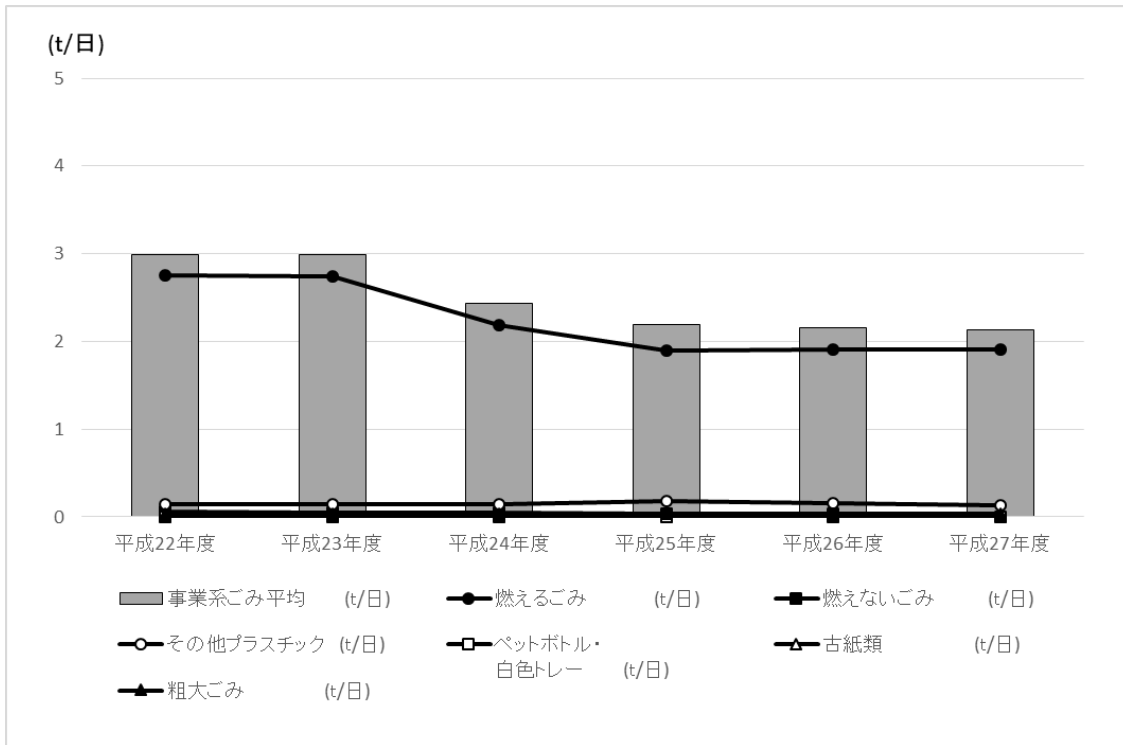


図3-5 1日あたりの事業系ごみ排出量

表 3-3 1日あたりの事業系ごみ排出量

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
燃えるごみ (t/日)	2.75	2.74	2.19	1.90	1.91	1.90
燃えないごみ (t/日)	0.06	0.06	0.05	0.05	0.04	0.04
その他プラスチック (t/日)	0.14	0.14	0.15	0.18	0.16	0.13
ペットボトル・ 白色トレイ (t/日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
古紙類 (t/日)	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.04
粗大ごみ (t/日)	0.01	0.02	0.02	0.03	0.02	0.02
事業系ごみ平均 (t/日)	2.99	2.99	2.44	2.19	2.16	2.13

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
燃えるごみ (t/日)	2.0	1.4	1.3	1.4	1.3	1.2
燃えないごみ (t/日)	0.04	0.03	0.01	0.02	0.00	0.01
その他プラスチック (t/日)	0.12	0.19	0.21	0.19	0.19	0.20
ペットボトル・ 白色トレイ (t/日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
古紙類 (t/日)	0.03	0.15	0.16	0.16	0.13	0.09
粗大ごみ (t/日)	0.04	0.02	0.04	0.05	0.08	0.08
事業系ごみ平均 (t/日)	2.22	1.76	1.76	1.82	1.66	1.55

◆1日あたりの事業系ごみ排出量

事業所から1日あたりどのくらいの量のごみが排出されているのかを表すものであり、
下式で算出される。

$$\begin{aligned} & \text{1日あたりの事業系ごみ排出量 [t/日]} \\ & = \text{事業系ごみ排出量 [t/年]} \div 365 \text{ [日/年]} \end{aligned}$$

1.1.7 1人1日あたりのごみ排出量の全国平均等との比較

本町の1人1日あたりのごみ排出量と全国平均等との比較は、図3-6及び表3-4に示すとおりである。

本町の1人1日あたりのごみ排出量は617~725人・日/gであり、全国平均や広島県平均と比較すると少ない状況である。また、平成23年度以降減少傾向にあり、平成30年度以降は横ばいである。

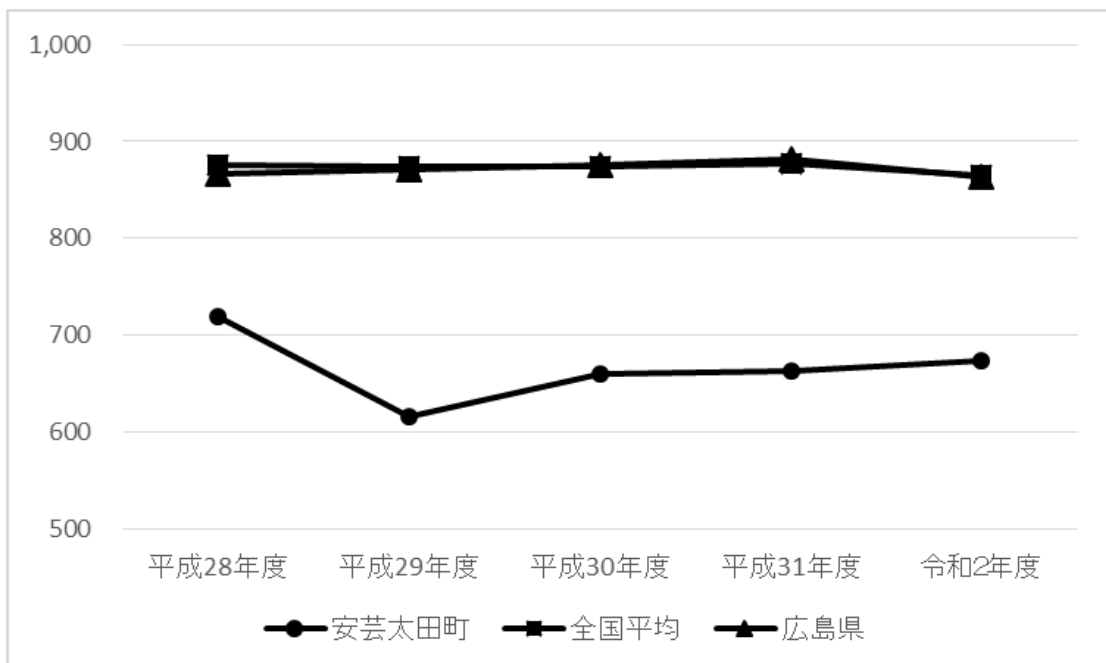
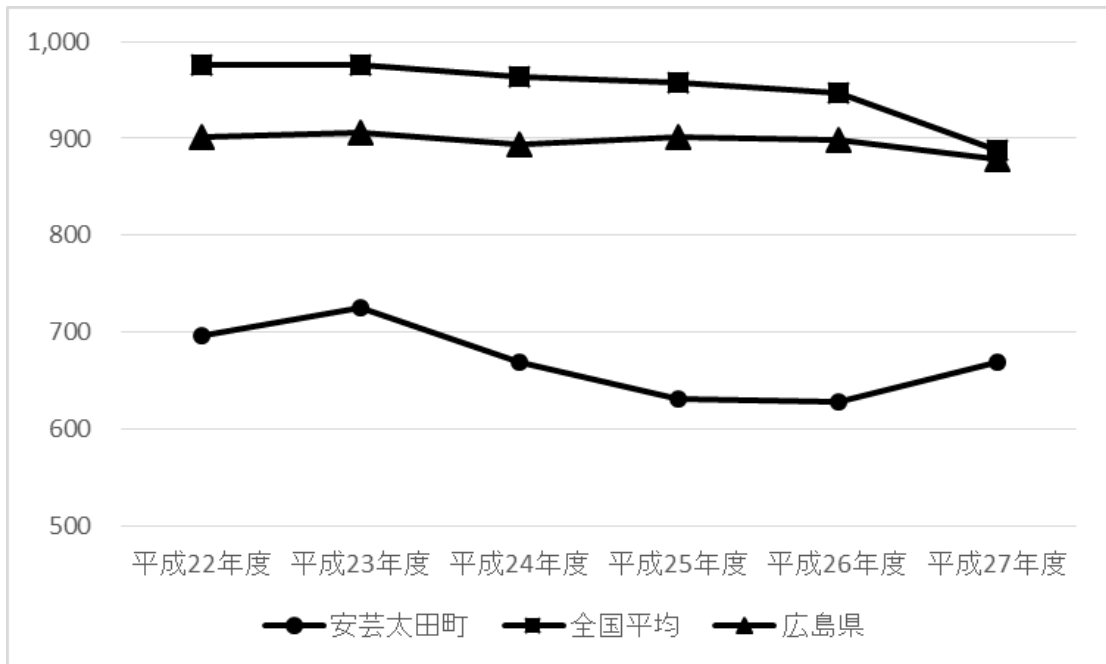


図3-6 本町の1人1日あたりのごみ排出量の全国平均等との比較

表 3-4 本町の 1 人 1 日あたりのごみ排出量の全国平均等との比較

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
安芸太田町 (g/人・日)	696	725	670	632	629	669
全国平均 (g/人・日)	976	976	964	958	947	888
広島県 (g/人・日)	902	906	894	902	899	878

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
安芸太田町 (g/人・日)	720	617	660	664	674
全国平均 (g/人・日)	876	874	874	877	865
広島県 (g/人・日)	866	871	876	881	863

出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

注）（ ）は「行政報告書（主要な施策の成果の説明書類）」に基づき算出した値である。

◆1人1日あたりのごみ排出量

本町から1年間に排出されるごみの量を1人1日あたりの量に換算したものであり、下式で算出される。

1人1日あたりのごみ排出量 [g/人・日]

= (家庭系ごみ排出量 [t/年] + 事業系ごみ排出量 [t/年])

×10⁶ ÷ 人口 [人] ÷ 365 [日/年]

1.1.8 1人1日あたりのごみ排出量の県内の自治体との比較

県内の自治体における1人1日あたりのごみ排出量は、図3-7及び表3-5に示すとおりである。

本町の排出量は、広島県内の23市町の中で3番目に少ない。

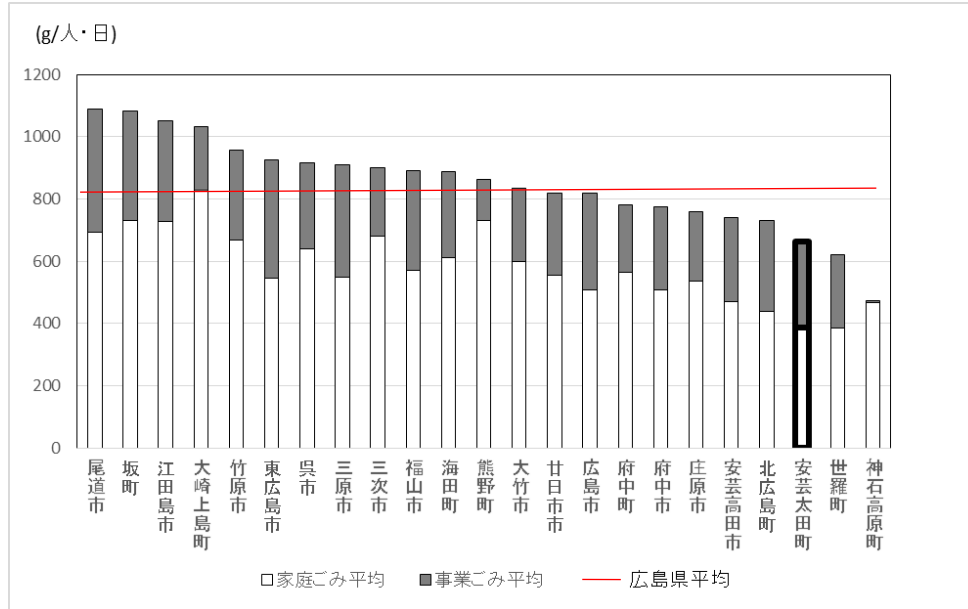


図3-7 県内の自治体における1人1日あたりのごみ排出量

表3-5 県内の自治体における1人1日あたりのごみ排出量

順位	自治体名	1人1日あたりのごみ排出量 (g/日・人)	順位	自治体名	1人1日あたりのごみ排出量 (g/日・人)
1	尾道市	1,089	13	大竹市	833
2	坂町	1,083	14	廿日市市	820
3	江田島市	1,052	15	広島市	819
4	大崎上島町	1,032	16	府中町	780
5	竹原市	956	17	府中市	775
6	東広島市	925	18	庄原市	760
7	呉市	917	19	安芸高田市	741
8	三原市	908	20	北広島町	731
9	三次市	900	21	安芸太田町	663
10	福山市	891	22	世羅町	620
11	海田町	887	23	神石高原町	472
12	熊野町	863	県平均		863

出典：一般廃棄物処理実態調査結果（令和2年度、広島県ホームページ）

1.2 ごみ処理の流れ

1.2.1 ごみ処理フロー

本町のごみ処理フローは、図3-8に示すとおりである。

本町の一般廃棄物は、ポックルくろだおクリーンセンターへ一度収集され、中間処理を行っている。燃えるごみについては、本町は焼却施設を有していないため近隣市町へ焼却処理委託を行っている。なお、令和5年4月より家庭系及び事業系で収集される燃えるごみは中継処理施設を経由せず、近隣市町の焼却処理施設へ運搬予定である。また、燃えないごみについては、不燃物やその他プラスチックは民間業者へ委託し、サーマルリサイクルを行い、缶やビン、小型家電や不燃性粗大ごみ、ペットボトルは可能な限り資源化を行っている。

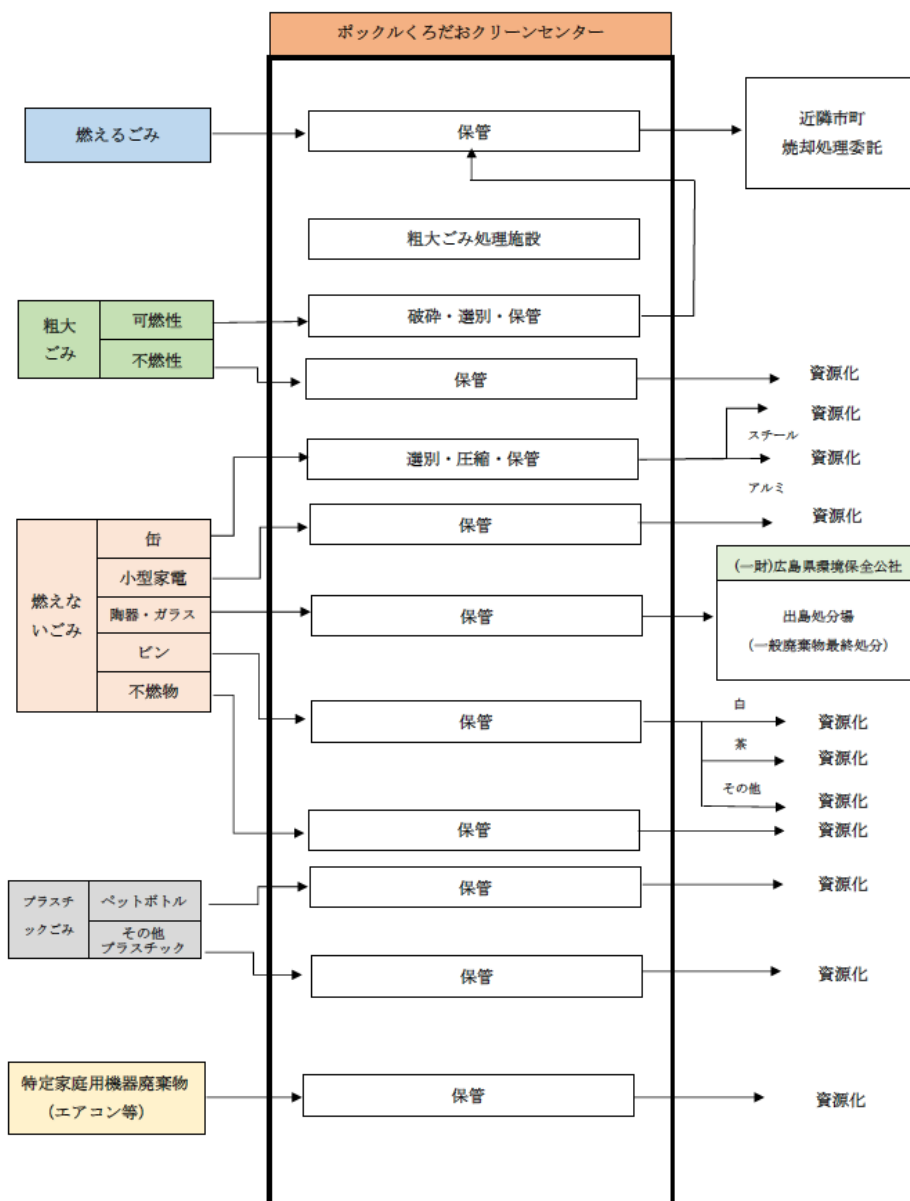


図3-8 ごみ処理フロー

注) 施設概要に基づき作成

1.3 燃えるごみの性状

燃えるごみの性状の推移は、図3-9～図3-11及び表3-6に示すとおりである。

組成については、紙類が最も多く、44～70%程度を占めている。次いで、ビニール・合成樹脂・ゴム等が8～28%程度、厨芥類が5～12%程度と多く、各年度ともこれらの3品目で約80%以上を占めている。

三成分については、水分が40～55%程度、可燃分が5.9～53%程度を占めている。また、低位発熱量は6,690～10,065kJ/kg程度となっている。

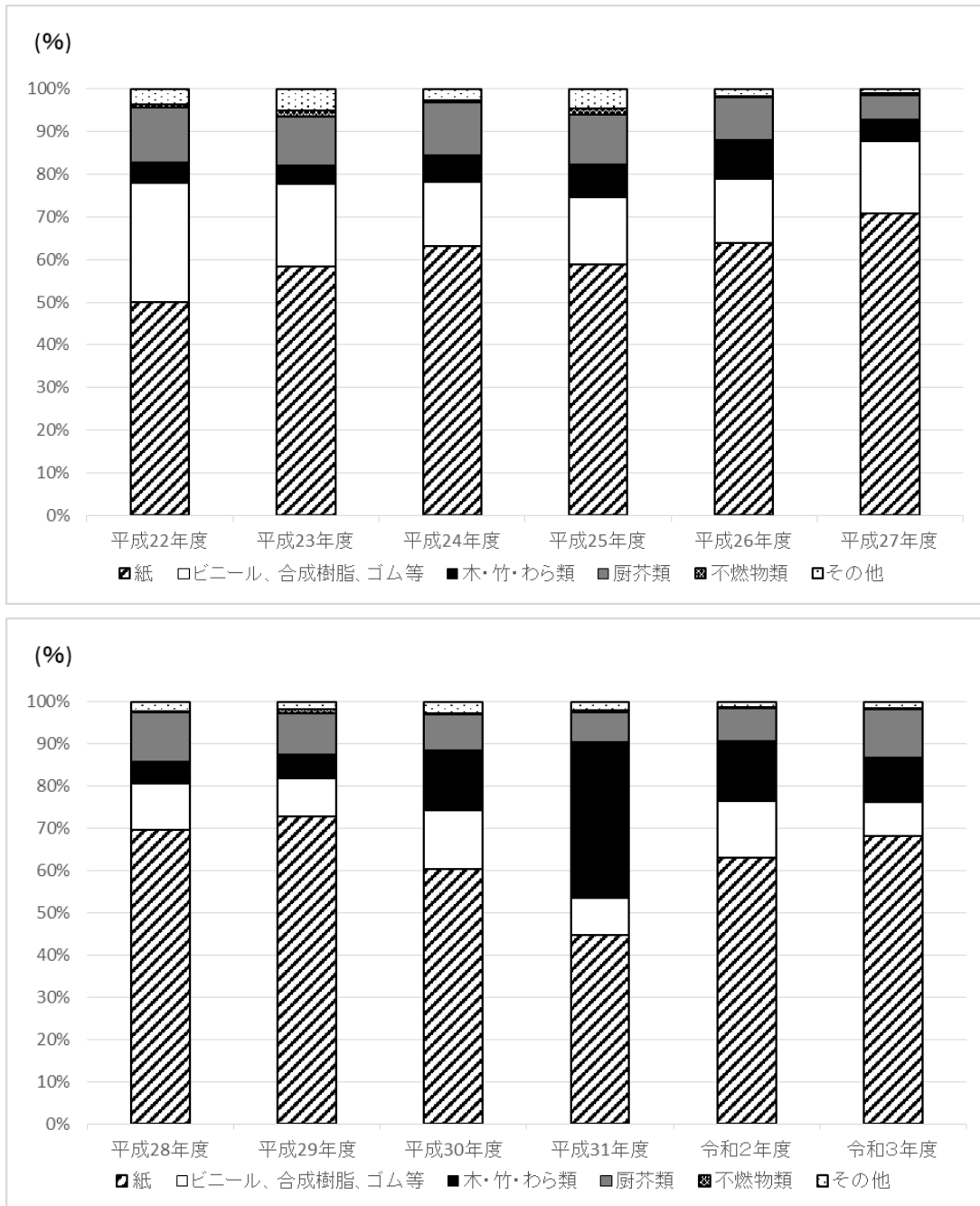


図3-9 ごみ組成（乾重量ベース）の推移

出典：衛生対策室資料に基づき作成

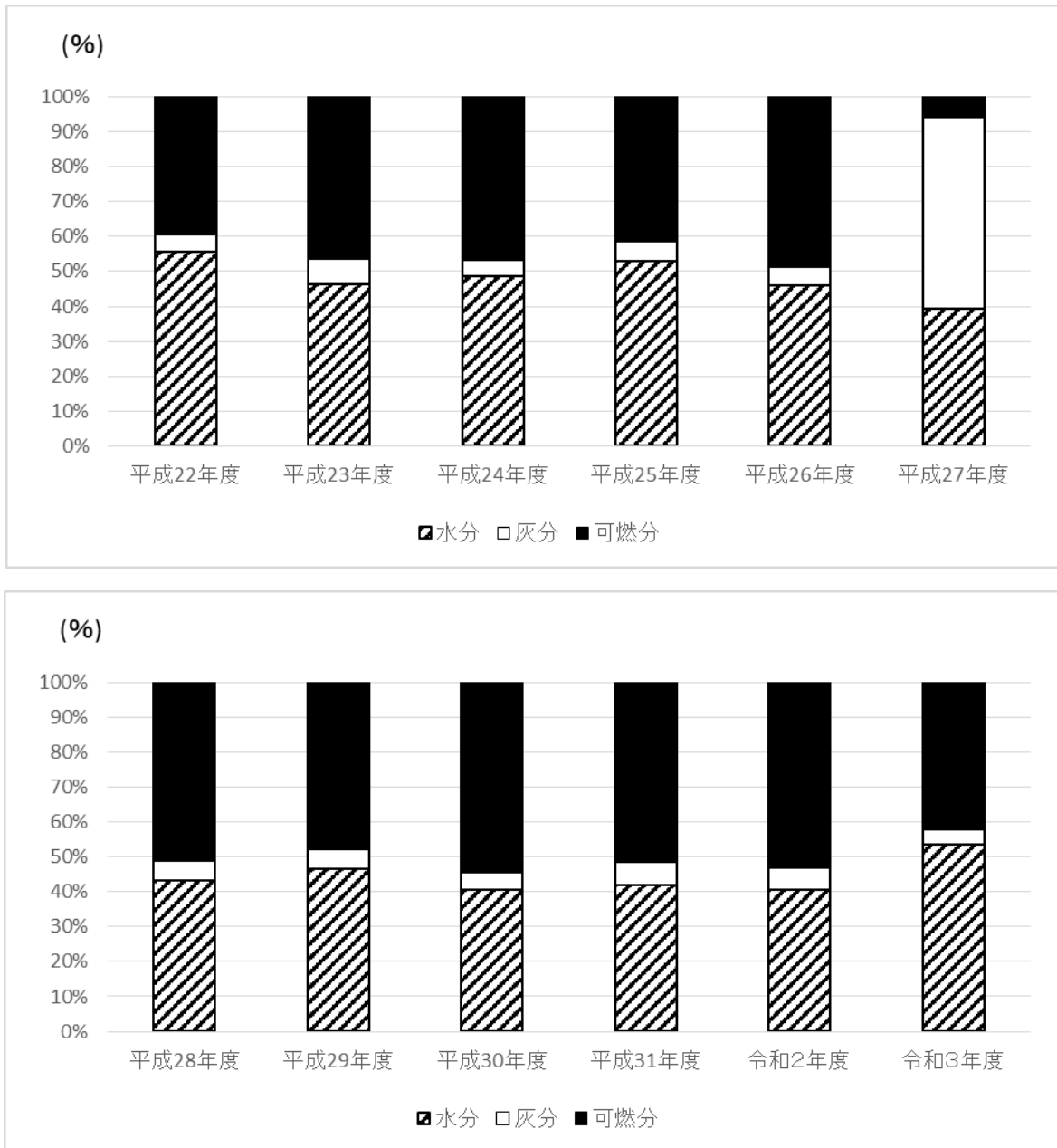


図 3-10 三成分の推移

出典：衛生対策室資料に基づき作成



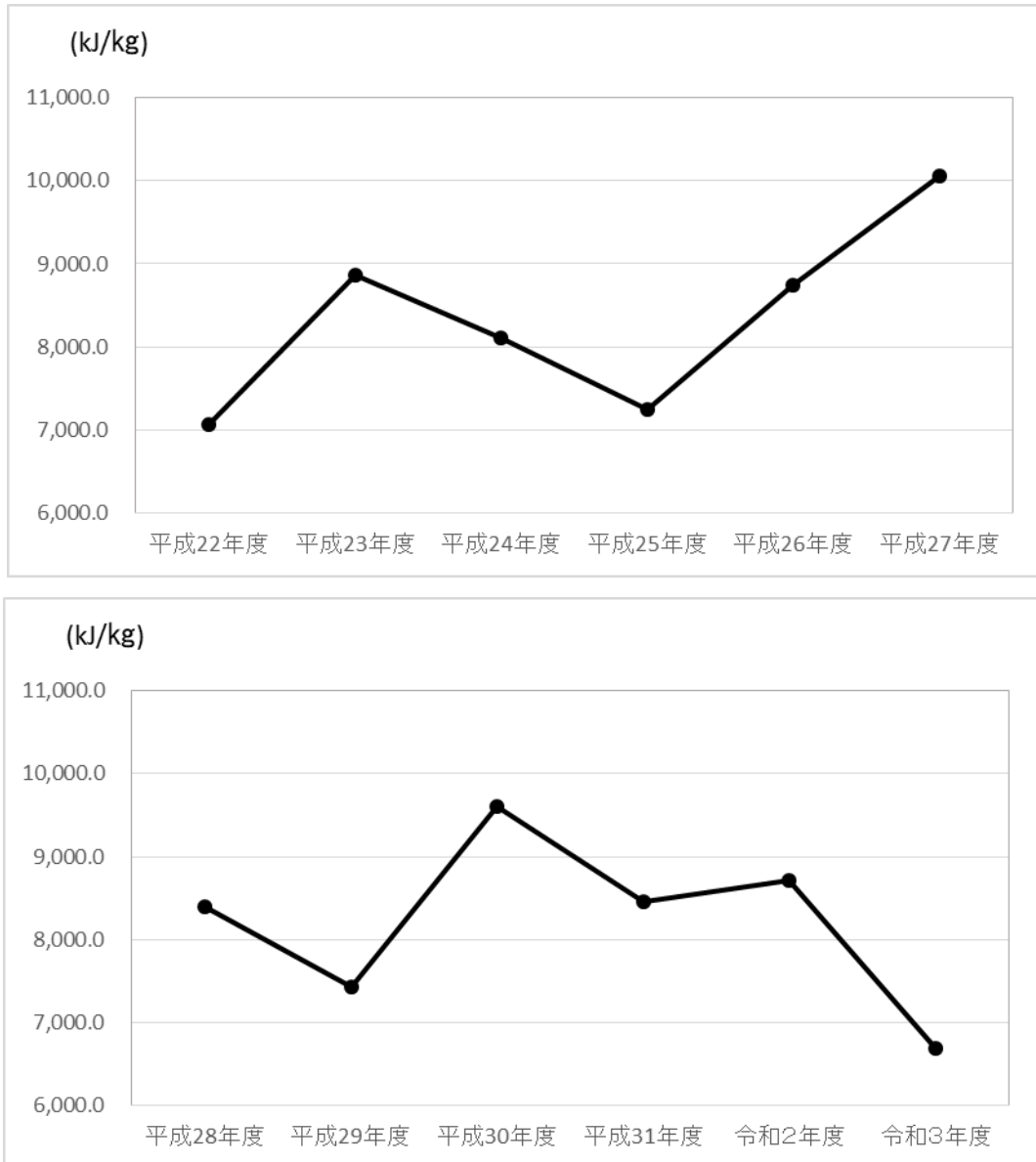


図 3-11 低位発熱量の推移

出典：衛生対策室資料に基づき作成

表 3-6 ごみ組成等の推移

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
ごみ組成 [%] (乾重量 ベース)	紙	50.00	58.37	63.25	58.75	63.95	70.80
	ビニール、合成樹脂、ゴム等	28.05	19.37	14.97	16.00	15.02	17.00
	木・竹・わら類	4.72	4.30	6.22	7.50	9.10	5.00
	厨芥類	12.90	11.43	12.45	11.77	9.92	5.80
	不燃物類	0.75	1.6	0.53	1.53	0.43	0.40
	その他	3.58	4.93	2.58	4.45	1.58	1.00
三成分 [%]	水分	55.6	46.4	48.7	53.0	45.9	39.2
	灰分	4.9	7.3	4.7	5.6	5.5	54.9
	可燃分	39.5	46.3	46.6	41.4	48.6	5.9
低位発熱量(実績値) [kJ/kg]		7065.0	8863.0	8103.0	7250.0	8735.0	10065.0

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
ごみ組成 [%] (乾重量 ベース)	紙	69.90	65.80	60.30	44.70	63.10	68.10
	ビニール、合成樹脂、ゴム等	11.00	8.30	14.10	8.70	13.40	8.20
	木・竹・わら類	5.10	5.10	14.00	36.90	14.20	10.50
	厨芥類	11.70	8.90	8.50	7.30	7.80	11.50
	不燃物類	0.30	0.70	0.40	0.30	0.20	0.20
	その他	2.30	1.70	2.70	2.10	1.30	1.50
三成分 [%]	水分	43.1	46.4	40.6	42.0	40.4	53.5
	灰分	5.9	5.9	5.1	6.4	6.5	4.4
	可燃分	51.0	47.7	54.3	51.6	53.1	42.1
低位発熱量(実績値) [kJ/kg]		8392.5	7430.0	9610.0	8450.0	8720.0	6690.0

出典：衛生対策室資料に基づき作成
注) 各年度の分析結果の平均値を記載

1.4 資源化の現状

1.4.1 資源化の実績

リサイクル率等の推移は、図3-12及び表3-7に示すとおりである。

リサイクル率は年々増加傾向にあり、平成29年度より「衣類・布類」を燃えるごみから分別変更を行い、リサイクルすることによりリサイクル率が増加したが、令和3年度はごみ総搬入量の減少等に伴い減少している。

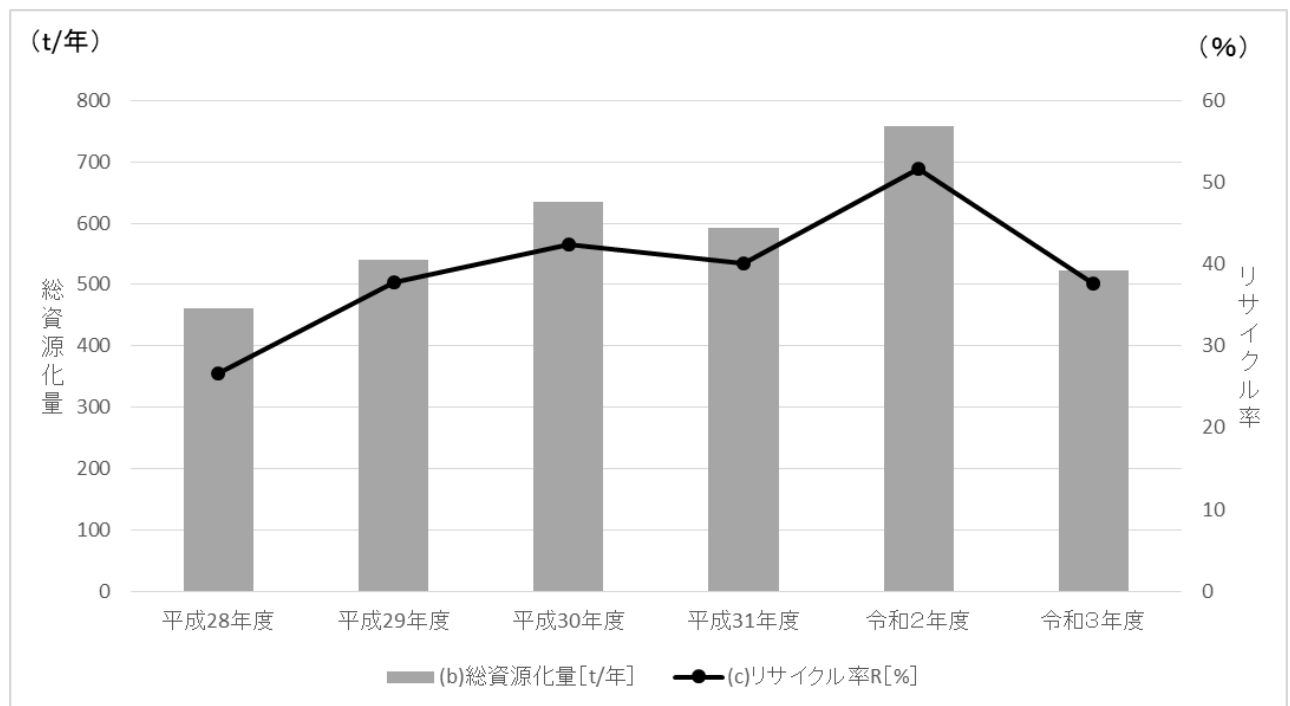
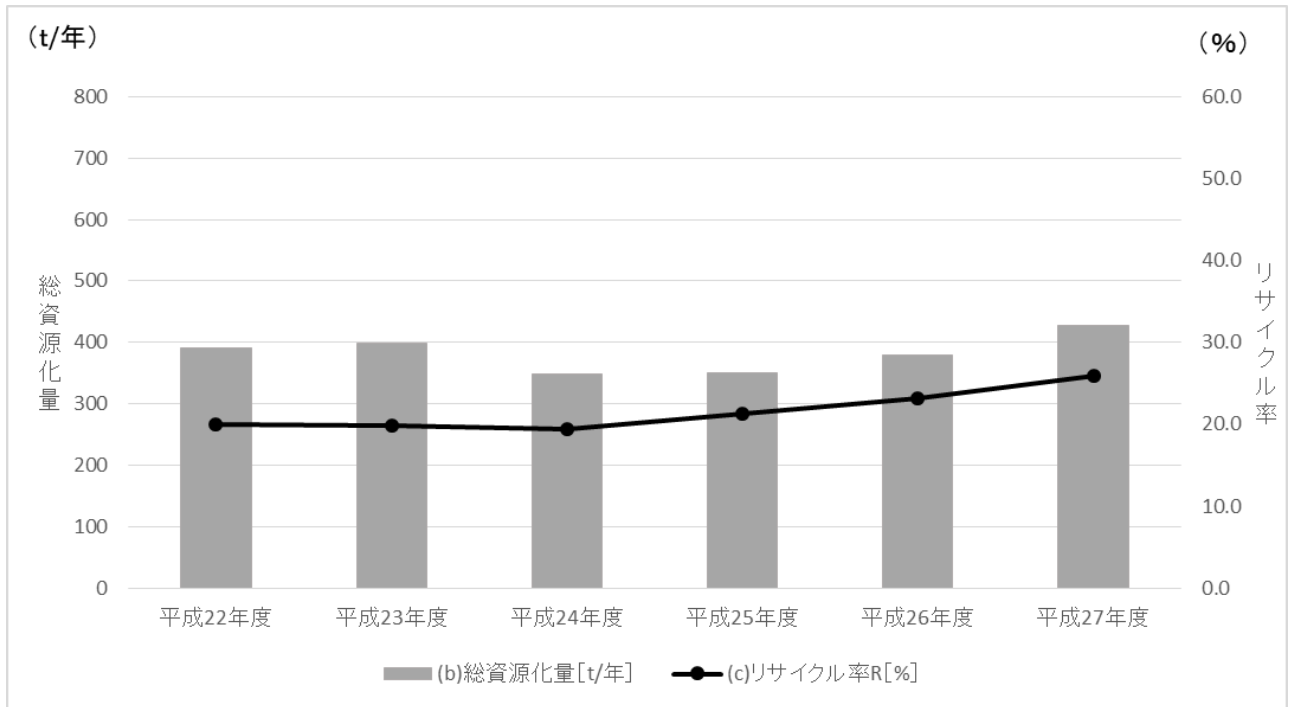


図3-12 リサイクル率等の推移

表 3-7 リサイクル率等の推移

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
(a) ごみ総排出量 [t/年]	1,950	2,000	1,795	1,650	1,641	1,648
(b) 総資源化量 [t/年]	390	398	349	351	379	427
処理後再生利用量	390	398	349	351	379	427
焼却残渣の資源化	0	0	0	0	0	0
粗大ごみ処理施設	390	398	349	351	379	392
直接資源化量	0	0	0	0	0	0
(c) リサイクル率R [%] ((b) ÷ (a)) × 100	20.0	19.9	19.4	21.3	23.1	25.9

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
(a) ごみ総排出量 [t/年]	1,732	1,433	1,499	1,475	1,466	1,388
(b) 総資源化量 [t/年]	461	541	635	592	758	522
処理後再生利用量	461	541	635	592	758	522
焼却残渣の資源化	0	0	0	0	0	0
粗大ごみ処理施設	412	541	635	592	758	522
直接資源化量	0	0	0	0	0	0
(c) リサイクル率R [%] ((b) ÷ (a)) × 100	26.6	37.8	42.4	40.1	51.7	37.6

出典：一般廃棄物実態調査（平成22年～令和3年度、環境省）

1.4.2 県内の自治体との比較

県内の自治体におけるリサイクル率は、図3-13及び表3-8に示すとおりである。
本町のリサイクル率は、県内の23市町の中で1番目である。

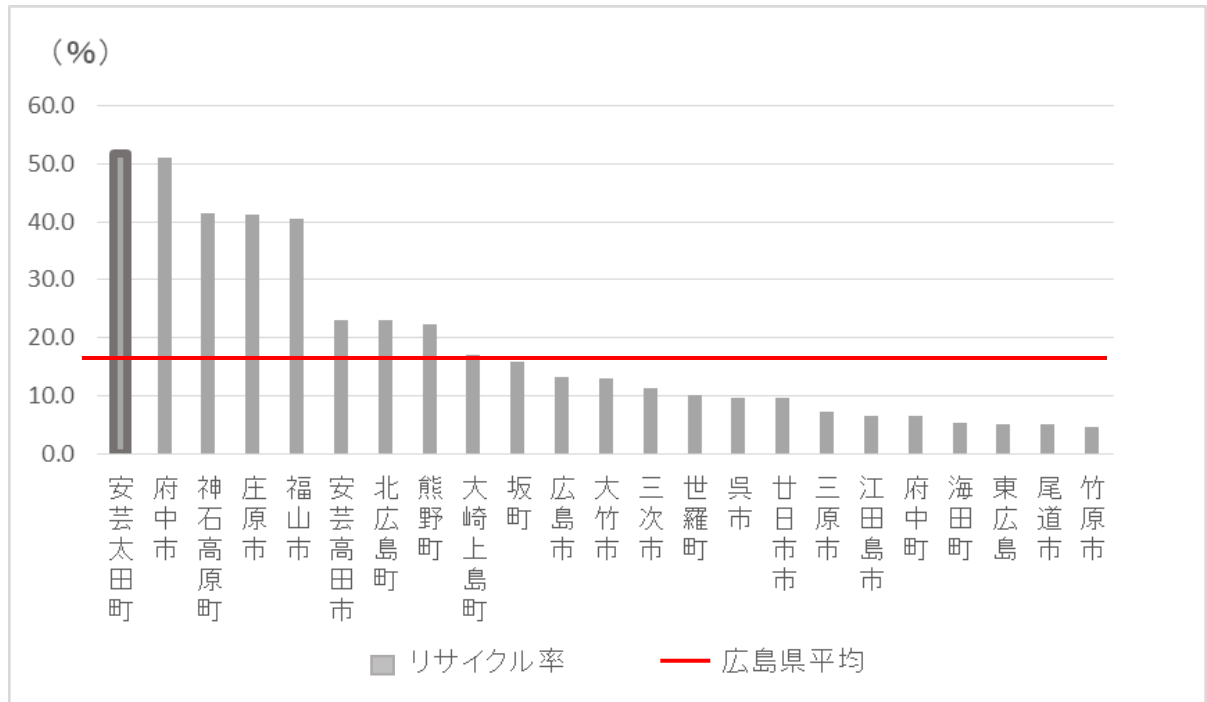


図3-13 県内の自治体におけるリサイクル率

表3-8 県内の自治体におけるリサイクル率

順位	自治体名	リサイクル率 (%)	順位	自治体名	リサイクル率 (%)
1	安芸太田町	51.7	13	三次市	11.3
2	府中市	51.0	14	世羅町	10.1
3	神石高原町	41.4	15	呉市	9.6
4	庄原市	41.2	15	廿日市市	9.6
5	福山市	40.6	17	三原市	7.2
6	安芸高田市	23.1	18	江田島市	6.6
7	北広島町	23.0	19	府中町	6.5
8	熊野町	22.4	20	海田町	5.3
9	大崎上島町	17.1	21	東広島	5.2
10	坂町	15.9	22	尾道市	5.0
11	広島市	13.3	23	竹原市	4.7
12	大竹市	12.9	県平均		18.9

出典：一般廃棄物処理実態調査結果（令和2年度、環境省）

1.5 収集運搬の現状

収集品目の概要は表 3-9、収集・処理できないごみは表 3-10 に示すとおりである。
本町では9品目の分別収集を実施している。

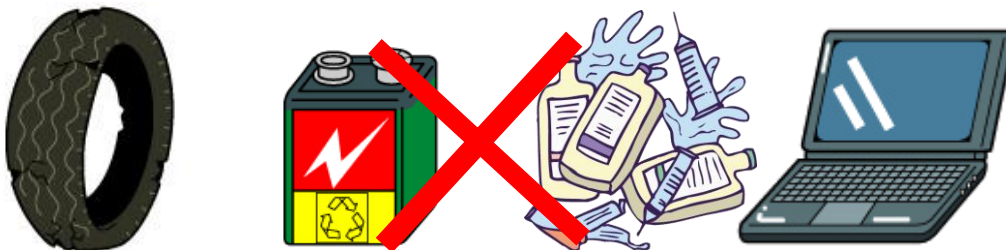
表 3-9 収集品目の概要（令和3年度現在）

区 分		排出方法	収集頻度
燃えるごみ		燃えるごみ指定袋 (20 円/18L、35 円/30L)	週 2 回
燃えないごみ	金属類	燃えないごみ指定袋 (50 円/30L)	週 1 回
	小型電化製品及び有害物		
	陶器・ガラス類		
	その他不燃物		
プラスチックごみ	ペットボトル	プラスチックごみ指定袋 (30 円/45L)	月 1 回
	その他プラスチック		週 1 回
資源ごみ	缶	資源ごみ指定袋 (30 円/30L)	週 1 回
	ビン		
	古紙類		月 1 回
	衣類・布類		
粗大ごみ		粗大ごみ利用券	年 4 回

出典：安芸太田町ホームページ

表 3-10 収集・処理できないごみ（令和3年度現在）

産業廃棄物、タイヤ、バッテリー、ガスボンベ、医療系廃棄物、廃油、鉄塊、コンクリート塊、劇毒物、農薬、自動車、消火器、パソコンなど
--



1.6 中間処理の現状

1.6.1 処理施設の概要

中間処理施設の概要は、表 3-11 に示すとおりである。

平成 29 年4月より、旧山県郡西部衛生組合施設を本町の中間処理施設として所管している。

施設は燃えるごみの中継施設とし、燃えないごみ、プラスチックごみ、資源ごみ及び粗大ごみの選別・圧縮・保管処理を実施している。

表 3-11 中間処理施設の概要

		概 要
名称		ポックルくろだおクリーンセンター (可燃ごみ中継施設、粗大ごみ処理施設)
所在地		広島県山県郡安芸太田町穴 1456 番地 1
事業主体		安芸太田町
施設構成	粗大ごみ処理施設	【処理能力】9t 【処理方式】選別・圧縮・保管 【処理対象物】燃えないごみ、プラスチックごみ、 資源ごみ及び粗大ごみ
	ストックヤード	【受入対象物】アルミ缶・スチール缶の成型品、白色ビン、 茶色ビン、混合ビン、プラスチックごみ、古紙類等
供用開始年度		平成 29 年度

出典：「一般廃棄物実態調査」



1.6.2 焼却処理量等

焼却処理量等の推移は、図3-14及び表3-12に示すとおりである。

焼却処理量及び残渣発生率は、平成28年度を最後に本町での焼却は終了しているため、平成29年度以降の数値は近隣市町へ処理委託した焼却量から算出した数値である。

なお、令和2年度は委託先において事故が発生したことにより焼却量が減少している。

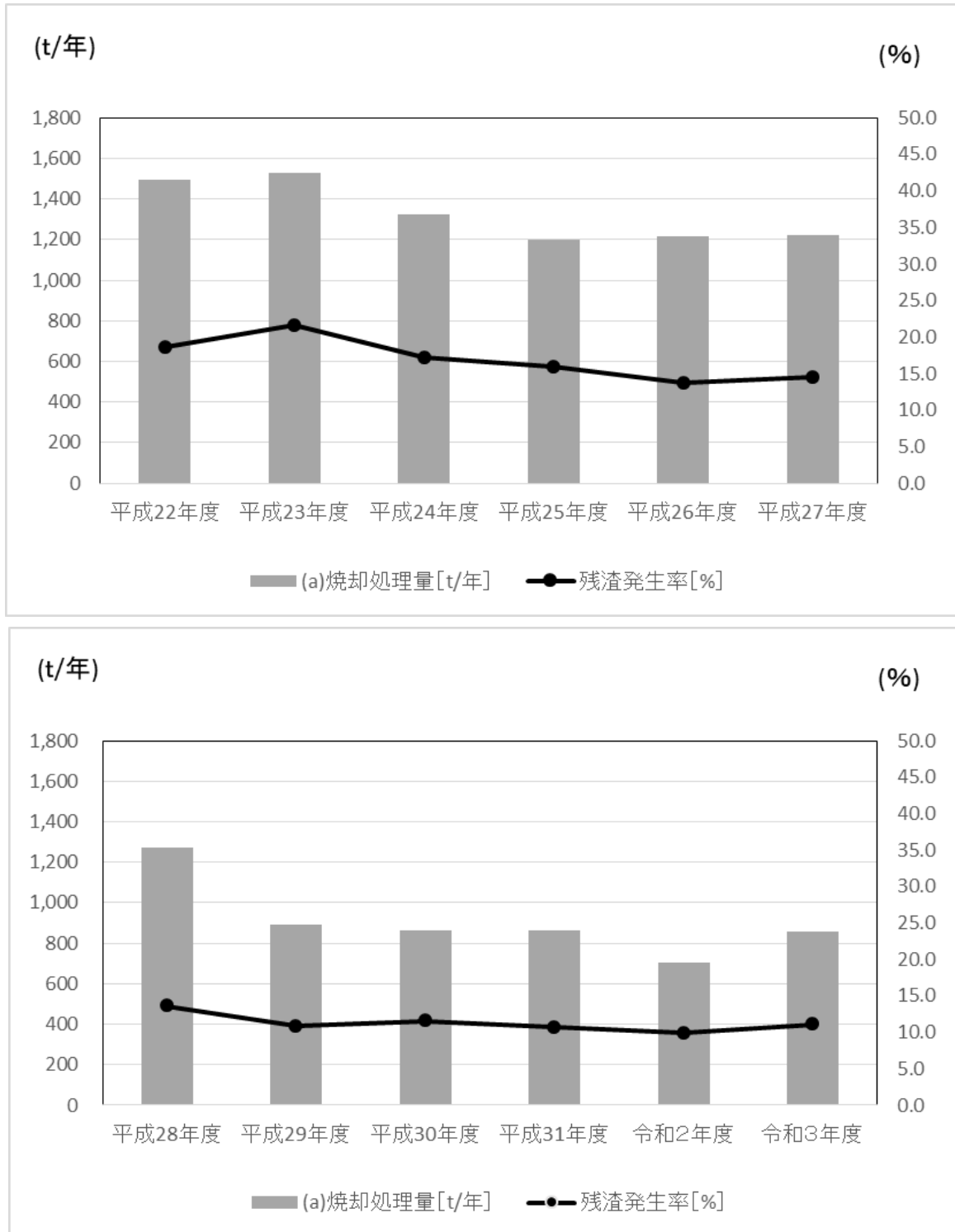


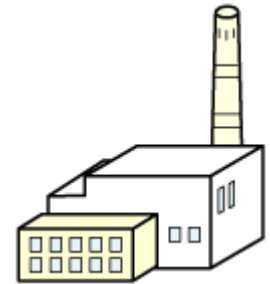
図3-14 焼却処理量等の推移

表 3-12 焼却処理量等の推移

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
(a) 焼却処理量 [t/年]	1,497	1,527	1,324	1,197	1,214	1,221
残渣発生量 [t/年]	278	330	228	190	166	178
(b) 最終処分量	278	330	228	190	166	178
(c) 資源化量	0	0	0	0	0	0
残渣発生率 [%]						
$((b)+(c)) \times 100 \div (a)$	18.6	21.6	17.2	15.9	13.7	14.6

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
(a) 焼却処理量 [t/年]	1,271	892	864	864	706	855
残渣発生量 [t/年]	173	97	100	92	70	95
(b) 最終処分量	173	97	100	92	70	95
(c) 資源化量	0	0	0	0	0	0
残渣発生率 [%]						
$((b)+(c)) \times 100 \div (a)$	13.6	10.9	11.6	10.6	9.9	11.1

出典：一般廃棄物処理実態調査結果（平成22年度～令和3年度 環境省）



1.6.3 焼却処理以外の中間処理量等

粗大ごみ処理施設における処理量等の推移は、図3-15及び表3-13に示すとおりである。

処理量は、平成29年度以降増加傾向にある。処理後再生利用量は、平成29年度からサーマルリサイクル等での処理を行っているため、高い再生利用量となっている。

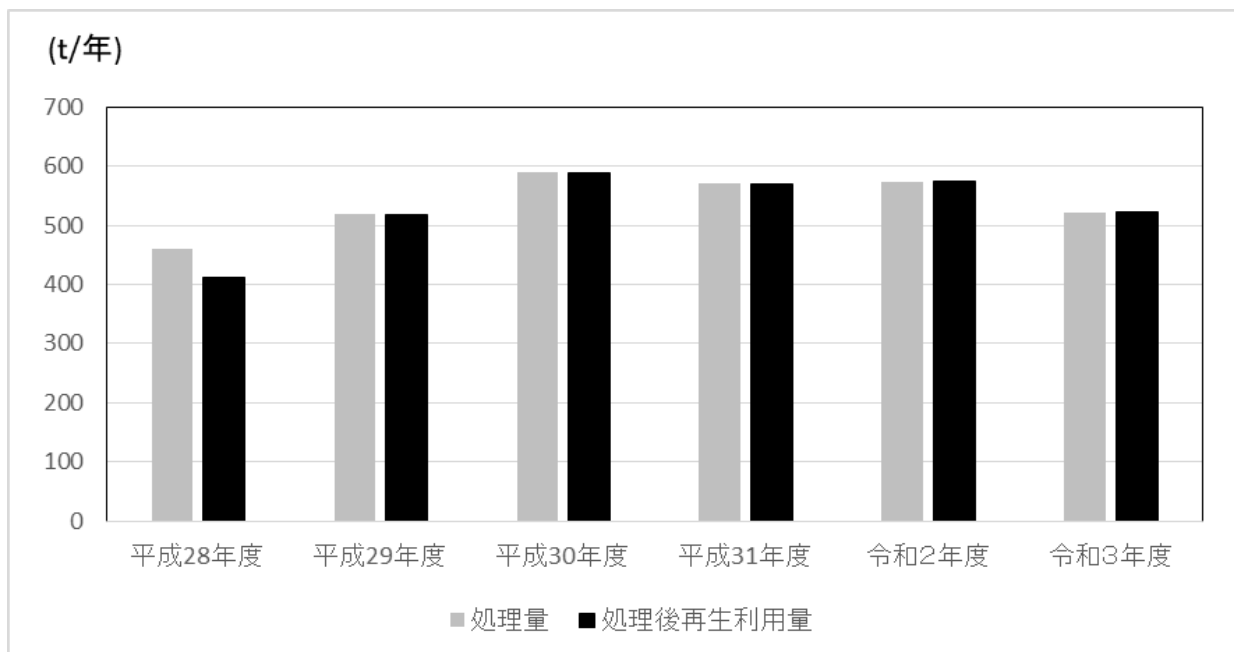
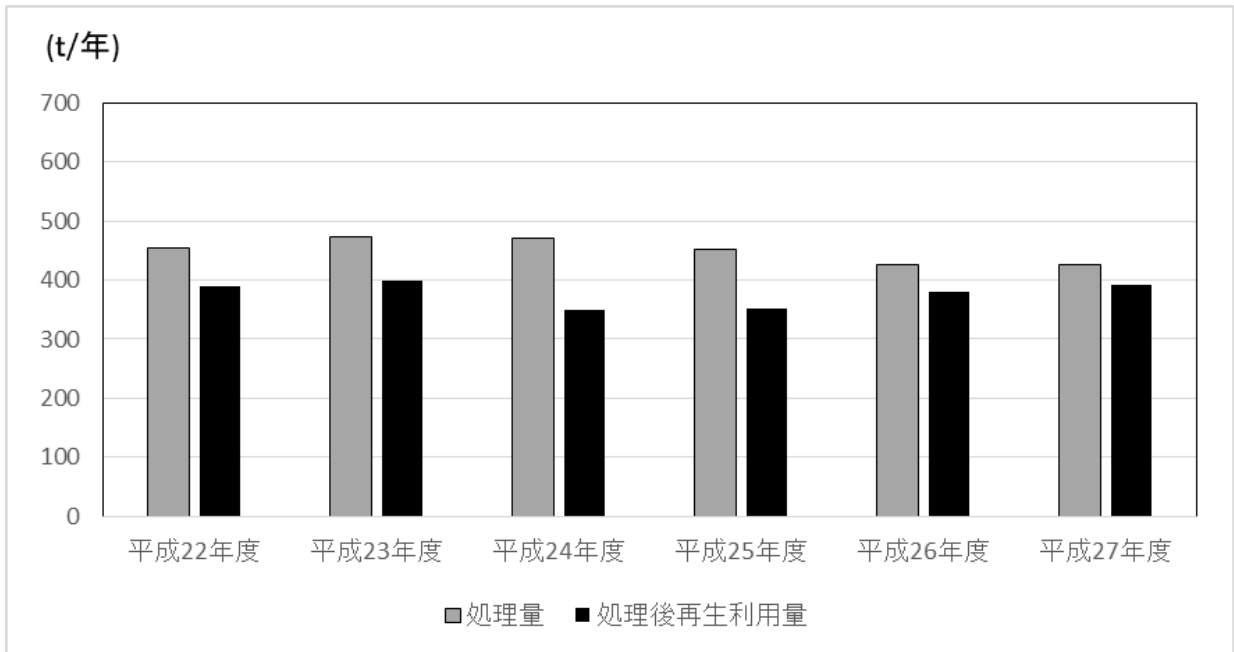


図3-15 粗大ごみ処理施設における処理量等の推移

表 3-13 粗大ごみ処理施設における処理量等の推移

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
粗大ごみ 処理施設	処理量	455	473	471	453	427	427
	[t/年]						
	処理後再生利用量	390	398	349	351	379	392

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
粗大ごみ 処理施設	処理量	461	518	589	570	574	522
	[t/年]						
	処理後再生利用量	412	518	589	570	574	522

出典：一般廃棄物処理実態調査（平成22年度～令和3年度 環境省）

1.7 最終処分の現状

1.7.1 処理施設

一般廃棄物最終処分場の概要は、表 3-14 に示すとおりである。

本町は、ポックルくろだおクリーンセンターで発生するガラスくず、陶磁器くずを一般財団法人広島県環境保全公社へ処理委託し、出島処分場で埋立処分している。

表 3-14 一般廃棄物最終処分場の概要

	概 要
名称	出島処分場
所在地	広島市南区出島
事業主体	一般財団法人広島県環境保全公社
処理物	産業廃棄物、一般廃棄物
埋立方式	投入台船より薄層散布工法（海面埋立）
埋立容量	1,900,000m ³
残余容量	1,486,000m ³ （令和3年3月現在）
埋立開始年度	平成26年度

出典：一般財団法人広島県環境保全公社ホームページ



1.7.2 最終処分量等

最終処分量等の推移は、図3-16及び表3-15に示すとおりである。

平成29年度以降は近隣市町へ焼却を処理委託しているため、図3-16における平成29年度以降の最終処分量は焼却委託量から按分したものである。

なお、令和3年度より粗大ごみ処理施設から発生する不燃物残渣（ガラスくず・陶磁器くず）を一般財団法人広島県環境保全公社へ処理委託しているため、令和3年度の最終処分量は焼却残渣と不燃物残渣を合わせた数値である。

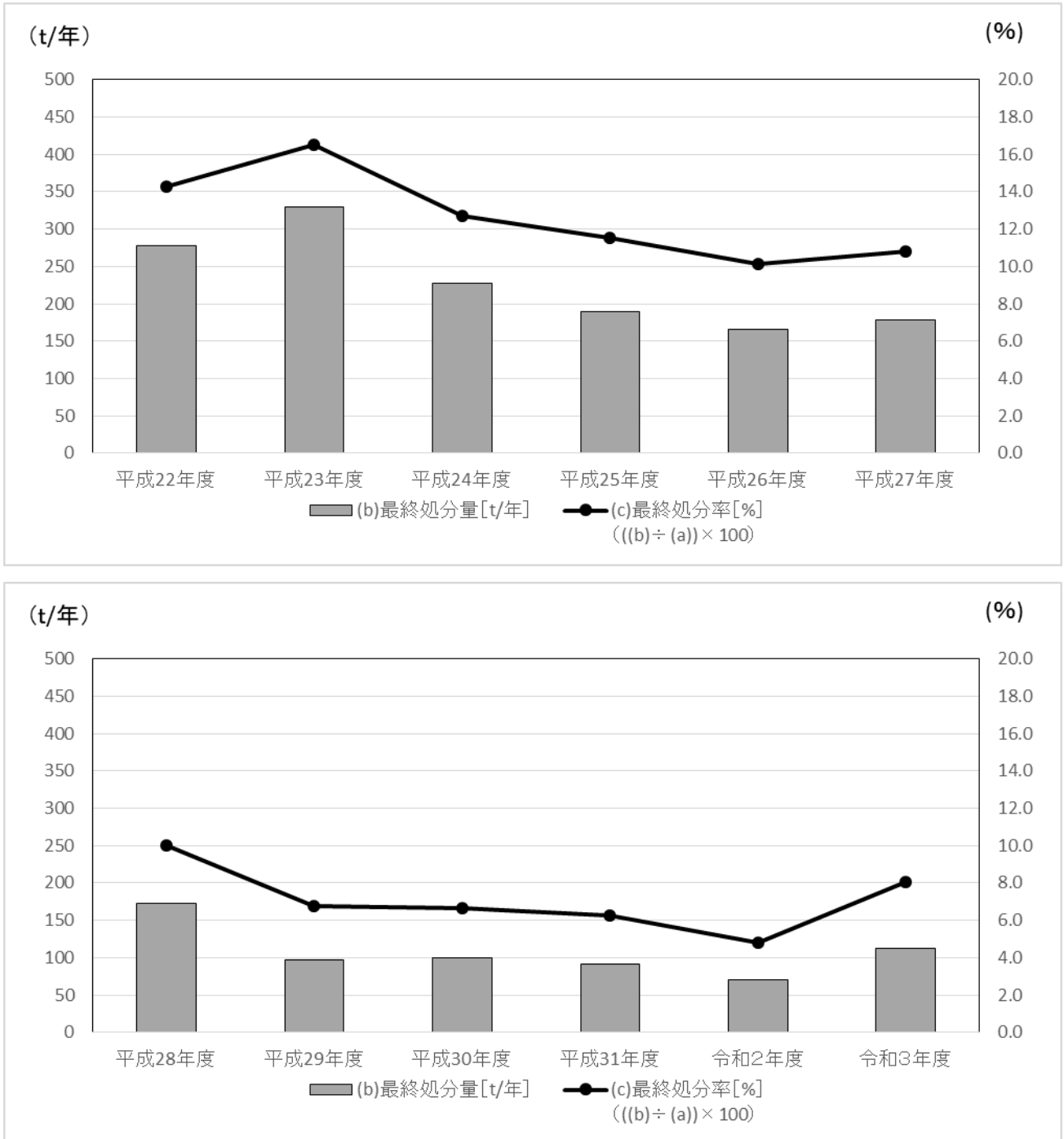


図3-16 最終処分量等の推移

表 3-15 最終処分量等の推移

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
(a) ごみ総排出量 [t/年]	1,950	2,000	1,795	1,650	1,641	1,648
(b) 最終処分量 [t/年]	278	330	228	190	166	178
焼却残渣	218	272	170	138	125	130
固化物	60	58	58	52	41	48
(c) 最終処分率 [%] ((b)÷(a))×100)	14.3	16.5	12.7	11.5	10.1	10.8

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
(a) ごみ総排出量 [t/年]	1,732	1,433	1,499	1,475	1,466	1,388
(b) 最終処分量 [t/年]	173	97	100	92	70	112
焼却残渣	135	97	100	92	70	95
不燃物残渣	38	—	—	—	—	17
固化物	—	—	—	—	—	—
(c) 最終処分率 [%] ((b)÷(a))×100)	10.0	6.8	6.7	6.2	4.8	8.1

出典：委託先焼却量按分（平成22年度～令和3年度 衛生対策室）

1.7.3 県内の自治体との比較

県内の自治体における1人1日あたりの最終処分量は、図3-17及び表3-16に示すとおりである。

本町の1人1日あたりの最終処分量は、県内の23市町の中で18番目となっている。

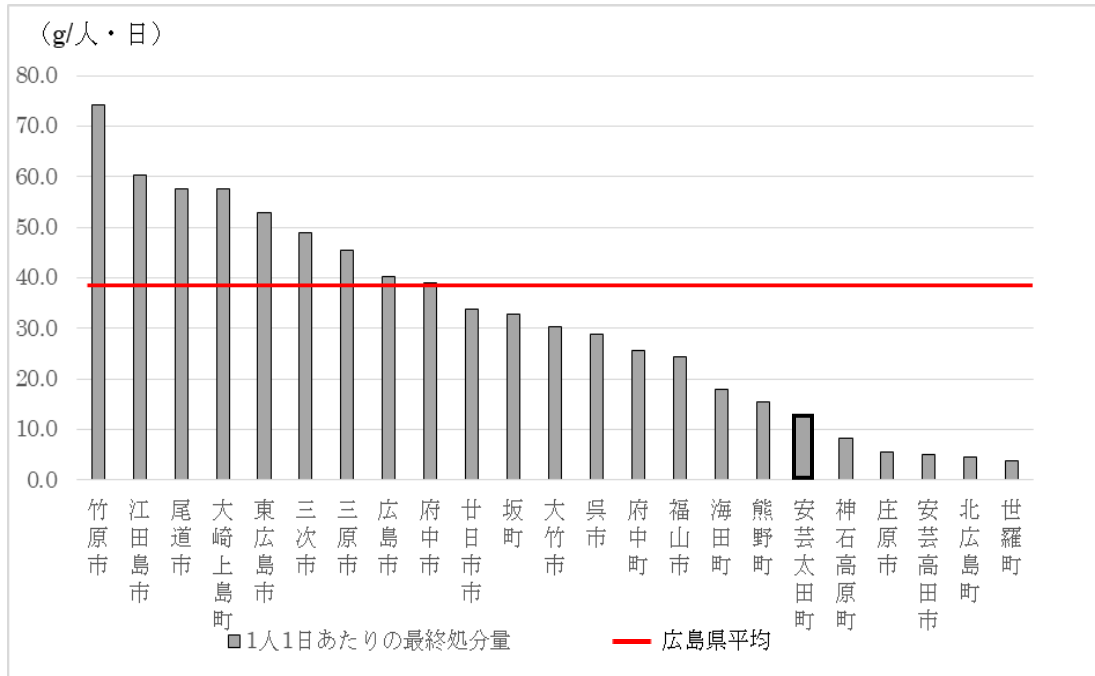


図3-17 県内の自治体における1人1日あたりの最終処分量

表3-16 県内の自治体における1人1日あたりの最終処分量

順位	自治体名	1人1日あたりの最終処分量 [g/人・日]	順位	自治体名	1人1日あたりの最終処分量 [g/人・日]
1	竹原市	74.4	13	呉市	28.9
2	江田島市	60.3	14	府中町	25.6
3	尾道市	57.7	15	福山市	24.3
4	大崎上島町	57.7	16	海田町	17.9
5	東広島市	53.0	17	熊野町	15.4
6	三次市	48.9	18	安芸太田町	11.6
7	三原市	45.5	19	神石高原町	8.1
8	広島市	40.2	20	庄原市	5.5
9	府中市	38.9	21	安芸高田市	4.9
10	廿日市市	33.8	22	北広島町	4.5
11	坂町	32.7	23	世羅町	3.7
12	大竹市	30.4	県内平均		31.5

出典：一般廃棄物処理実態調査結果（令和2年度、環境省）

1.8 ごみ処理経費の現状

1.8.1 ごみ処理経費

ごみ処理経費の推移は、図3-18及び表3-17に示すとおりである。

ごみ処理経費は年間約1.3億円～1.5億円となっている。

なお、平成30年度と平成31年度は、焼却施設解体費用等のため経費が大幅に増加している。

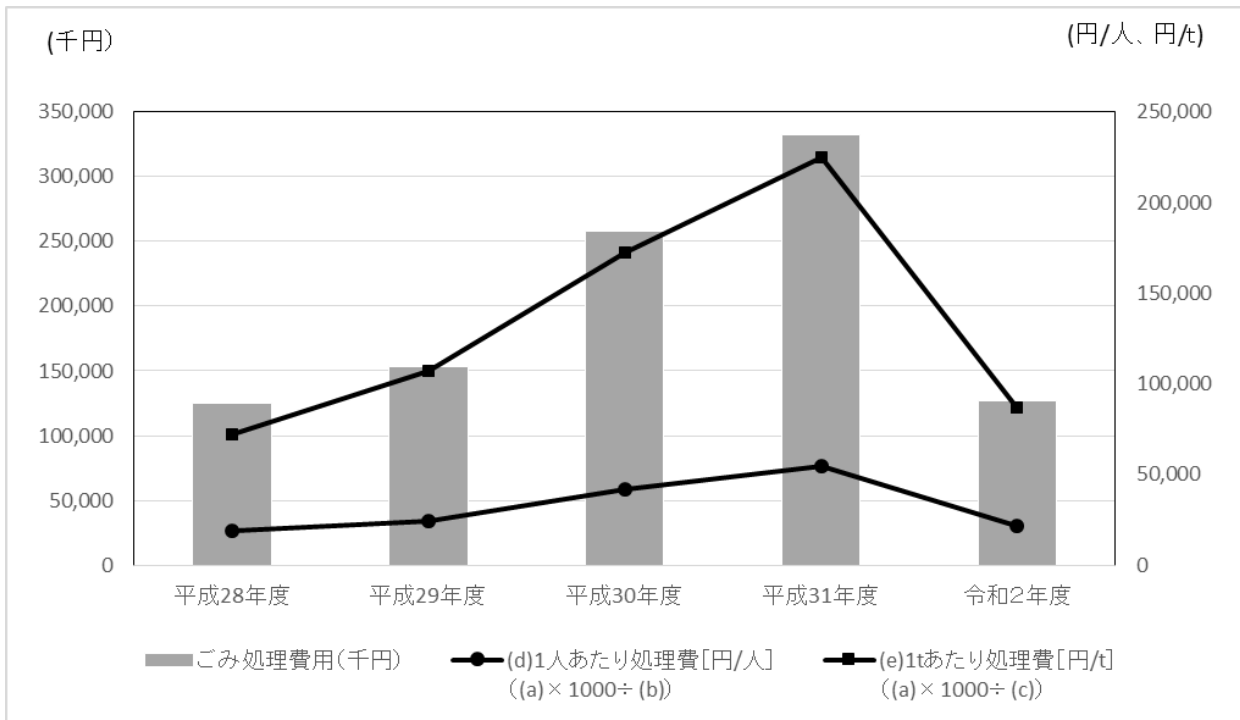
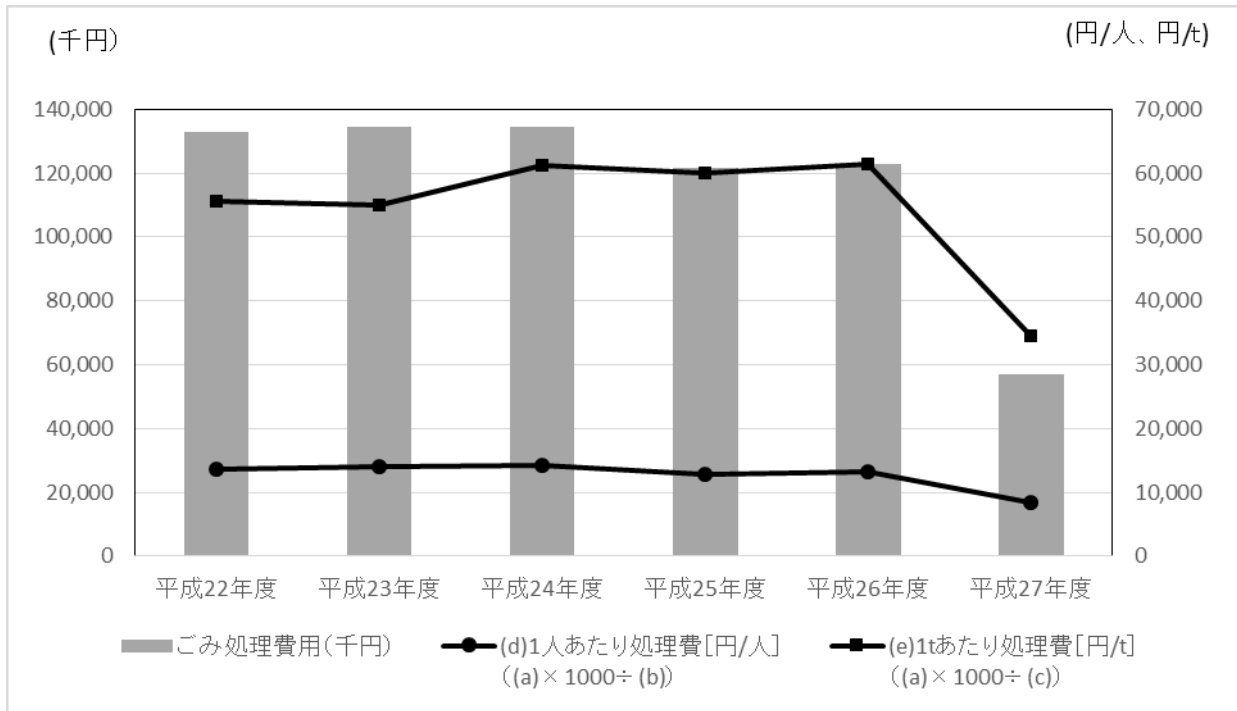


図3-18 ごみ処理経費の推移

表 3-17 ごみ処理経費の推移

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
ごみ処理費用 (千円)	人件費	62,565	59,212	53,252	52,765	45,484	22,204	
	事務管理費	0	0	990	834	878	0	
	処理及び維持 管理費	収集運搬費	8,199	5,020	6,397	8,026	7,572	2,658
		中間処理費	24,118	30,969	35,040	19,979	25,840	8,995
		最終処分費	0	0	0	0	0	0
	委託費	収集運搬費	26,438	27,322	28,317	28,377	30,564	15,192
		中間処理費	9,499	9,593	8,839	10,444	10,572	5,889
		最終処分費	2,219	2,426	1,708	1,380	2,061	1,052
	その他	0	0	0	0	0	954	
(a)合計	133,038	134,542	134,543	121,805	122,971	56,944		
(b)計画収集人口 [人]	9,714	9,583	9,418	9,482	9,308	6,757		
(c)ごみ排出量(集回収量は含まない) [t/年]	2,390	2,443	2,200	2,028	2,001	1,648		
(d)1人あたり処理費 [円/人] (a)×1000÷(b)	13,695	14,040	14,286	12,846	13,211	8,427		
(e)1tあたり処理費 [円/t] (a)×1000÷(c)	55,664	55,072	61,156	60,062	61,455	34,553		

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	
ごみ処理費用 (千円)	人件費	35,142	26,843	27,564	28,963	26,667	
	事務管理費	0	0	0	0	0	
	処理及び維持 管理費	収集運搬費	6,984	3,353	2,785	3,574	2,940
		中間処理費	22,875	7,268	4,149	6,803	6,728
		最終処分費	0	0	0	0	0
	委託費	収集運搬費	40,898	52,604	52,953	53,684	50,731
		中間処理費	14,636	34,152	34,208	36,848	34,706
		最終処分費	2,675	0	0	0	0
	その他	2,001	28,950	136,560	202,098	5,305	
(a)合計	125,211	153,170	258,219	331,970	127,077		
(b)計画収集人口 [人]	6,591	6,364	6,221	6,085	5,958		
(c)ごみ排出量(集回収量は含まない) [t/年]	1,732	1,433	1,499	1,475	1,466		
(d)1人あたり処理費 [円/人] (a)×1000÷(b)	18,997	24,068	41,508	54,555	21,329		
(e)1tあたり処理費 [円/t] (a)×1000÷(c)	72,293	106,888	172,261	225,064	86,683		

出典：「一般廃棄物処理実態調査」(平成22年度～令和2年度、環境省)

※平成26年度まで北広島町ごみ処理費含む。

※工事・解体費等を含む。

1.8.2 県内の自治体との比較

県内の自治体における1人あたりのごみ処理経費は、図3-19及び表3-18に示すとおりである。

本町の1人あたりのごみ処理経費は、広島県内の23市町の中で8番目である。

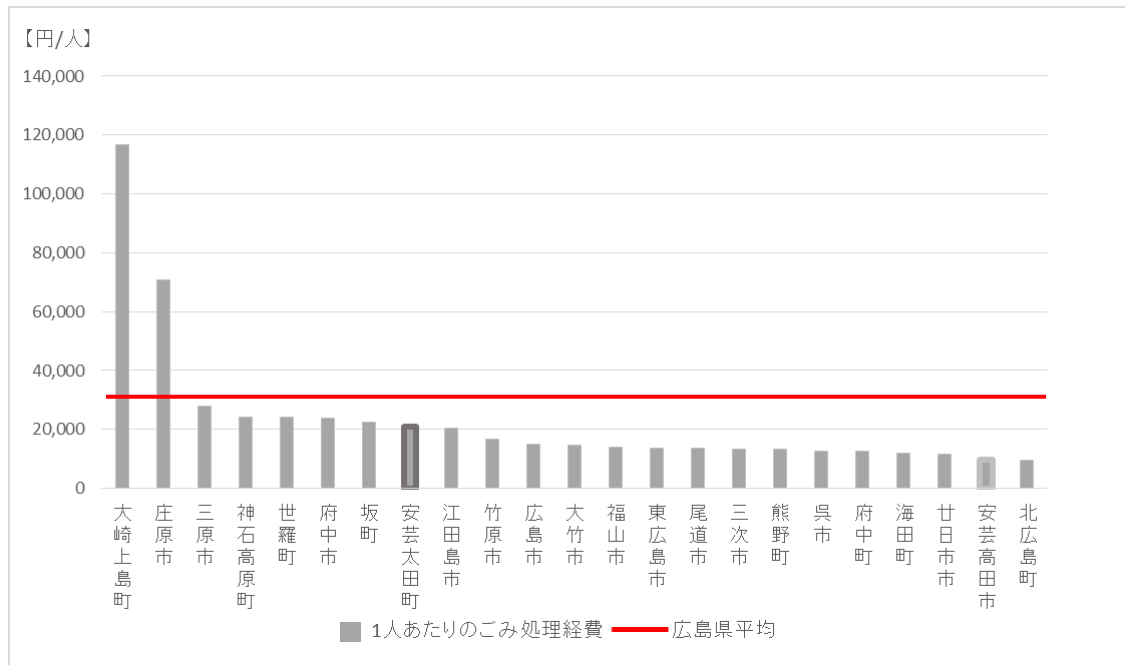


図3-19 県内の自治体における1人あたりのごみ処理経費

表3-18 県内の自治体における1人あたりのごみ処理経費

順位	自治体名	1人あたりのごみ処理経費【円/人】	順位	自治体名	1人あたりのごみ処理経費【円/人】
1	大崎上島町	116,715	13	福山市	13,881
2	庄原市	70,863	14	東広島市	13,734
3	三原市	28,002	15	尾道市	13,648
4	神石高原町	24,314	16	三次市	13,324
5	世羅町	24,133	17	熊野町	13,165
6	府中市	23,688	18	呉市	12,542
7	坂町	22,407	19	府中町	12,518
8	安芸太田町	20,884	20	海田町	11,922
9	江田島市	20,371	21	廿日市市	11,708
10	竹原市	16,823	22	安芸高田市	9,638
11	広島市	15,041	23	北広島町	9,385
12	大竹市	14,667	県平均		23,190

出典：一般廃棄物処理実態調査結果（令和2年度、環境省）

2 現状施策を継続した場合のごみ排出量等の将来予測

2.1 将来予測の手順

ごみ排出量の将来予測の手順は、図 3-20 に示すとおりである。

家庭系ごみは、トレンド推計法により 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量の将来予測を行い、その予測結果に人口及び年間日数を乗じたものを排出量の推計値とした。

事業系ごみについては、トレンド推計法により 1 日あたりの事業系ごみ排出量の将来予測を行い、その予測結果に年間日数を乗じたものを排出量の推計値とした。

なお、人口は、第二次安芸太田町長期総合計画の将来人口フレームに基づき設定した。

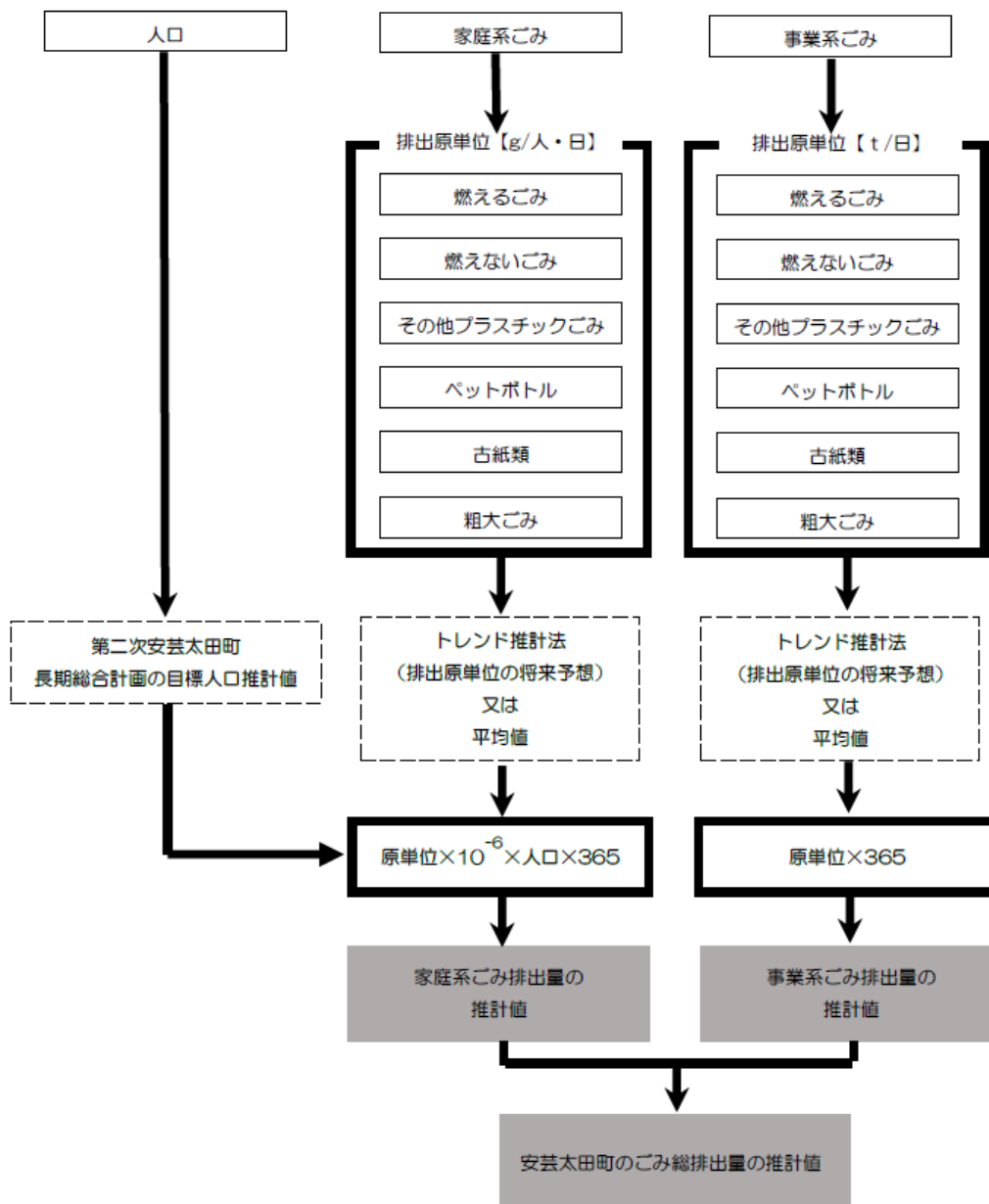


図 3-20 将来予測の手順

2.2 将来予測の結果

2.2.1 人口

人口は、図3-21及び表3-19に示すとおり、減少傾向で推移すると見込まれる。

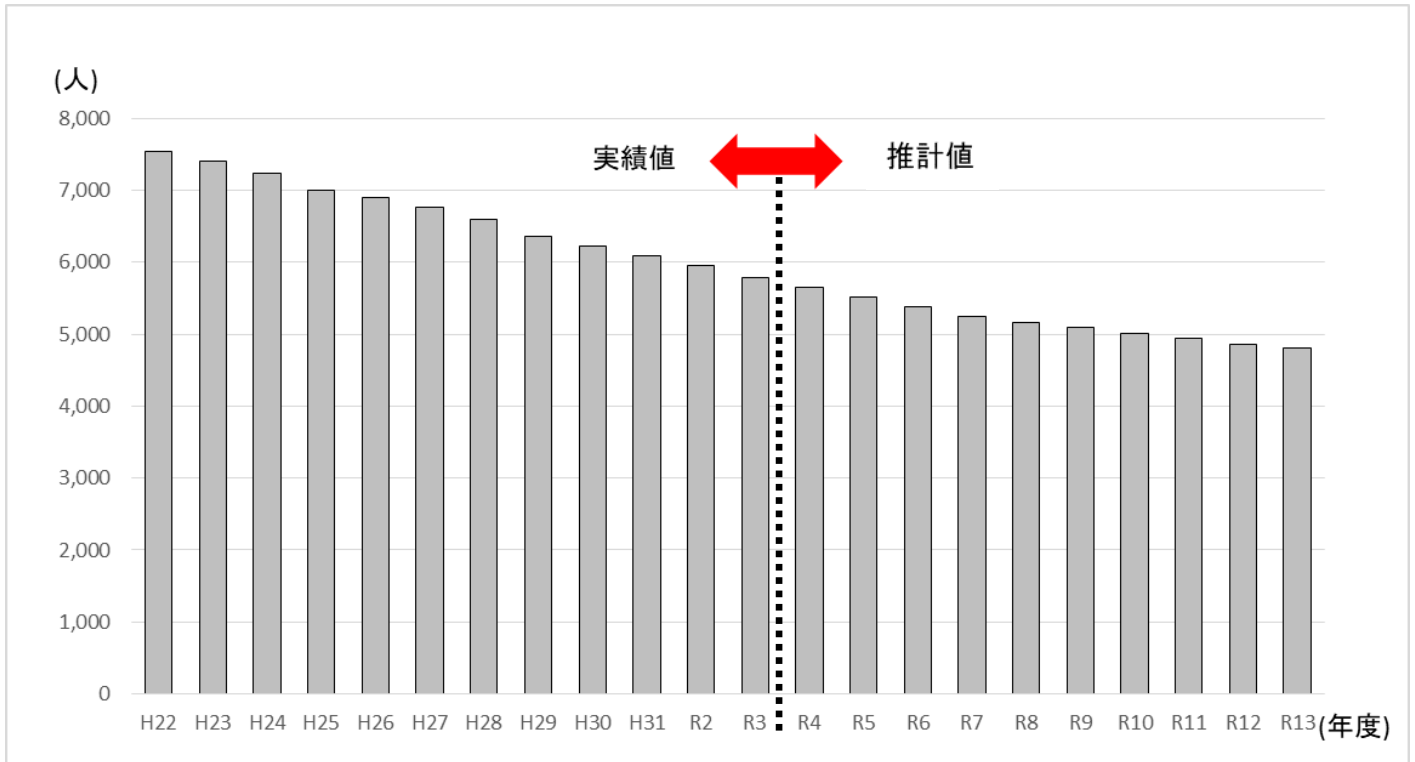


図3-21 人口の将来予測の結果

表3-19 人口の将来予測の結果

	平成26年度 実績値	令和3年度 実績値	令和13年度推計値 (目標年度)
人口 [人]	6,895	5,792	4,802

2.2.2 家庭系ごみ

(1) 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量

1人1日あたりの家庭系ごみ排出量の将来予測の結果は、図3-22及び表3-20に示すとおりである。

現状の施策のみでは、古紙類、粗大ごみの1人1日あたりの排出量は緩やかに増加し、その他のごみについては概ね横ばいで推移すると見込まれる。家庭系ごみ全体では、令和3年度実績で1人1日あたりの排出量は389.8g/人・日であるが、令和13年度は434.8g/人・日に増加すると見込まれる。

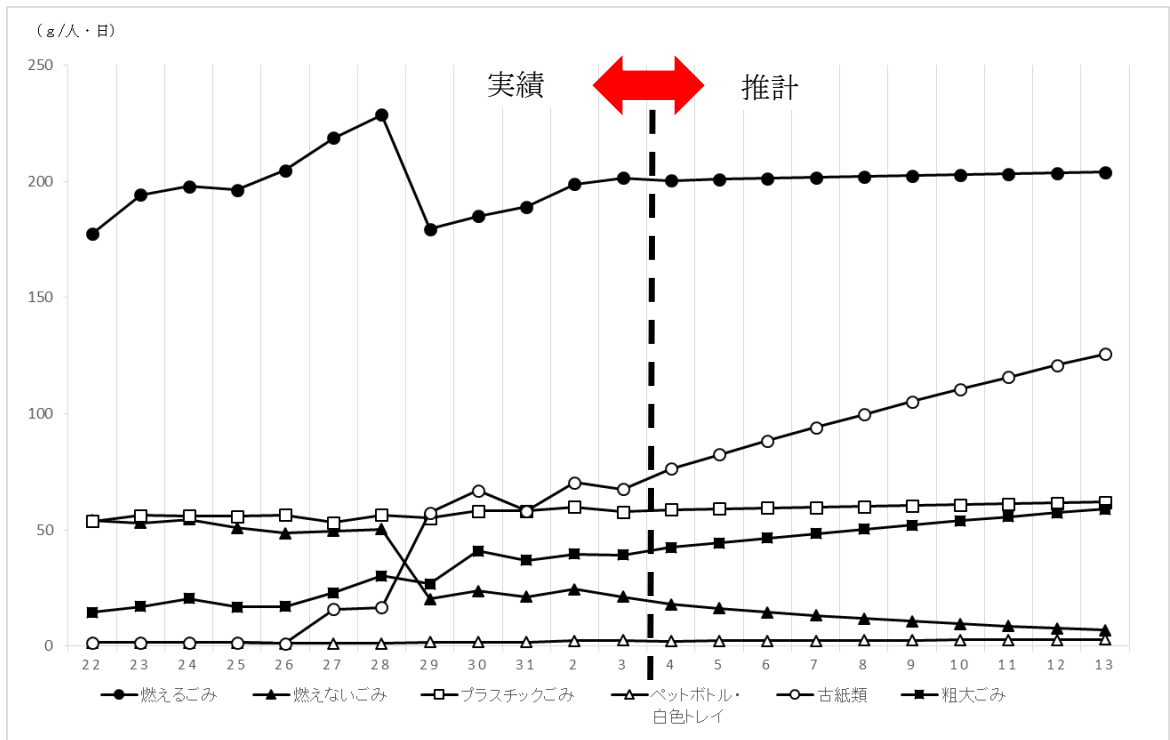


図3-22 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量の将来予測の結果

表3-20 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量の将来予測の結果

	平成26年度 実績値	令和3年度推計 (中間目標年度)	令和3年度 実績	令和13年度推計値 (目標年度)
燃えるごみ [g/人・日]	205.8	206.0	201.5	201.4
燃えないごみ [g/人・日]	46.5	47.7	21.3	6.8
その他プラスチック [g/人・日]	49.3	49.7	57.7	61.0
ペットボトル・ 白色トレイ [g/人・日]	1.2	1.4	2.1	2.9
古紙類 [g/人・日]	17.5	18.8	67.6	104.4
粗大ごみ [g/人・日]	17.9	17.5	39.3	58.2
合計 [g/人・日]	338.2	341.1	389.8	434.8

注) 四捨五入の関係で、ごみ種別の数値の合計と合計欄の数値が合致しない場合がある。

(2) 家庭系ごみの排出量

家庭系ごみ排出量の将来予測の結果は、図3-23及び表3-21に示すとおりである。

家庭系ごみ排出量については、1人1日あたりの排出量は増加していくものの、人口の減少が見込まれることから、緩やかに減少していく。

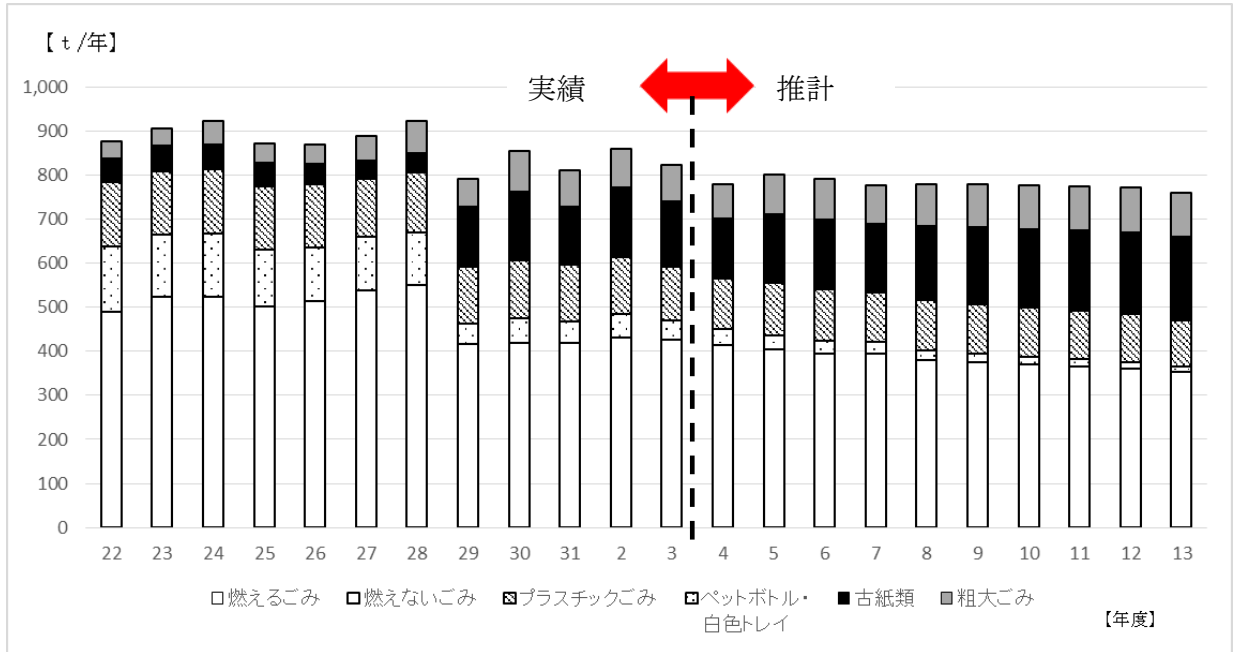


図3-23 家庭系ごみ排出量の将来予測の結果

表3-21 家庭系ごみ排出量の将来予測の結果

	平成26年度 実績値	令和3年度 (中間目標年度)	令和3年度 実績値	令和13年度推計値 (目標年度)
燃えるごみ [t/年]	518	457	426	353
燃えないごみ [t/年]	117	106	45	12
その他プラスチック [t/年]	124	110	122	107
ペットボトル・ 白色トレイ [t/年]	3	3	5	5
古紙類 [t/年]	44	42	143	183
粗大ごみ [t/年]	45	39	83	102
合計 [t/年]	851	757	824	762

注) 四捨五入の関係で、ごみ種別の数値の合計と合計欄の数値が合致しない場合がある。
※古紙類については、H29以降は衣類・布類を含んだ数値である



2.2.3 事業系ごみ

(1) 1日あたりの事業系ごみ排出量

1日あたりの事業系ごみ排出量の将来予測の結果は、図3-24及び表3-22に示すとおりである。

事業系ごみの1日あたりの排出量は、令和3年度以降燃えるごみは減少傾向であり、その他のごみは横ばいで推移すると見込まれる。

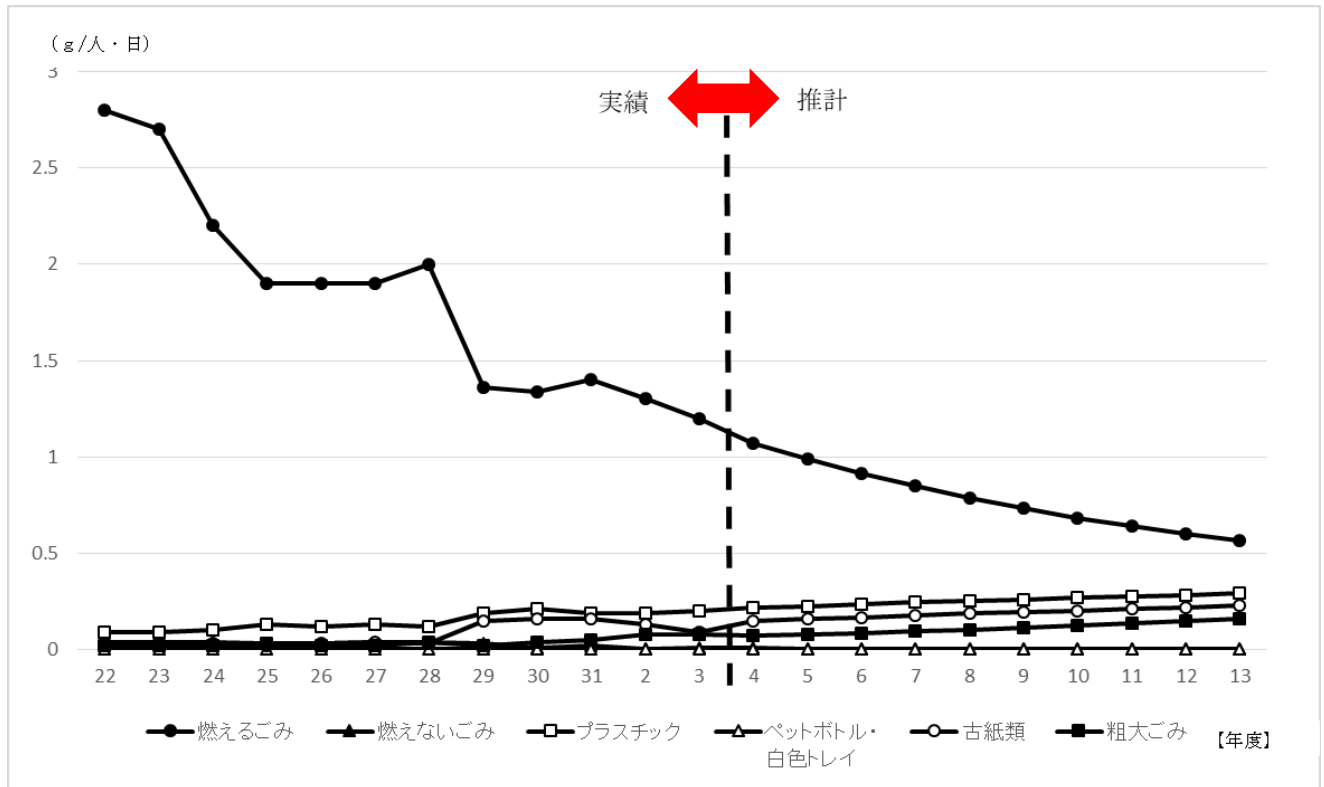


図3-24 1日あたりの事業系ごみ排出量の将来予測の結果

表3-22 1日あたりの事業系ごみ排出量の将来予測の結果

	平成26年度 実績値	令和3年度推計値 (中間目標年度)	令和3年度 実績値	令和13年度推計値 (目標年度)
燃えるごみ [t/日]	1.90	1.90	1.20	0.6
燃えないごみ [t/日]	0.04	0.05	0.01	0.00
その他プラスチック [t/日]	0.12	0.16	0.20	0.29
ペットボトル・白色トレイ [t/日]	0	0	0	0
古紙類 [t/日]	0.03	0.03	0.09	0.23
粗大ごみ [t/日]	0.02	0.02	0.08	0.16
合計 [t/日]	2.10	2.16	1.58	1.20

注) 四捨五入の関係で、ごみ種別の数値の合計と合計欄の数値が合致しない場合がある。

(2) 事業系ごみの排出量

事業系ごみ排出量の将来予測の結果は、図 3-25 及び表 3-23 に示すとおりである。
事業系ごみ排出量は、減少傾向が見込まれる。

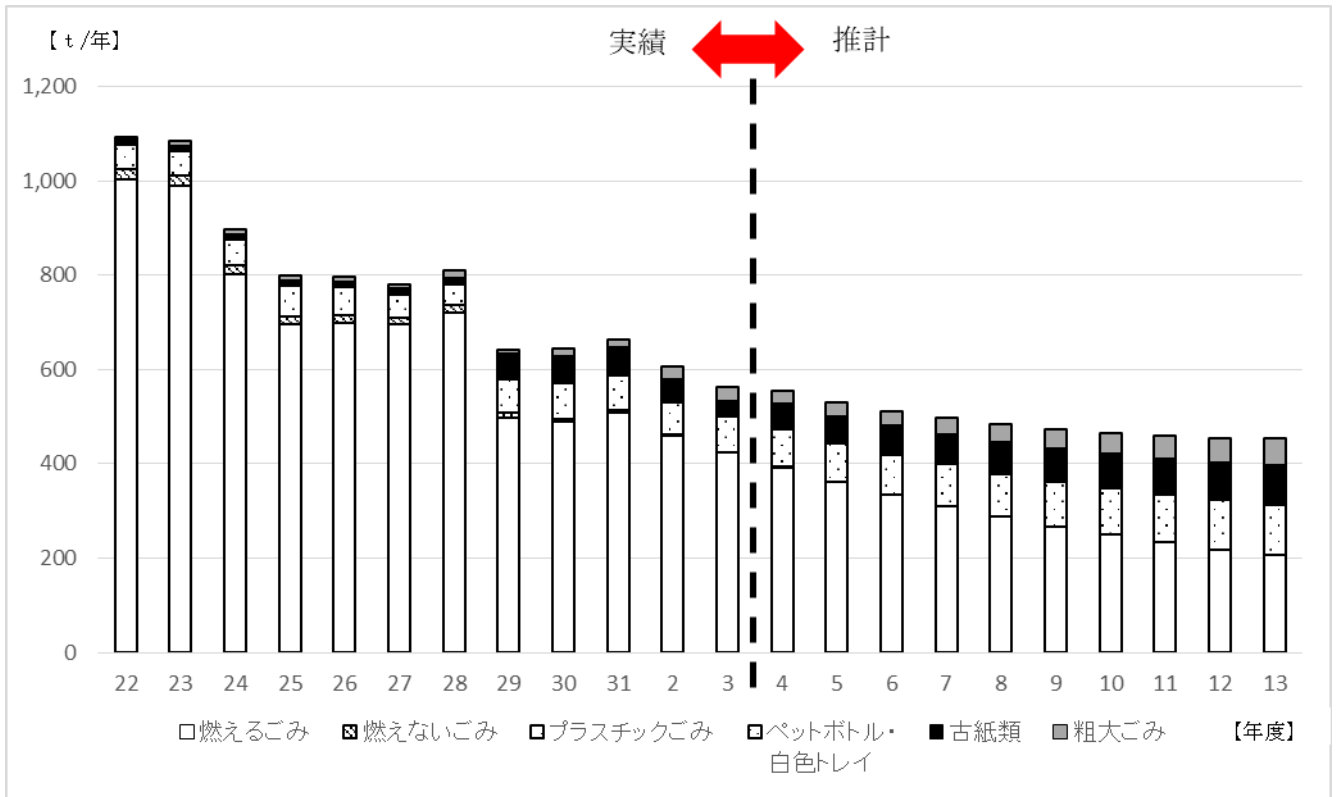
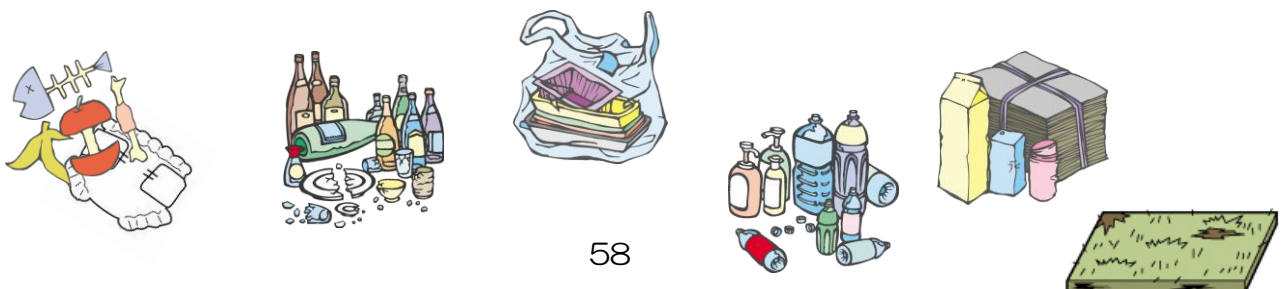


図 3-25 事業系ごみ排出量の将来予測の結果

表 3-23 事業系ごみ排出量の将来予測の結果

	平成 26 年度 実績値	令和 3 年度推計値 (中間目標年度)	令和 3 年度 実績値	令和 13 年度推計値 (目標年度)
燃えるごみ [t/年]	696	694	423	207
燃えないごみ [t/年]	16	18	2	0
その他プラスチック [t/年]	60	58	74	106
ペットボトル・ 白色トレイ [t/年]	0	0	0	0
古紙類 [t/年]	11	11	34	83
粗大ごみ [t/年]	7	8	31	57
合計 [t/年]	790	789	564	453

注) 四捨五入の関係で、ごみ種別の数値の合計と合計欄の数値が合致しない場合がある。
※古紙類については、H29 以降は衣類・布類を含んだ数値である。



2.2.4 ごみ総排出量

以上をふまえたごみ総排出量の将来予測の結果は、図 3-26 及び表 3-24 に示すとおりである。

1人1日あたりのごみ排出量は増加するものの、人口減少に伴い、ごみ総排出量は緩やかに減少していく。

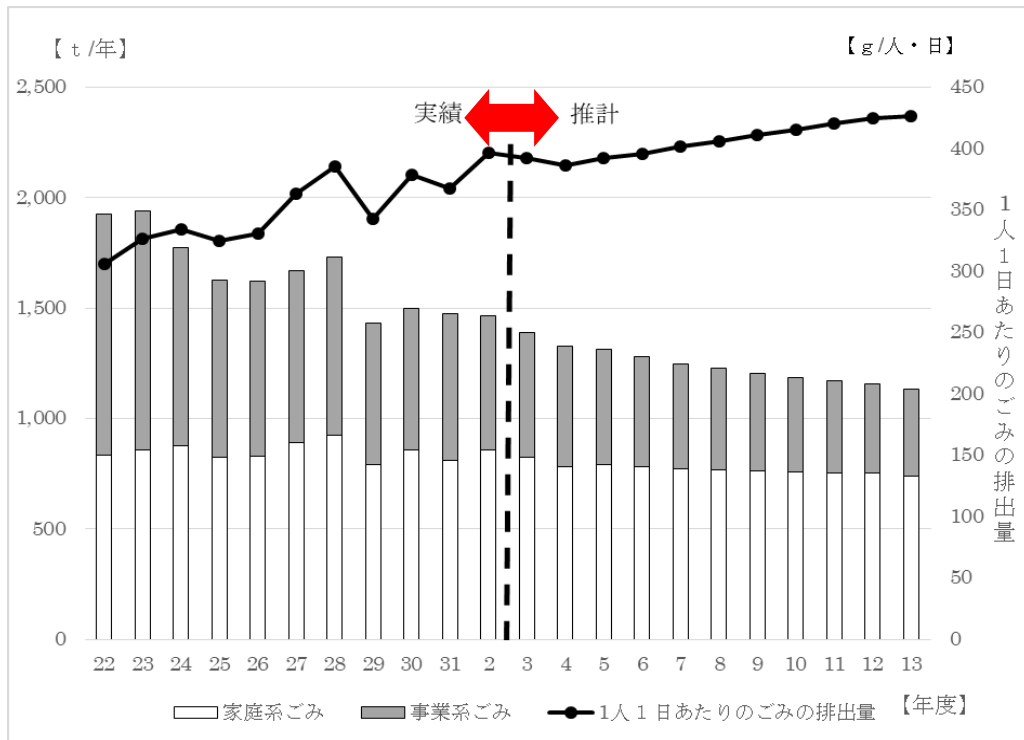


図 3-26 ごみ総排出量の将来予測の結果（排出形態別）

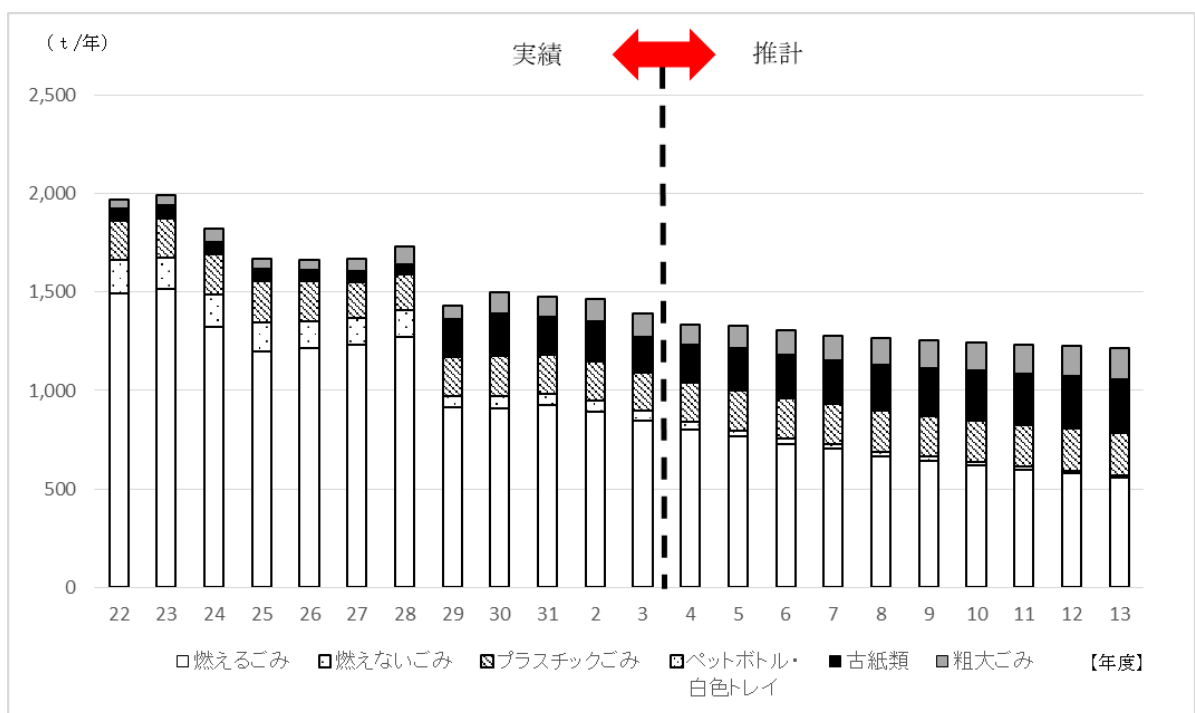


図 3-26 ごみ総排出量の将来予測の結果（ごみ種別）

表 3-24 ごみ総排出量の将来予測の結果（現状推計の場合）

		平成 26 年度 実績値	令和 3 年度推計値 (中間目標年度)	令和 3 年度 実績値	令和 13 年度推計値 (目標年度)
ごみ排出 量 [t/年]	燃えるごみ	1,214	1,151	849	560
	燃えないごみ	133	124	47	12
	その他プラス チック	184	168	196	213
	ペットボトル	3	3	5	5
	古紙類	55	53	177	266
	粗大ごみ	52	47	114	159
ごみ総排出量 [t/年]		1,641	1,546	1,388	1,215
人口 [人]		6,895	6,080	5,792	4,802
1 人 1 日あたりのごみ排出 量 [g/人・日]		652	697	657	693

注) 四捨五入の関係で、ごみ種別の数値の合計と合計欄の数値が合致しない場合がある。

3 ごみ処理の評価

3.1 国の目標値を基準とした評価

ごみ処理に係る国の目標としては、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下、「国の基本方針」という。）」及び「第3次循環型社会形成推進基本計画」において、ごみ排出量等の削減目標が設定されている。それらの数値目標の達成見込みを以下に整理した。

3.1.1 国の基本方針

国の基本方針では、以下の3つの指標について数値目標が設定されており、環境省告示第七号（平成28年1月21日）において、下記のとおりとなっている。

- 指標①：ごみ排出量 ⇒ 平成32年度までに平成24年度比で約12%減
- 指標②：リサイクル率 ⇒ 平成32年度までに約27%
- 指標③：最終処分量 ⇒ 平成32年度までに平成24年度比で約14%減

指標①～③の数値目標における安芸太田町の達成状況は、表3-25に示すとおりである。

令和2年度の実績値は、ごみ排出量は1,466t/年、リサイクル率は51.7%、

最終処分量は70t/年である。

実績値が目標値を下回り、それぞれの目標値が達成された。

表3-25 国の基本方針の目標率における安芸太田町の達成状況

	基準年度の数値 (平成24年度)	実績値 (平成26年度)	目標率による値 (令和2年度)	実績値 (令和2年度)	達成状況
【指標①】 ごみ排出量	1,795t/年	1,641t/年	1,580t/年	1,466t/年	○
【指標②】 リサイクル率	19.4%	23.1%	約27%	51.7%	○
【指標③】 最終処分量	228t/年	166t/年	196t/年	70t/年	○

【国の基本方針とは】

『廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成13年5月環境省告示第34号、平成22年12月20日全部変更、平成28年1月21日一部変更）』のこと。この基本方針では、廃棄物の減量化や適正処理に関する基本的な方向など（以下参照）を定めている。

- ◆ 廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向
- ◆ 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項
- ◆ 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項
- ◆ 廃棄物の処理施設の整備に関する基本的な事項
- ◆ その他廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項

3.1.2 第3次循環型社会形成推進基本計画

第3次循環型社会形成推進基本計画では、以下の3つの指標について数値目標が設定されている。

指標①：1人1日あたりのごみ排出量

⇒ 平成32年度までに平成12年度比で約25%減

指標②：集団回収量及び資源ごみを除いた1人1日あたりの家庭系ごみ排出量

⇒ 平成32年度までに平成12年度比で約25%減

指標③：事業系ごみ排出量

⇒ 平成32年度までに平成12年度比で約35%減

指標①～③の数値目標における安芸太田町の達成状況は、表3-26に示すとおりである。

令和2年度の実績値は、1人1日あたりのごみ排出量は674g/人・日

1人1日あたりの家庭系ごみの量は395g/人/日、事業系ごみの総量は607t/年である。

それぞれの実績値が目標値より大きく上回っており、目標の達成はかなわなかったが、1人1日あたりのごみ排出量及び事業系ごみの総量は推計値を下回った。

今後も引き続き減少の取り組みを進めていく必要がある。

表3-26 第3次循環型社会形成推進基本計画の目標率における安芸太田町の達成状況

指標	基準年度の数値 (平成12年度)	目標年度の数値(令和2年度)			達成状況
		目標値	推計値	実績値	
1人1日あたりのごみ排出量	598g/人/日	449g/人/日	691g/人/日	674g/人/日	×
1人1日あたりの家庭系ごみの量	157g/人/日	118g/人/日	341g/人/日	395g/人/日	×
事業系ごみの総量	749t/年	487t/年	789t/年	607t/年	×

3.2 県の目標値を基準とした評価

ごみ処理に係る県の目標としては、「第4次広島県廃棄物処理計画」（平成28年3月、広島県）において、ごみ排出量等の削減目標が設定されている。それらの数値目標の達成見込みを以下に整理した。

指標①：ごみ総排出量⇒ 平成32年度までに平成25年度比で約5.2%減

指標②：再生利用量（リサイクル率）⇒ 平成32年度までに19%以上

指標③：最終処分量⇒ 平成32年度までに平成25年度比で約13.4%減

指標①～③の数値目標における安芸太田町の達成状況は、表3-27に示すとおりである。

令和2年度の実績値は、ごみ総排出量は1,466 t/年、再生利用量（リサイクル率）、51.7%、最終処分量、70 t/年である。

それぞれ実績値が目標値を下回り、目標が達成された。

表3-27 第4次広島県廃棄物処理計画の目標率における安芸太田町の達成状況

指標	基準年度の数値 (平成25年度)	目標年度の数値(令和2年度)			達成状況
		目標値	推計値	実績値	
ごみ総排出量	1,650 t/年	1,564 t/年	1,555 t/年	1,466 t/年	○
再生利用量 (リサイクル率)	21.3%	19%以上	22.6%	51.7%	○
最終処分量	190t/年	165t/年	154t/年	70 t/年	○

3.3 類似団体の平均を基準とした評価

一般廃棄物処理システムについて、環境省のホームページで公開されている「一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を用いて評価を実施した。

3.3.1 類似団体の平均を基準とした評価

評価には、表 3-28 に示す指標を用いた。

表 3-28 評価の指標

評価指標		算出式	
循環型社会 形成	廃棄物の発生	人口 1 人 1 日あたりごみ総排出量 [g/人・日]	ごみ総排出量 ÷ 365 ÷ 計画収集人口 × 10 ⁶
	廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収率 (RDF を除く) [t/t] 【リサイクル率のこと】	資源化量 ÷ ごみ総排出量
	最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合 [t/t] 【最終処分率のこと】	最終処分量 ÷ ごみ総排出量
経済性	費用対効果	人口 1 人あたり年間処理経費 [円/人・年]	処理及び維持管理費 ÷ 計画収集人口
		最終処分減量に要する費用 [円/t]	(処理及び維持管理費 - 最終処分費) ÷ (ごみ総排出量 - 最終処分量)

3.3.2 評価の方法

評価は、評価指標を数値化し、類似団体（総務省により提示されている類似団体別市町村財政指数表の類型による類似団体）の平均値と比較することにより実施した。類似団体の平均との各指標をレーダーチャートで比較することにより、水準が明らかになる。

3.3.3 評価の結果（実調結果）

評価の結果は、図 3-27 及び表 3-29 に示すとおりである。

「人口 1 人 1 日あたりごみ総排出量」及び「廃棄物からの資源回収率（RDF 除く）」は、類似団体の平均を上回っている。すなわち、本町は類似団体よりも人口 1 人 1 日あたりのごみ排出量は少なく、資源回収率が高くなっている。

一方、「廃棄物のうち最終処分される割合」、「人口 1 人あたり年間処理費」及び「最終処分減量に要する費用」は、類似団体の平均を下回っている。すなわち、廃棄物のうち最終処分されるごみの量が多く、人口 1 人あたりの年間処理費と最終処分減量に要する費用が高くなっている。

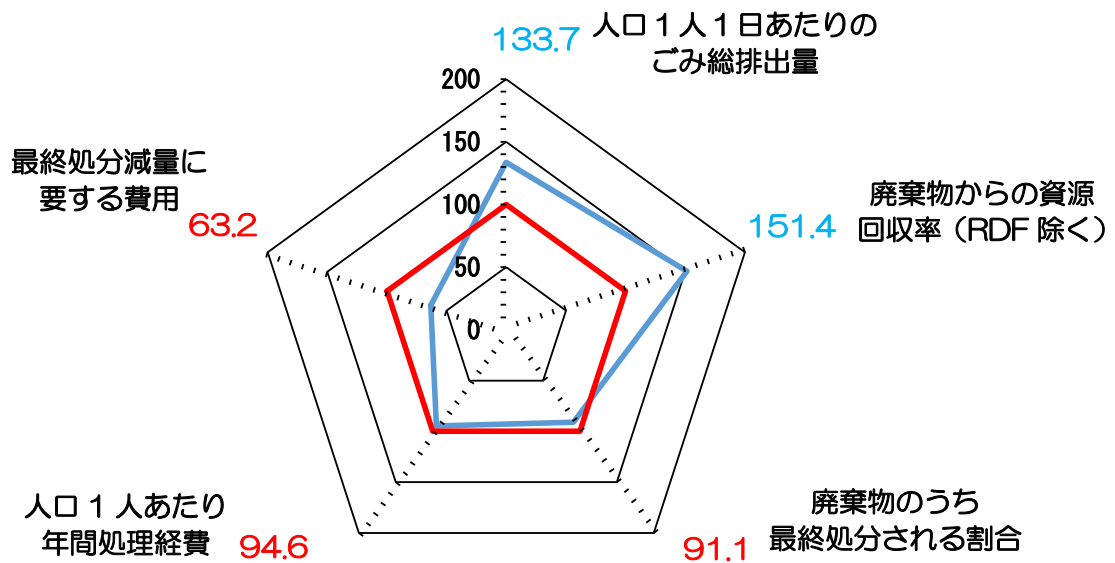


図 3-27 類似団体の平均を基準とした評価の結果（平成 24 年度実績）

注）各評価指標を指数化して評価（類似団体平均を 100（赤線で示す）として評価）

表 3-29 類似団体の平均を基準とした評価の結果（平成 24 年度実績）

	人口 1 人 1 日あたりごみ総排出量 [g/人・日]	廃棄物からの資源回収率（RDF 除く） [t/t]	廃棄物のうち最終処分される割合 [t/t]	人口 1 人あたり年間処理経費 [円/人・年]	最終処分減量に要する費用 [円/t]
平均	0.896	0.173	0.113	13,707	41,620
最大	2,272	0.452	0.259	41,225	83,917
最小	0	0.024	0	6,120	0
本町	0.670	0.262	0.124	14,482	65,905
指数値 ¹⁾	133.7	151.4	91.1	94.6	63.2

注 1) 類似団体の平均値を 100 とした場合の本町の比較値

注 2) 環境省のホームページで公開されている「一般廃棄物処理システム評価支援ツール」による人 1 人あたり年間処理経費であり、算入経費の差異により表 3-17 の数値とは異なっている。

注 3) 廃棄物からの資源回収率（RDF 除く）については、RDF を含む数量にて評価が行われている自治体があったため、当該自治体を除いて評価した。また、廃棄物のうち最終処分される割合については、ゼロとなっている自治体を除いて評価した。

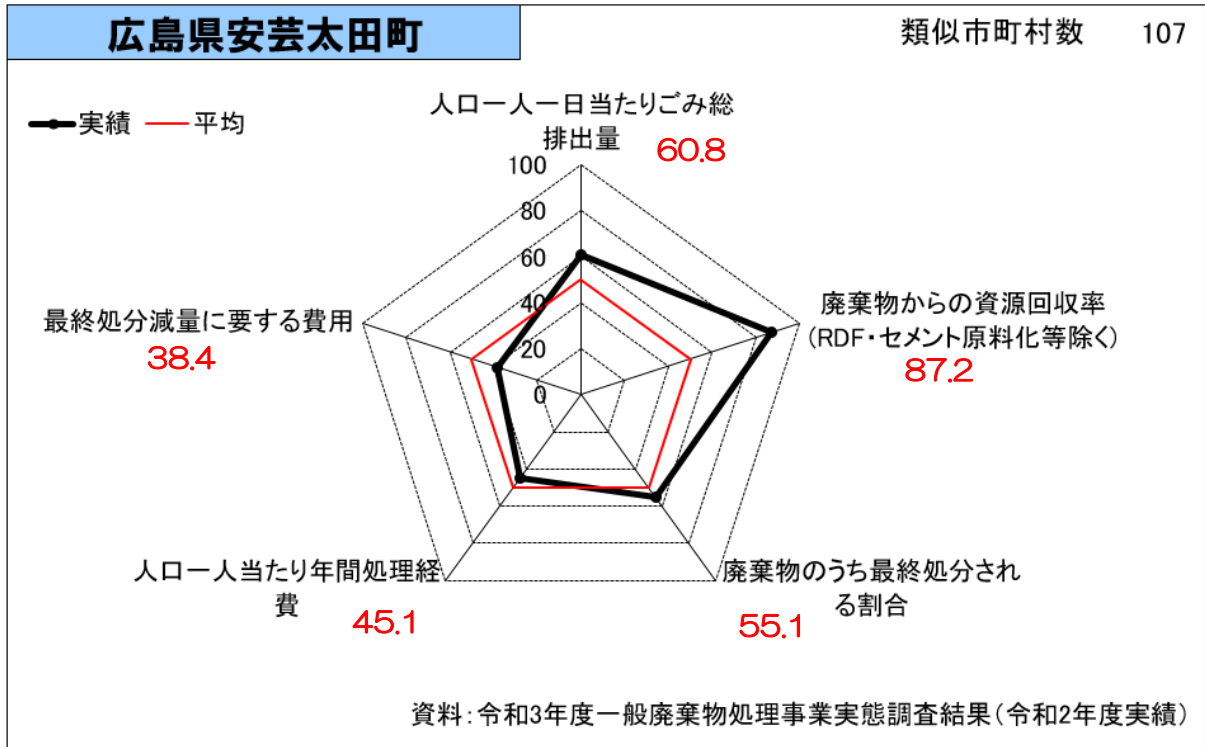


表 3-30 類似団体の平均を基準とした評価の結果 (令和2年度実績)

	人口1人1日あたりごみ総排出量 [g/人・日]	廃棄物からの資源回収率 (RDF 除く) [t/t]	廃棄物のうち最終処分される割合 [t/t]	人口1人あたり年間処理経費 [円/人・年]	最終処分減量に要する費用 [円/t]
平均	0.892	0.193	0.077	16,000	51,960
最大	2.345	0.562	0.285	78,398	220,126
最小	0.472	0.052	0.004	0	0
本町	0.663	0.517	0.048	20,266	87,961
指数値 ¹⁾	60.8	87.2	55.1	45.1	38.4

注 1) 類似団体の平均値を 100 とした場合の本町の比較値

注 2) 環境省のホームページで公開されている「一般廃棄物処理システム評価支援ツール」による人 1 人あたり年間処理経費であり、算入経費の差異により表 3-17 の数値とは異なっている。

注 3) 廃棄物からの資源回収率 (RDF 除く) については、RDF を含む数量にて評価が行われている自治体があったため、当該自治体を除いて評価した。また、廃棄物のうち最終処分される割合については、ゼロとなっている自治体を除いて評価した。

【評価結果（レーダーチャート）の見方】

＜全般＞

指標毎に、抽出した類似団体の平均値が100となっており、レーダーチャートでは、指数値が高くなるほど外側に広がり良好な状態を示している。

＜人口1人1日あたりごみ総排出量＞

人口1人1日あたりごみ総排出量は、少ないほど外側に広がる。本町の場合、100以上となっているため、人口1人1日あたりごみ総排出量は類似団体平均よりも少ないといえる。

＜廃棄物からの資源回収率＞

廃棄物からの資源回収率（RDF除く）は、高いほど外側に広がる。本町の場合、100以上となっているため、廃棄物からの資源回収率は類似団体平均よりも高いといえる。

＜廃棄物のうち最終処分される割合＞

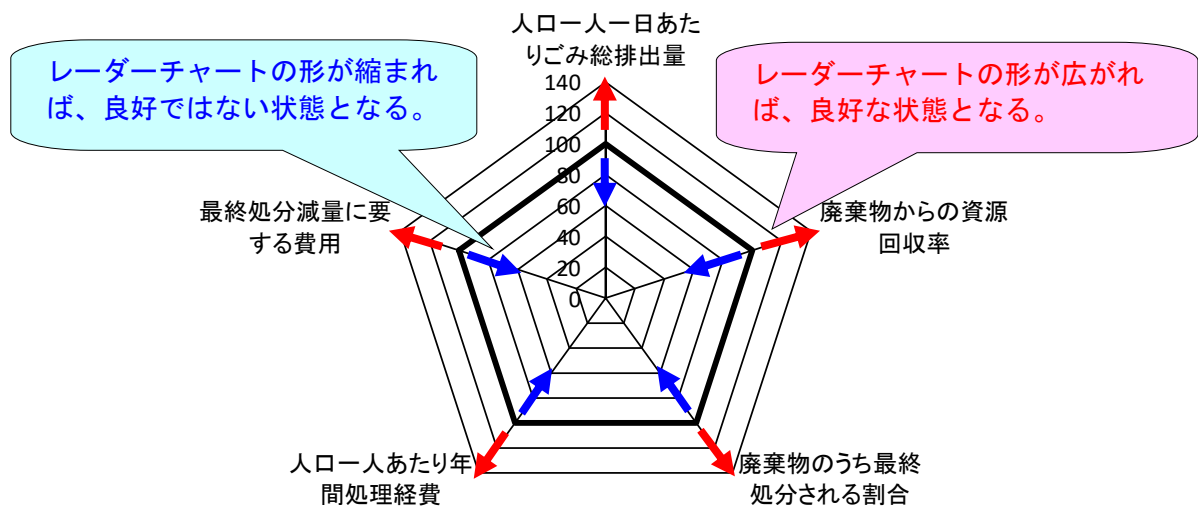
廃棄物のうち最終処分される割合は、少ないほど外側に広がる。本町の場合、100以下となっているため、廃棄物のうち最終処分される割合は類似団体平均よりも高いといえる。

＜人口1人あたり年間処理経費＞

人口1人あたり年間処理経費は、少ないほど外側に広がる。本町の場合、100以下となっているため、人口1人あたり年間処理経費は類似団体平均よりも高いといえる。

＜最終処分減量に要する費用＞

最終処分減量に要する費用は、少ないほど外側に広がる。本町の場合、100以下となっているため、最終処分減量に要する費用は類似団体平均よりも高いといえる。



4 ごみ処理に係る課題

4.1 処理方法と処理施設のあり方

現在、安芸太田町では中継処理施設のみ有しており、燃えるごみは近隣市町へ、廃プラスチックなどは民間業者へ処理委託を行っている状態である。

燃えるごみについては、処理委託市町が災害等で搬入不可になった際などの場合を想定し、他の受入先を想定しておく必要がある。

燃えるごみ以外の処理については、令和4年4月にプラスチック資源循環促進法が制定されたこともあり、今後は分別区分の変更も視野に入れた将来予測が必要となる。

中継施設も老朽化が進んでいるため、施設の更新や移転、廃止の検討を進めるとともに、処理に係る費用、効率性を鑑み、広域処理等も含め総合的に判断しながら検討していくこととする。

4.2 排出抑制

本町の令和3年度の1人1日あたりのごみの排出量は657グラムで全国平均（865グラム）や広島県平均（863グラム）以下となっている（全国・広島県平均値は令和2年度）。全国平均や広島県平均に比較すると家庭ごみの1人1日あたり排出量は少ない。新型コロナウイルス感染症の影響により巣ごもり需要があったものの、人口減少も相まって家庭ごみの排出量は緩やかに減少していく傾向にある。

1日あたりの事業系ごみ排出量は、減少傾向となっている。

したがって、現状の減量化施策を継続しつつ、ごみの排出抑制につながる施策を継続するとともに、分別の周知徹底、啓発を行うことで更なる効果が期待できる可能性がある。

4.3 資源化

本町では、9品目の分別収集及び県外の民間事業者へ資源化を委託することで資源化を推進している。

平成29年度より服や布団などの布繊維に関しては、サーマルリサイクルとして民間業者へ処理委託を行っていることから、令和2年度のリサイクル率は51.7%となっており、国の基本方針の数値目標を大きく上回っている。

また、今後は容器包装リサイクル法に加え、令和4年4月から施行されたプラスチック資源循環促進法に基づく分別収集及び処理が求められることから、現状の資源化施策を継続しつつ、リサイクル率の向上につながる施策を実施し、資源化を継続的に推進する必要がある。

4.4 収集・運搬

本町のごみ収集・運搬は、家庭系ごみを委託業者（一部直営）、事業系ごみを許可業者に

より実施している。

適正処理の観点から収集・運搬の方法（近隣市町への搬出も含め）についても検討していく必要がある。

4.5 中間処理

燃えるごみは、近隣市町へ処理委託を行っており、令和5年4月から家庭系及び事業系の収集された燃えるごみは中継施設を経由せず、近隣市町の処理施設へ直接運搬予定である。一方、排出者自ら搬入を行うごみについては、従前どおり受け入れを継続するため、可燃ごみ中継施設として現有施設を今後も活用していく。

燃えるごみ以外は、引き続き選別・圧縮等の中間処理を行い、民間業者へ処理委託を行う。

4.6 最終処分

令和3年度からガラスくず・陶磁器くずは、一般財団法人広島県環境保全公社へ処分委託している。

また、近隣市町に最終処分を含めた燃えるごみの処理委託をしている。

4.7 その他

4.7.1 不法投棄対策

町内では各所で不法投棄が発生していることから、パトロールの強化や不法投棄発生場所への啓発看板や防犯カメラの設置等対策を行うことに加え、住民への定期的な周知・情報提供により地域一帯で不法投棄を防止する必要がある。

4.7.2 野焼き対策

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第16条の2で廃棄物の焼却（以下、「野焼き」という）は原則禁止されている。しかし、本町では野焼きが多く発生しており、定期的なパトロールの実施や防災無線、SNS及び広報誌による周知を行うことにより、地域一体で野焼きを防止する必要がある。

4.7.3 ごみ処理経費

1年間あたりのごみ処理に関連する経費は、平成30・31年度は施設解体により経費が増加した。しかし、その他の年度については、約1億5千万円前後であり、ごみ1tあたりに換算すると約88,100円～約107,000円となっている。年々ごみ処理費は増額となっており、財政負担軽減化のためにも、ごみの減量化やごみ処理体制の効率化等により、ごみ処理経費を削減する必要がある。



5 ごみ処理に係る数値目標

5.1 将来目標の設定

5.1.1 第4次循環型社会形成推進基本計画

「第4次循環型社会形成推進基本計画」において、ごみ排出量等の削減目標が設定されており、以下の3つの指標について数値目標を設定されている。

指標目標①：1人1日あたりのごみの排出量

→約 850g/人/日

指標目標②：1人1日あたりの家庭系ごみの排出量

→約 440g/人/日

指標目標③：事業系ごみ排出量

→約 1,100万トン

表 3-31 第4次循環型社会形成推進基本計画の目標率における安芸太田町の達成状況の見込み

指標	基準年度の数値 (平成30年度)	目標年度の数値(令和7年度)		達成見込み
		目標値	推計値	
1人1日あたりのごみ排出量	660g/人/日	850g/人/日	677g/人/日	○
1人1日あたりの家庭系ごみの量	377g/人/日	440g/人/日	417g/人/日	○
事業系ごみの総量	644t/年	1,100万t/年	498t/年	○

5.5.2 第5次広島県廃棄物処理計画

ごみ処理に係る県の目標としては、「第5次広島県廃棄物処理計画」（令和3年3月、広島県）において、ごみ排出量等の削減目標が設定されている。それらの数値目標の達成見込みを以下に整理した。

指標①：1人1日あたりの家庭系ごみ排出量

→令和7年度までに1人1日あたりの家庭系ごみ排出量を878g以下へ

指標②：再生利用量（リサイクル率）

→令和7年度までに排出量に占める割合を32.5%以上へ

指標③：最終処分量

→令和7年度までに排出量に占める割合を12.2%以下へ

表3-32 第5次広島県廃棄物処理計画の目標率における安芸太田町の達成状況の見込み

指標	基準年度の数値 (平成30年度)	目標年度の数値(令和7年度)		達成見込み
		目標値	推計値	
ごみ総排出量	660g/人/日	878g/人/日	677g/人/日	○
再生利用量 (リサイクル率)	42.4%	32.5%以上	37.6%	○
最終処分量	11.6%	12.2%以下	8.7%	○

指数②：令和3年度のリサイクル率維持した推計値

指数③：最終処分は令和3年度から民間業者から県環境保全公社へ処分先を変更した。

※令和7年度以降も、国が定める循環型社会形成推進基本計画や県の定める広島県廃棄物処理計画の目標値に沿って、個別のごみ種類ごとに減量・資源化目標を設定し、さらなる減量・資源化を進めていく。

表3-33 国と県の基本方針をもとに令和3年度実績値及び令和13年度推計値の比較表

指標	令和3年度の実績値	目標年度の数値(令和7年度)		令和13年度推計値
		目標値	推計値	
ごみ総排出量	657g/人/日	878g/人/日	677g/人/日	713g/人/日
1人1日あたりの家庭系ごみの量	390g/人/日	440g/人/日	417g/人/日	456g/人/日
事業系ごみの量	564t/年	1,100万t/年	485t/年	453t/年
再生利用量 (リサイクル率)	37.6%	32.5%以上	37.6%	37.6%
最終処分量	1.2%	12.2%以下	8.7%	8.7%

ごみ処理に係る数値目標

将来目標の設定

ごみ処理に係る数値目標は、表 3-34 に示すとおりである。

本計画においては、ごみ処理に関して『1人1日あたりのごみ排出量』、『事業系ごみ排出量』、『リサイクル率』、『最終処分量』という4つの評価指標について数値目標を設定する。

＜目標①＞ 1人1日あたりのごみ排出量は現状維持とする。

1人1日あたりのごみ排出量は、国及び広島県の同値と比較した結果（図 3-6 及び表 3-4 参照）大きく下回っているが、図 3-26 に示したとおり、将来推計結果は増加傾向にある。

したがって、1人1日あたりのごみ排出量の目標は、ごみ排出量抑制等に係る施策を実施することにより、現状維持（650g/人日以下）とする。

令和3年は、1人1日あたりのごみの排出量が654g/人/日であり、現状維持でごみ排出量抑制等に係る施策を実施する。

＜目標②＞ 事業系ごみ排出量を790t/年(平成26年度実績)から711t/年以下に削減する。

事業系ごみ排出量は、現状のまま推移すれば令和13年度において減少傾向が想定される。

事業系ごみの目標は、事業系ごみ排出抑制に係る施策を実施し、令和13年度までに平成26年度比で1割以上削減することとする。

令和3年度は、平成26年度実績に比べ3割減となっている。したがって令和3年度以降も現状維持となるように施策を実施する。

＜目標③＞ リサイクル率は24%以上とする。

リサイクル率は、平成26年度において23.1%となっており、国の基本方針の目標である約25%を達成することが困難な状況となっていた。

リサイクル率の目標は、資源化に係る施策を継続して実施することにより、24%以上とする。

なお、令和3年度のリサイクル率は37.6%となっており、目標達成数値となっている。したがって令和3年度以降も現状維持となるように施策を実施する。

＜目標④＞ 最終処分量を平成43年度までに平成26年度比で2割以上削減する。

最終処分量は、目標①、目標②及び目標③により焼却残渣や処理不適物（不燃物残渣）を減少させることで削減が図れるものと考えられる。

最終処分量の目標は、2割以上削減とする。

令和3年度は、焼却残渣（広島市処理施設において焼却）及び不燃物残渣（ガラスくず・陶磁器くず）を最終処分している。令和3年度以降も現状維持となるように施策を実施する。

表 3-31 ごみ処理に係る数値目標

評価指標	実績値 (平成 26 年度)	実績値 (令和 3 年度)	目標値 (令和 13 年度)
《目標①》1人1日あたりのごみ排出量	652g/人・日	657g/人/日	650g/人・日以下
《目標②》事業系ごみ排出量	790t/年	564t/年	711t/年以下
《目標③》リサイクル率	23.1%	37.6%	24.0%以上
《目標④》最終処分量	166t/年	112t/年	133t/年以下

6 基本方針

6.1 基本理念

将来にわたって本町の自然環境及び生活環境の保全を図り、年々多様化する廃棄物の処理を適正に実施し、上位計画である「第二次安芸太田町長期総合計画」（令和2年3月改定）との整合を図るためごみ処理基本計画の基本理念を以下のとおりとする。

環境負荷の低いまちづくり

6.2 基本方針

基本方針は、以下に示すとおりである。

基本方針 1 発生抑制の推進

本町は、高齢化や人口減少が進行するとともに、1人1日あたりのごみ排出量が増加傾向にある。また新型コロナウイルス感染症の巣ごもり需要の中で、ごみの発生抑制が十分に進んでいないと考えられる。ごみとして排出されてしまうと、処理をしなくてはならない。そのためにも住民や事業者に対しては、ごみの発生抑制を促すとともに、使用可能なものに関してはリサイクルや資源化を行うよう啓発を行っている。これにより収集量や費用の削減だけでなく、SDGsで唱えられている理念が達成できるように、本町では、今後とも発生抑制を推進していく。

基本方針 2 廃棄物の資源化及び適正処理・処分の推進

本町のリサイクル率は、令和3年度では国の目標値を満たしているものの、サーマルリサイクルによる資源化が半分以上となっている。今後は、既存の分別をさらに推進し、リサイクル率の向上を図る必要がある。

更に、不法投棄等の不適正な処理を防止するため、パトロールによる監視や指導を強化する。



6.3 ごみの減量化・資源化に係る取組

ごみの減量化・資源化に係る取組は、表3-に示すとおりである。

表3-35 ごみの減量化・資源化に係る取組

基本方針	取組による効果	対象	取組	実施状況 (注)
発生抑制の推進	1.リデュース (排出抑制、減量化)	町民	1-1 ごみになる物を家庭に持ち込まない	△
			1-2 無駄のない食生活	△
		事業者	1-3 ごみになる物を作らない	○
			1-4 事業系ごみ減量化・資源化に関する指導の徹底	×
			1-5 事業所における食品廃棄物リサイクル等の推進	×
		共通	1-6 物を大切に使う	△
			1-7 食品ロスの減量	△
			1-8 分別方法、減量化方法の周知	○
			1-9 ごみ分別アプリ等の導入	△
	2.リユース (再使用)	共通	2-1 不用品の有効活用	○
			2-2 繰り返し使用できる容器に入った商品の利用	○
			2-3 不用品情報コーナーを設ける	△
			2-4 リユース推進の啓発活動	×
廃棄物の資源化及び適正処理・処分の推進	3.リサイクル (再生利用)	町民	3-1 再生品や適正処理しやすい製品の購入	×
			3-2 町民による分別回収の理解・協力	○
			3-3 環境学習、教育の充実	×
			3-4 集団回収の推進	△
		共通	3-5 拠点回収の推進	○
			3-6 分別回収に対する周知・啓発	○
			3-7 再生利用の推進	×
			3-8 再生利用に協力する	△
			3-9 地域コミュニティでの普及、啓発	○
	4.その他	事業者	4-1 事業系ごみに対する展開検査	○
			4-2 不法投棄に対するパトロール	○
		共通	4-3 野焼きに対する啓発	○
			4-4 高齢者等のごみ出し支援	○
4-5 災害廃棄物処理基本計画の見直し			○	
4-6 現状の把握			○	

注) ○：実施中、×：実施していない、△：一部実施している(していた)

◆リデュース・リユース・リサイクル(3R)

リデュース・・・不要なものは断り、ごみになるものを減らす。

リユース・・・修理して、ものを繰り返し使用する。

リサイクル・・・ごみを正しく分別して、資源として再び使用する。

廃棄物と関係のある SDGsの目標

目標

2 飢餓をゼロに

- 2030年までに、飢餓を撲滅し、全ての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食材を十分に得られるようにする。



6 安全な水とトイレを世界中に

- 2030年までに、全ての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排出をなくす。女性及び女兒、並びに脆弱な立場にある人々のニーズに注意を払う。
- 2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用を世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。



11 住み続けられるまちづくりを

- 2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。



12 つくる責任 つかう責任

- 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
- 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
- 2030年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
- 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。



<<リデュース>>**取組 1-1 ごみになるものを家庭に持ち込まない****【対象者】** 町民**【取組内容】**

令和2年7月から、全国でコンビニやスーパーなどの店頭におけるレジ袋の配布が有料化されたことから、ある程度プラスチックごみの削減が見込まれる。マイバッグを持参して不要なレジ袋は使用しない、過剰包装を断って簡易包装を選択する、買い物メモ持参で計画的な買い物を心がける、使い捨て商品をなるべく購入せず詰め替え製品を積極的に購入する、レンタル商品を利用する等、ごみになる物を家庭に持ち込まない生活を心がけるよう啓発する。

そしてマイボトルやマイカップ等のリターナブル容器使用を促進していく

【現状と課題】

レジ袋の有料化により、以前に比べマイバッグの普及は進んでいる。しかしコンビニなどで買い物をする際にはレジ袋を使用する傾向が見受けられる。

また、詰め替え商品の購入やレンタル商品の利用に関しても、近年意識改革が進んでいる。しかし、マイボトルやマイカップ等の使用に関しては、まだ十分に浸透していない。

【今後の取組実施方針】

今後も、簡易包装の選択やマイバッグの持参、詰め替え商品の購入等、ごみになる物を家庭に持ち込まない生活を心がけるよう啓発する。

マイボトルやマイカップ等についても周知し、利用促進を図る。

関連するSDGs



取組 1-2 無駄のない食生活

【対象者】 町民

【取組内容】

賞味期限切れ等で廃棄される商品を削減するために、エコクッキング（食物やエネルギーを無駄にせず、水を汚さないよう工夫したり、ごみを減らしたりして、環境に配慮しながら料理をつくること）を心がけ、必要最小限の食材を購入することや、料理を工夫して廃棄するごみを減らすように啓発する。

また、忘年会や新年会の時期になると、手つかずの料理が残され、多くのごみが排出される。そのため、町民に対しては、食べきれぬ量だけ料理を注文し、残さず食べきるよう啓発する。

【現状と課題】

無駄のない食生活についての啓発は実施していない。

高齢者の単身世帯が増加して行く中で、食べきる量を作ることが難しくなっている。また、小売店、コンビニ等での惣菜、調理済み食品の利用増加により、食生活の変化と弁当殻等の排出増加が見込まれる。

【今後の取組実施方針】

SDGs のターゲットのひとつとしても社会の関心が高まっており、必要な分だけ購入して食べきることや、外出するときでも食品ロスを減らすことを意識するといった呼びかけを行うことや、消費者が「もったいない」という意識を持てるよう取り組んでいく。

高齢の単身世帯向けに、食べきれぬ量の料理の紹介を行う等、幅広い世代を対象としたエコクッキングの実施や食品に対する勉強会を開催し、食品への関心を高め廃棄するごみを減らすよう啓発する。

関連する SDGs



取組 1-3 ごみになる物を作らない

【対象者】 事業者

【取組内容】

過剰包装の抑制・マイバッグ持参の推奨を啓発する。

【現状と課題】

各店舗においては、過剰な包装は減少してきている。また令和2年7月よりレジ袋等の有料化が開始されたことにより、マイバッグ持参の推奨や使い捨て商品の製造についても全国的に商品の見直しが進んできている。

【今後の取組実施方針】

マイバッグ持参の推奨や繰り返し利用できる商品開発、過剰包装の抑制を進めるよう啓発していく。

関連するSDGs



取組 1-4 事業系ごみ減量化・資源化に関する指導の徹底

【対象者】 事業者

【取組内容】

減量化及び資源化の指導を徹底する。また、規模が小さい事業所から排出されるごみは、家庭系ごみのステーションに排出されている可能性もあると推測されることから、適正排出・処理について指導する。

【現状と課題】

本町では、事業系ごみの分別が徹底されていない現状があるため、小規模事業所を含めて、分別の啓発を実施する必要がある。また、事業系ごみにおける紙類の割合は高く、資源化への取組が期待される。

【今後の取組実施方針】

紙類を資源化するように啓発する。

関連するSDGs



取組 1-5 事業所における食品廃棄物リサイクル等の推進

【対象者】 事業者

【取組内容】

食品の売れ残り、食べ残し、食品の製造過程において大量発生する食品廃棄物の発生抑制を行うとともに、食品関連事業者（製造、流通、外食など）による食品循環資源の再生利用等への促進にむけ、事業者と連携しながら積極的に食品ロスの削減を行う。

【現状と課題】

厨芥類の減量化の取組は実施していない。厨芥類の減量化（水分をなくす）と堆肥等で再利用をあわせた取組が必要である。家庭での取組だけでなく、厨芥類が多いと思われる事業所での取組も支援が必要となる。

また小盛メニューの導入を開始など事業者と連携をしていく。

【今後の取組実施方針】

厨芥類の現状等を周知し、厨芥類の減量化を促進する。また、生ごみ処理機の導入に対する支援を検討する。事業者と連携した食品ロス削減に関する普及・啓発及び情報発信を行う。

関連する SDG s



取組 1-6 物を大切に使う

【対象者】 町民、事業者

【取組内容】

修理できるものは修理して使うことや、耐久性のある物を選ぶ等、物を大切に長く使用するように啓発する。また、不用品は新たな活用方法を考えて、安易に廃棄しないよう啓発する。

【現状と課題】

啓発をしていない。大規模店等により、近年、安価で手軽に手に入るものが増えている。

【今後の取組実施方針】

物を大切に長く使用するように啓発する。

関連する SDG s



取組 1-7 食品ロスの減量

【対象者】 町民・事業所

【取組内容】

家庭や事業所から出る食品ロスの削減を行う。

【現状と課題】

日本では食べられるのに捨てられる食品「食品ロス」が年間約 570 t と推計されている。人口 1 人あたりの食品ロスは年間 45 キログラムである。

日本のみならず世界規模での課題となっていることから、食育や食品ロスの勉強会などを行っているサークル等もある。

【今後の取組実施方針】

買い物をする際には賞味期限・消費期限が短いものから購入する「てまえどり」を促したり、インターネットやアプリを活用したり、飲食店で廃棄寸前のおいしい料理や、食品流通業の商慣習により賞味期限前に捨てられてしまう食品を安く購入できるように展開する「フードシェアリング」の活用を促す。

また幅広い世代への食育や食品ロスに関する勉強会の実施を行う。

関連する SDG s



取組 1-8 分別方法、減量化方法の周知

【対象者】 町民、事業者

【取組内容】

分別方法等の広報及び町 HP や公式 SNS への掲載、ごみ分別ガイドブックや分別ポスターを作成し、町民の方により分かりやすい分別排出に係る情報を提供する。また、家庭や事業所で実施することができる減量化方法についても、地域での分別説明会や広報紙等を活用し、情報提供する。

【現状と課題】

町広報誌により定期的に分別方法を周知するとともに、町内各所において「ごみ分別説明会」を開催している。

令和 3 年 1 月より、リサイクル率の向上を目的とし、燃えないごみの分別を 4 区分に細分化した。普段の分別方法のみならず、燃えないごみに関しても分別が浸透してきている。

【今後の取組実施方針】

地域へ分別方法、減量化方法についてのごみ分別説明会を各地域振興会単位で実施する。
ごみ分別五十音事典等、関係する情報を町 HP などへ掲載し、若い世代への分別方法の浸透を図る。

関連する SDG s



取組 1-9 ごみ分別アプリ等の導入

【対象者】 町民、事業者

【取組内容】

町 HP や公式 SNS を利用したごみ分別の方法・収集日程の周知など、比較的若い世代から高齢者まで、より分かりやすい情報提供を行っている。

【現状と課題】

本町は高齢化が進んでいることもあり、燃えないごみの4区分に対しては、幅広い世代での認識が難しい。したがって、高齢者への周知はもちろん、若い世代へも配慮した情報発信を検討する必要がある。

【今後の取組実施方針】

町 HP や公式 SNS を利用することによりリアルタイムで情報を発信できており、今後も取組んでいく。

また、スマートフォンの普及により、手軽に分別方法が検索できるアプリ等もあるため、幅広い世代で活用できるよう導入を検討していく。

関連する SDG s



<<リユース>>

取組 2-1 不用品の有効活用

【対象者】 町民、事業者

【取組内容】

フリーマーケット・レンタルショップの利用、不用品交換・販売会等により、不用品の有効活用を推進する。

【現状と課題】

子育て世代が中心となり、フリーマーケット等が開催されており、おもちゃなど必要な家庭でリユースされている。

町立図書館では、期限の切れた本などを無償で配布する「本のリサイクル市」を定期的で開催している。

【今後の取組実施方針】

フリーマーケットや本のリサイクル市などを開催する際には、町広報や公式 SNS に掲載し幅広く周知を図る。

関連する SDG s

**取組 2-2 繰り返し使用できる容器に入った商品の利用**

【対象者】 町民、事業者

【取組内容】

詰め替え商品の優先利用、リターナブルびん商品の利用、商品納入に通い箱を使用（自社内取組）等の、繰り返し使用できる容器の利用を図る。

【現状と課題】

詰め替え商品の利用状況を把握していない。

役場においては、庁内メール便には再利用封筒の使用を推進している。

【今後の取組実施方針】

詰め替え商品の利用促進を周知する。

関連する SDG s



取組 2-3 不用品情報コーナーを設ける

【対象者】 町民、事業者

【取組内容】

不用品の情報や不用品を引き取ることができる場所を提供する。

【現状と課題】

安芸太田町社会福祉協議会（以下、「社会福祉協議会」という）の広報誌で「まだまだ使える」コーナーがあり、不用品の再利用を推進している。

しかし取組が認識されていない状況である。

【今後の取組実施方針】

現在の社会福祉協議会の取組を周知するとともに、不用品の再利用への取組を支援する。

関連するSDGs



取組 2-4 リユース推進の啓発活動

【対象者】 町民、事業者

【取組内容】

イベントでの啓発を実施できるようにパンフレットを作成し、リユース推進の啓発活動を実施する。

【現状と課題】

啓発をしていない。イベントで配布できるようなパンフレットを作成する必要がある。

【今後の取組実施方針】

リユース推進に関するパンフレットを作成し、イベント等で配布する。

行政と事業者が連携してイベント等で、リユース（再使用）の推進を図る。

関連するSDGs



<<リサイクル>>

取組 3-1 再生品や適正処理しやすい製品の購入

【対象者】 町民

【取組内容】

エコ商品や再生品の積極的な利用を図る。

【現状と課題】

啓発をしていない。

【今後の取組実施方針】

エコ商品や再生品を積極的に利用するよう啓発する。

関連する SDG s



取組 3-2 町民による分別回収の理解・協力

【対象者】 町民

【取組内容】

ごみ分別収集へ協力し、資源ごみの分別を徹底する。

【現状と課題】

資源ごみは平成 29 年度より分別方法を変更し、近年定着傾向にある。

しかし、資源になるものが別の区分で排出されていることも多くあるため、継続的な周知が必要である。

【今後の取組実施方針】

ごみの分別ガイドブックや分別ポスターを再度作成し周知をはかる。

また、各地域振興会単位でのごみ分別説明会開催や、ごみ分別五十音事典の配布により周知・啓発を行う。

関連する SDG s



取組 3-3 環境学習・教育の充実**【対象者】** 町民**【取組内容】**

環境学習などの機会を通して、ごみの減量につながるライフスタイルやビジネススタイルが定着するよう、町民・事業者・行政が目的を共有し、連携を図りながら取り組みを進める。

教育委員会や各学校と連携し、様々な環境教育の充実を図る。

【現状と課題】

ポックルくろだおで焼却を行っていた時期には、町内小学校の児童が見学を訪れていた。しかし近年は、見学に訪れることが少なくなってきている。

そのため児童がごみをどのように処理されているのか理解されづらい状態である。

【今後の取組実施方針】

町教育委員会や小学校等と連携を図り、ごみの分別や処理方法などを盛り込んだ出前授業や幅広い世代を対象とした環境学習会を開催していく。

関連する SDG s

**取組 3-4 集団回収の推進****【対象者】** 町民**【取組内容】**

女性会や地域等が実施する集団回収に積極的に参加する。

各自治組織や各種団体等の回収活動に対する支援を検討する。併せて集団回収を実施していない団体等への積極的な働きかけを実施する。

【現状と課題】

回収活動が一部の町民に留まっている。町内全体における高齢化・拠点の消滅によって自主回収を行う団体が減少している。

【今後の取組実施方針】

町民全体に周知し、集団回収を推進する。

集団回収を実施している団体の活動状況を確認し、現状を把握する。

関連する SDG s



取組 3-5 拠点回収の推進

【対象者】 町民

【取組内容】

拠点ステーションの設置（食品トレイ、牛乳パック、アルミ缶等）・拠点店舗への協力支援等を実施する。

資源ごみの排出に関する町民の利便性向上を図るため、公共施設等に常設の資源回収ボックスを設置するとともに、常設の資源回収ボックスの設置を希望する自治組織への支援について検討する。

【現状と課題】

スーパーでの拠点回収は実施されている。スーパーと行政の活動の連携が必要となる。

【今後の取組実施方針】

スーパーと行政が連携して拠点回収を推進する。



関連する SDGs



取組 3-6 分別回収に対する周知・啓発

【対象者】 町民、事業者

【取組内容】

分別ガイドブックや分別ポスターを作成し、分別方法など地域単位で説明会を開催する。
また、行政は、家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法に基づく分別及び排出方法について周知等を実施する。

【現状と課題】

平成29年度より実施しているごみの分別方法に関しては、町全体へ分別方法が浸透している。令和3年1月より、燃えないごみを4区分へ細分化し、住民へ浸透はしているものの高齢者が多いこともあり、分別方法の理解が難しい場合がある。

【今後の取組実施方針】

燃えないごみの分別方法など各振興会単位で説明会を開催し、幅広い世代への分別方法の周知を図る。

関連するSDGs

**取組 3-7 再生利用の推進**

【対象者】 町民、事業者

【取組内容】

家電及び家具等のゆずりあいを推進する団体への支援を検討する。

【現状と課題】

社会福祉協議会の広報誌で「まだまだ使える」コーナーがあり、不用品の再利用を推進しているが、取組が認識されていない。

【今後の取組実施方針】

現在の社会福祉協議会の取組を周知するとともに、不用品の再利用への取組を支援する。
行政と事業者が連携し、イベント等でリサイクル（再生利用）の推進を図る。

関連するSDGs



取組 3-8 再生利用に協力する

【対象者】 町民、事業者

【取組内容】

家電及び家具等の修理再生利用に協力する。また、再生紙、再生品を使用した商品あるいは修理品の積極的な利用を図る。

【現状と課題】

社会福祉協議会の広報誌で「まだまだ使える」コーナーがあり、不用品の再利用を推進しているが、取組が認識されていない。

【今後の取組実施方針】

現在の社会福祉協議会の取組を周知するとともに、不用品の再利用を推進する。

関連するSDGs



取組 3-9 地域コミュニティでの普及、啓発

【対象者】 町民、事業者

【取組内容】

ごみの適正排出等のため、ごみステーション管理についての支援と指導を実施する。

【現状と課題】

公衆衛生推進協議会（公衛協）で家庭系ごみを対象としたごみ収集箱の設置または修繕への補助を実施している。

今後も、地域での衛生面を考慮し、収集箱がない場所への収集箱の設置について検討する必要がある。

【今後の取組実施方針】

ごみの適正排出やごみ収集箱の設置と適正な維持管理を支援する。



関連するSDGs



<<その他>>

取組 4-1 事業系ごみに対する展開検査

【対象者】 事業者

【取組内容】

定期的に事業所に対して分別指導を実施し、事業系ごみに対する展開検査を実施する。

【現状と課題】

町内で排出される事業ごみの定期的な検査が必要となる。

【今後の取組実施方針】

許可業者が収集したごみ及び直接搬入されたごみの定期的な検査を行い、状況に応じて分別指導を実施する。

関連するSDGs



取組 4-2 不法投棄に対するパトロール

【対象者】 町民、事業者

【取組内容】

不法投棄に対するパトロールを実施する。

【現状と課題】

公衛協単独の定期的なパトロールや、行政と県、警察と連携した不法投棄パトロールを年1回実施している。

町や公衛協で車へ啓発マグネットを貼り付け、日常的に監視啓発を実施している。

定期的に不法投棄監視車でパトロールを行い、町内の不法投棄防止を図る。

また、不法投棄を発見した際には、マニュアルに準じて警察等関係機関と連携し対応していく。

【今後の取組実施方針】

不法投棄監視車により町内の巡回を年6回程度定期的に行う。

不法投棄発見後のマニュアルに準じて警察等関係機関と連携し対応していく。



関連するSDGs



取組 4-3 野焼きに対する啓発

【対象者】 町民、事業者

【取組内容】

ごみの野焼き防止の啓発と指導を実施する。

【現状と課題】

行政により、野焼きの原則禁止について、広報誌や防災無線放送等を利用した啓発を行っており、生活様式の変化もあって以前よりは少なくなりつつあるものの、未だ十分浸透しているとは言えない。また、町民同士での注意等は、現実的に実施が難しい。

野焼きは、例外で認められているもの（とんど祭り等）もあるが、それでも近隣の町民へ迷惑がかかる場合もある。

【今後の取組実施方針】

年3回程度、広報誌や防災放送で啓発を行う。必要があれば現地に赴き対象者へ説明及び指導を行う。

関連する SDGs



取組 4-4 高齢者等のごみ出し支援

【対象者】 町民

【取組内容】

ごみの分別、運搬・排出が困難な高齢者・障がい者等を対象とした支援を行う。

【現状と課題】

町全体での高齢化が進み、ごみステーションへのごみの運搬が困難な高齢者等が増加傾向にある。現在は親族やホームヘルパーなどの協力により分別・排出が行われているが、今後支援が必要な方が更に増加していくと予想される。

【今後の取組実施方針】

現状と進捗状況を把握し、取組内容を検討していく。

関連する SDGs



取組 4-5 災害廃棄物処理基本計画の見直し

【対象者】 町民、事業者

【取組内容】

災害が発生した際の廃棄物処理方法や仮置場、事業者との連携などを明確化した災害廃棄物処理基本計画を見直す。

【現状と課題】

災害廃棄物処理基本計画を令和2年3月に策定済みであり、現状に即した定期的な見直しが必要である。

【今後の取組実施方針】

災害廃棄物処理基本計画の定期的な見直しを行う。

関連する SDGs



取組 4-6 現状の把握

【対象者】 町民、事業者

【取組内容】

3R や SDGs に掲げる取組内容の課題と進捗状況を把握するため、町民及び事業者へアンケート調査を実施する。

【現状と課題】

町民や事業者の分別意識の状況や資源化への取組について全てを把握していない。

【今後の取組実施方針】

現状と進捗状況を把握し、取組内容を検討していく。

また、定期的にごみ組成調査を実施する。

関連する SDGs



【目標達成時のごみ排出量等】

上記の施策の確実な実施により、数値目標を達成した場合のごみ総排出量等の推移は、
図3-28～図3-29及び表3-36～表3-38に示すとおりである。

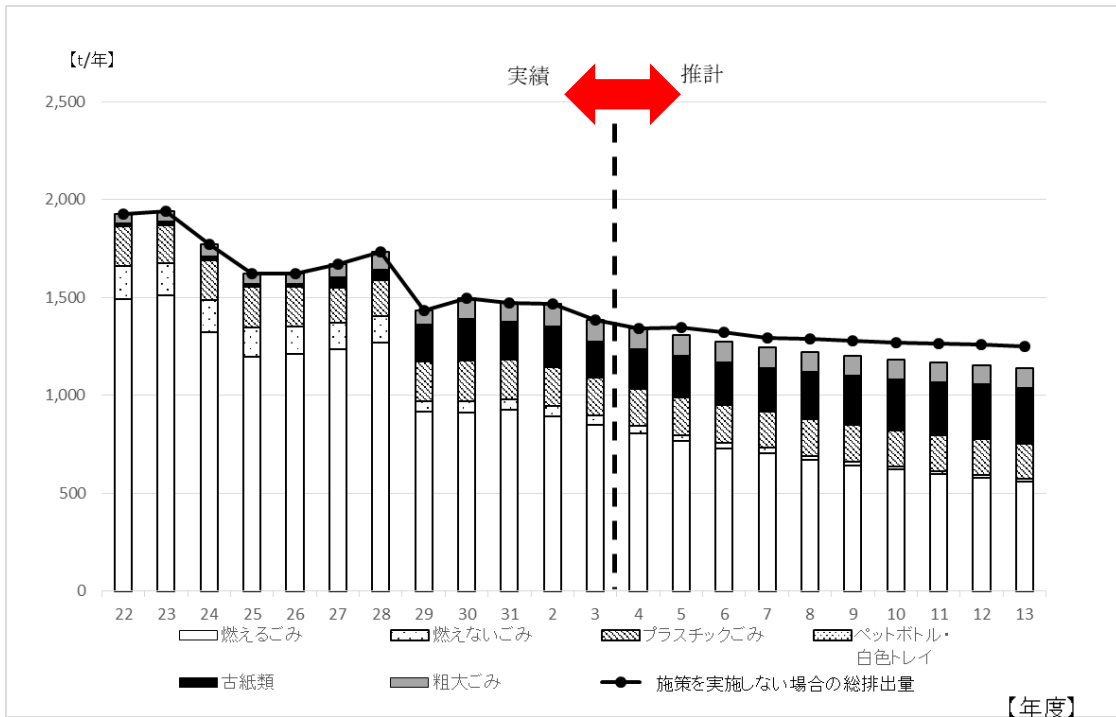


図3-28 ごみ総排出量の推移（数値目標達成時）

表3-36 ごみ総排出量の推移（数値目標達成時）

			平成26年度 実績値	令和3年度 推計値 (中間目標年度)	令和3年度 実績値	令和13年度 推計値 (目標年度)
ごみ排出 量 [t/年]	家庭系	燃えるごみ	518	420	426	353
		燃えないごみ	117	42	45	12
		その他プラスチック	124	123	143	107
		ペットボトル・ 白色トレイ	3	4	5	5
		古紙類	44	150	143	198
		粗大ごみ	45	86	83	69
		小計	851	825	845	744
	事業系	燃えるごみ	696	416	423	207
		燃えないごみ	16	5	2	0
		その他プラスチック	60	69	74	74
		ペットボトル・ 白色トレイ	0	0	0	0
		古紙類	11	60	34	83
		粗大ごみ	7	24	31	30
		小計	790	574	564	394

表3-37 ごみ総排出量の推移（数値目標達成時）

			平成 26 年度 実績値	令和 3 年度 推計値 (中間目標年度)	令和 3 年度 実績値	令和 13 年度 推計値 (目標年度)
ごみ排 出量 [t/ 年]	家庭系+ 事業系	燃えるごみ	1,214	836	849	560
		燃えないごみ	133	47	47	12
		その他プラスチック	184	192	196	175
		ペットボトル・ 白色トレイ	3	4	5	4
		古紙類	55	210	177	281
		粗大ごみ	52	110	114	114
		ごみ総排出量 [t/年]	1,641	1,399	1,388	1,146

注) 四捨五入の関係で、ごみ種別の数値の合計と合計欄の数値が合致しない場合がある。

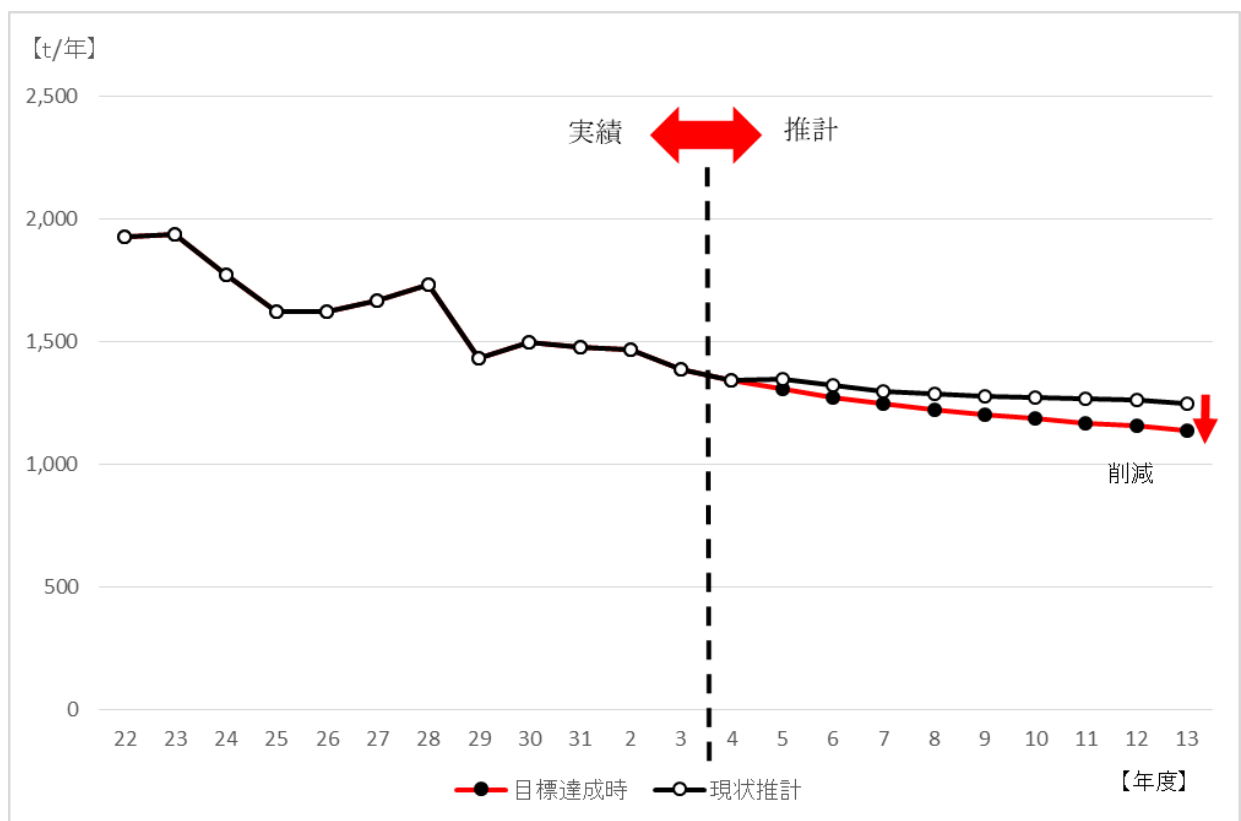


図 3-29 1 人 1 日あたりのごみ排出量の推移 (数値目標達成時)

表 3-38 1 人 1 日あたりのごみ排出量の推移 (数値目標達成時)

	平成 26 年度 実績値	令和 3 年度推計値 (中間目標年度)	令和 13 年度推計値 (目標年度)
目標達成時 [g/人・日]	652	650	646
現状推計 [g/人・日]	652	657	738

7 収集・運搬計画

7.1 基本方針

町民サービスが低下することのないよう対応することを基本方針とする。

7.2 計画収集区域

計画収集区域は、町内全域とする。

7.3 実施主体

収集・運搬の実施主体は、安芸太田町とする。

7.4 収集形態

収集形態は、家庭系ごみを委託業者（一部直営）、事業系ごみを許可業者による収集とする。

町民及び町内事業者による直接持込みも可能とする。

可燃ごみは近隣市町へ処理委託をし、搬出は委託業者による搬出とする。

7.5 収集方式

収集の分類、収集方法等は、表 3-39 のとおりとする。なお、ごみ収集指定袋の販売価格については、社会情勢を考慮しながら設定して行く予定である。

表 3-39 家庭系ごみの収集方式

区 分		排出方法	収集頻度
燃えるごみ		燃えるごみ指定袋	週 2 回
燃えないごみ	金属類	燃えないごみ指定袋	週 1 回
	小型電化製品及び有害物		
	陶器・ガラス類		
	その他不燃物		
プラスチックごみ	ペットボトル	プラスチックごみ指定袋	月 1 回
	その他プラスチック		週 1 回
資源ごみ	缶	資源ごみ指定袋	周 1 回
	ビン		
	古紙類		月 1 回
	衣類・布類		
粗大ごみ		粗大ごみ利用券	年 4 回

※収集頻度については、排出状況等により変更する場合もある。

7.6 その他

希望があった地域に職員が出向き「ごみの分別方法説明会」を継続的に開催し、分別方法の周知及びリサイクル率の向上を進めていく。

8 中間処理等計画

8.1 実施主体

中間処理等の実施主体は、安芸太田町とする。

8.2 施設の整備計画等

現在、本町では旧山県郡西部衛生組合解散後、可燃ごみ搬出のために施設の一部改修工事を行いピットに搬入された可燃ごみを搬出できるように整備した。

また、今後も燃えるごみ以外については、中間処理施設（資源化施設）として活用していく。

施設自体は老朽化しているため、将来的には新規や移設といった新施設整備の検討も実施していく。

9 最終処分計画

9.1 実施主体

最終処分計画の主体は、安芸太田町とする。

令和3年度からガラスくず・陶磁器くずの処分は、一般財団法人広島県環境保全公社へ処理委託している。

燃えるごみは、近隣市町へ最終処分を含めて焼却委託を行っている。

9.2 施設の整備計画等

本町では、最終処分については他へ委託することとし、施設整備は計画していない。

10 その他ごみ処理に関し必要な事項

10.1 特別管理一般廃棄物の適正処理

10.1.1 ポリ塩化ビフェニル（PCB）を使用した部品

PCBを使用した部品として、廃エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機、廃電子レンジがあげられる。廃エアコンディショナー及び廃テレビジョン受信機については、家電リサイクル法に則り処理されている。また、廃電子レンジについては、今後も販売店等での引取りを促進し、適正処理の徹底を実施するものとする。

10.1.2 ばいじん

焼却に伴い発生するばいじんについては、可燃ごみの焼却処理委託を行っているため本町では発生しない。

10.1.3 感染性一般廃棄物

医療関係機関等から排出される感染性廃棄物については、感染性廃棄物処理マニュアル（環境省）に従い、適正処理を推進する。

なお、在宅医療に伴い発生する感染性一般廃棄物については、医療関係機関等の協力により、適正処理を推進するとともに、その他の在宅医療廃棄物の処理方法についても町民への啓発を実施する。



10.2 適正処理困難物の適正処理

本町で取り扱いができないもの（適正処理困難物）は以下に示すとおりであり、これらの適正処理困難物は、販売店や専門業者に相談して適正に処理を実施することを町民や事業者
に指導する。

【取り扱いできないもの（適正処理困難物）】

産業廃棄物、タイヤ、バッテリー、ガスボンベ、医療系廃棄物、廃油、鉄塊、コンクリート塊、劇毒物、農薬、自動車、消火器、パソコンなど

10.3 不適正排出対策

違法な不用品回収業者に対し、県等と連携しながら指導を実施する。

10.4 不法投棄対策

中山間地域である本町で不法投棄は依然として行なわれ、投棄者の特定も困難であり、不法投棄や不法焼却等の不適正な処分は、地域の環境保全対策上悪質な不正行為である。

一方、不法投棄の未然防止のため、平成15年度の廃棄物処理法の改正により、廃棄物の不法投棄をその未遂行為の段階から罰則を適用できるようになっている。

本町では、不法投棄を防止するため以下の対策を検討する。

- ・地域の町内会などと一体となった啓発活動により、看板等の設置に努める。
- ・住民、団体などの協力を得て、不法投棄の情報提供及び早期発見に努める。
- ・警察との連携でパトロールを強化し、不法投棄の未然防止を図る。

10.5 災害時の廃棄物処理に関する対策

災害時に本町から発生する廃棄物の処理について、令和2年3月に策定した災害廃棄物処理計画に則り処理を進めていき、定期的に計画の見直しを行う。

10.5.1 応急体制の整備

震災等の大規模災害では、一時的に大量の廃棄物が発生するとともに、施設等への被害も想定され、平時の体制ではその処理が困難となることが予想される。このため、計画上にある災害廃棄物の仮置場を活用するとともに、周辺の市町や県との連携による応急体制を整備している。

- ・速やかに処理施設、関連施設の被害状況を把握し処理施設の確保及び応急復旧に努める。
- ・倒壊家屋等のがれきりやごみの発生量を把握し、収集体制を確保する。
- ・ごみの収集及び緊急処理体制を敷いて、町民に対して「ごみ排出」に関する広報を実施する。

10.5.2 ごみ処理施設の耐震化

今後、整備を実施するごみ処理施設等は、想定される地震に耐える施設とする。

10.5.3 災害廃棄物の処理

災害等で生じた廃棄物を適正に処理するために必要な人員や車両・設備等は、必要により国、県等と協力して確保を図る。

処理は民間業者や近隣市町へ処理委託とする。

10.5.4 安芸太田町地域防災計画

安芸太田町では、平成17年度（令和4年度改定）に地域防災計画を策定しており、災害時における廃棄物の処理方法等を取りまとめている。

第14節 保健衛生・廃棄物処理計画

3 災害廃棄物処理計画

県及び町は、平時に作成された災害廃棄物処理計画に基づき対応を行う。

(1) 災害廃棄物処理計画

県は、災害廃棄物処理の基本的な考えや手順、想定災害における県内の災害廃棄物発生推計量等の基礎的データ等を平時から整理し県災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

(2) 町災害廃棄物処理計画

町は、仮置場候補地の選定・設置運営に係る事項等、災害廃棄物の処理主体としての実施事項や町における災害廃棄物の発生推計量の基礎データを平時から整理し、「安芸太田町災害廃棄物処理計画」において具体的に示す。

4 実施主体等

災害廃棄物（一般廃棄物）は、町が主体となって処理する。県は、市町を中心とした処理体制構築のための連絡調整や町の支援を行う。

町及び県の役割

町	県
<ul style="list-style-type: none"> ・自ら主体となって災害廃棄物の処理を実施 ・仮置場の設置運営 ・廃棄物の運搬・処分等 ・県、他市町、民間支援団体との協力体制に係る連絡調整・支援要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内市町、他都道府県、国、民間支援団体等の協力支援体制整備に係る連携調整 ・被災市町への事務支援、人的支援 ・被災市町による処理が困難な場合に、事務委託により災害廃棄物の処理を実施

5 災害廃棄物の処理

(1) 収集運搬

町は平時の体制に加え、民間事業者への委託等により収集運搬体制を確保する。

県は必要に応じ、他市町や民間事業者による支援について調整を行う。

加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て、災害廃棄物の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

(2) 損壊家屋等の撤去等

損壊家屋等の解体・撤去は原則として所有者が行うが、大規模災害時において町が必要と認める場合は、町が解体・撤去を行う。

解体工事や廃棄物の処理にあたっては「災害時における石綿飛散防止に取扱いマニュアル（改正版）」（平成29年9月環境省）を参照し、石綿の飛散防止に努める。

(3) 仮置場での保管・分別・処理

町は廃棄物の処理を進めるために必要な仮置場を設置する。県は仮置場の設置に係る支援を行う。

【安芸太田町地域防災計画（基本編）抜粋】

第4章 生活排水処理基本計画

1 生活排水処理の現状と課題

1.1 生活排水処理の現状

1.1.1 生活排水の処理体系

令和4年度現在の生活排水の処理体系は、図4-1に示すとおりである。

本町の生活排水の処理は、水洗便所排水と生活雑排水を処理する公共下水道、農業集落排水処理施設及び合併処理浄化槽のほか、水洗便所排水のみを処理する単独浄化槽、汲み取りし尿及び浄化槽汚泥は、本町では処理施設を有しておらず近隣市町へ処理委託を行っている。

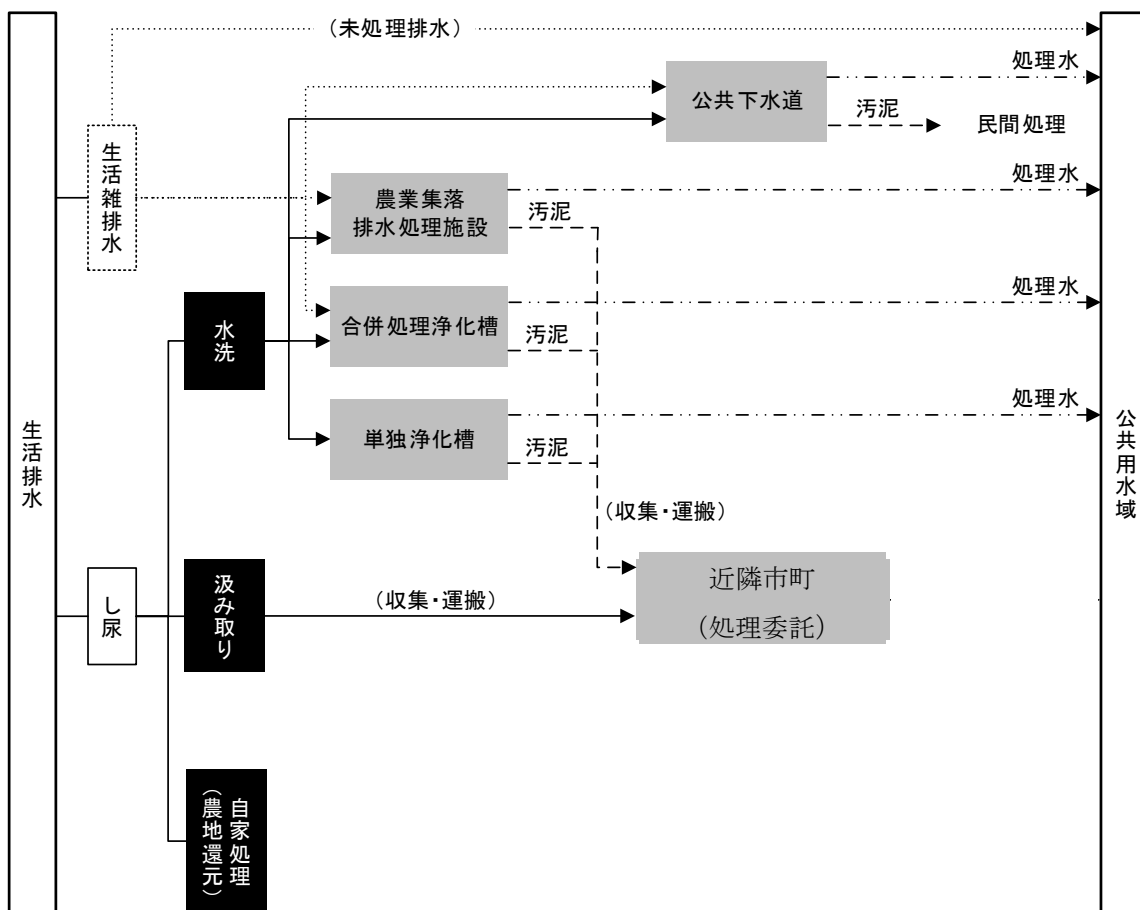


図4-1 生活排水の処理体系（令和4年度現在）

1.1.2 生活排水の処理形態別人口

処理形態別人口の推移は、図4-2及び表4-1に示すとおりである。

計画収集人口及び自家処理人口は、総人口の減少に加え公共下水道、農業集落排水処理施設及び合併処理浄化槽の整備の進展に伴い減少傾向にある。

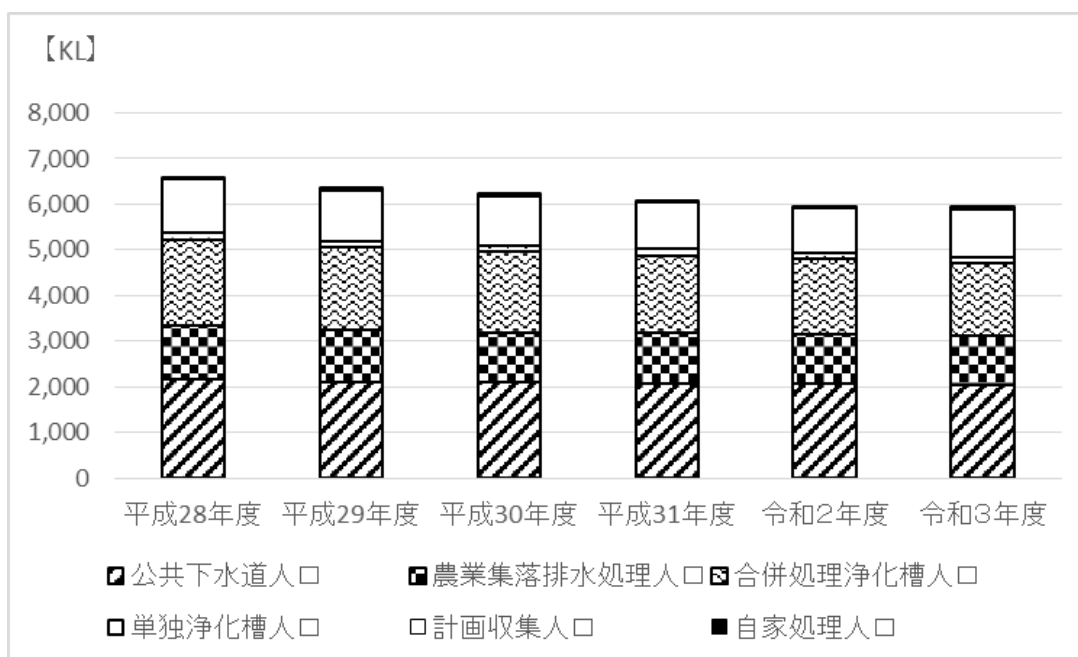
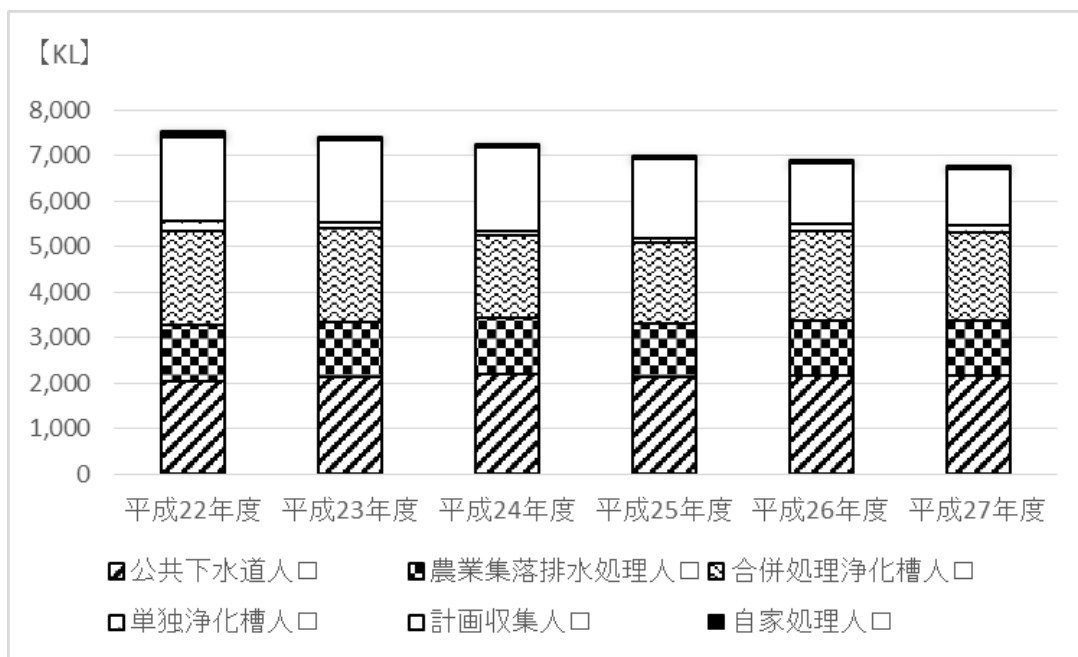


図4-2 処理形態別人口の推移

表 4-1 処理形態別人口の推移

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
公共下水道人口	2,048	2,130	2,188	2,147	2,166	2,170
農業集落排水処理人口	1,229	1,224	1,235	1,174	1,212	1,212
合併処理浄化槽人口	2,054	2,056	1,822	1,778	1,960	1,922
単独浄化槽人口	242	110	84	79	175	168
計画収集人口	1,848	1,815	1,841	1,758	1,332	1,235
自家処理人口	124	70	70	70	50	50
総人口 [人]	7,545	7,405	7,240	7,006	6,895	6,757

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
公共下水道人口	2,177	2,118	2,094	2,076	2,060	2,047
農業集落排水処理人口	1,167	1,125	1,101	1,099	1,078	1,062
合併処理浄化槽人口	1,872	1,808	1,758	1,707	1,672	1,603
単独浄化槽人口	158	149	155	134	130	128
計画収集人口	1,167	1,114	1,063	1,019	968	902
自家処理人口	50	50	50	50	50	50
総人口 [人]	6,591	6,364	6,221	6,085	5,958	5,792

1.1.3 し尿等の排出量及び自家処理量

し尿等の排出量及び自家処理量の推移は、図4-3及び表4-2に示すとおりである。

し尿の排出量は、減少傾向にある。そのうち農業集落排水汚泥は、平成27年度以降増加傾向にあったが、平成31年度以降は横ばい傾向にある。

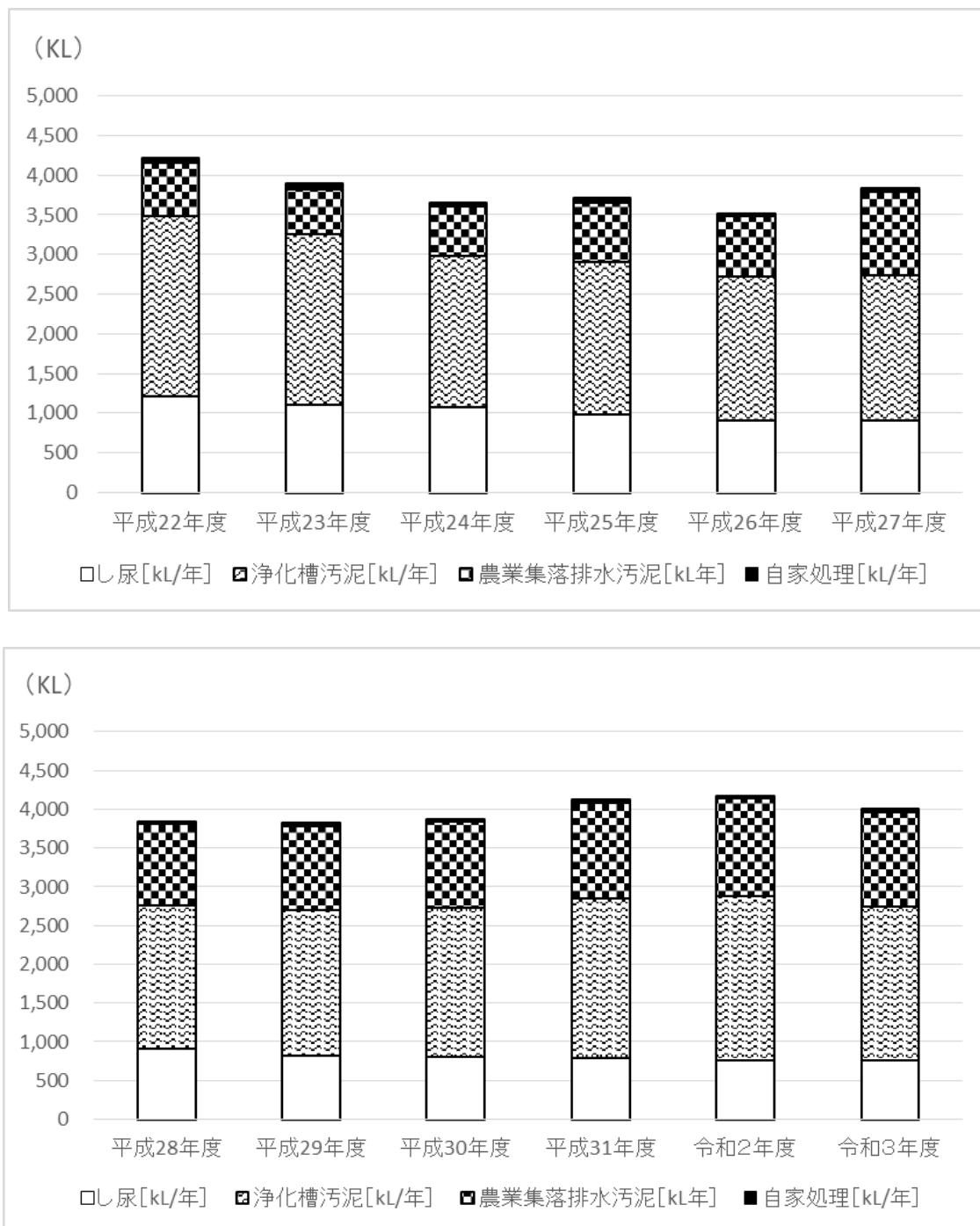


図4-3 し尿等の排出量及び自家処理量の推移

表 4-2 し尿等の排出量及び自家処理量の推移

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
し尿 [kL/年]	1,213	1,106	1,070	991	903	906
浄化槽汚泥 [kL/年]	2,264	2,147	1,917	1,917	1,826	1,832
農業集落排水汚泥 [kL 年]	678	565	625	751	760	1,054
自家処理 [kL/年]	68	75	41	48	33	37

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
し尿 [kL/年]	916	820	805	787	760	761
浄化槽汚泥 [kL/年]	1,841	1,883	1,922	2,069	2,117	1,983
農業集落排水汚泥 [kL 年]	1,050	1,080	1,112	1,230	1,261	1,221
自家処理 [kL/年]	39	37	37	39	39	39

1.1.4 浄化槽の設置基数

浄化槽の設置基数は図4-4及び表4-3に示すとおりである。

平成28年度以降の設置基数は、単独処理浄化槽は微減、合併処理浄化槽は微増傾向にある。

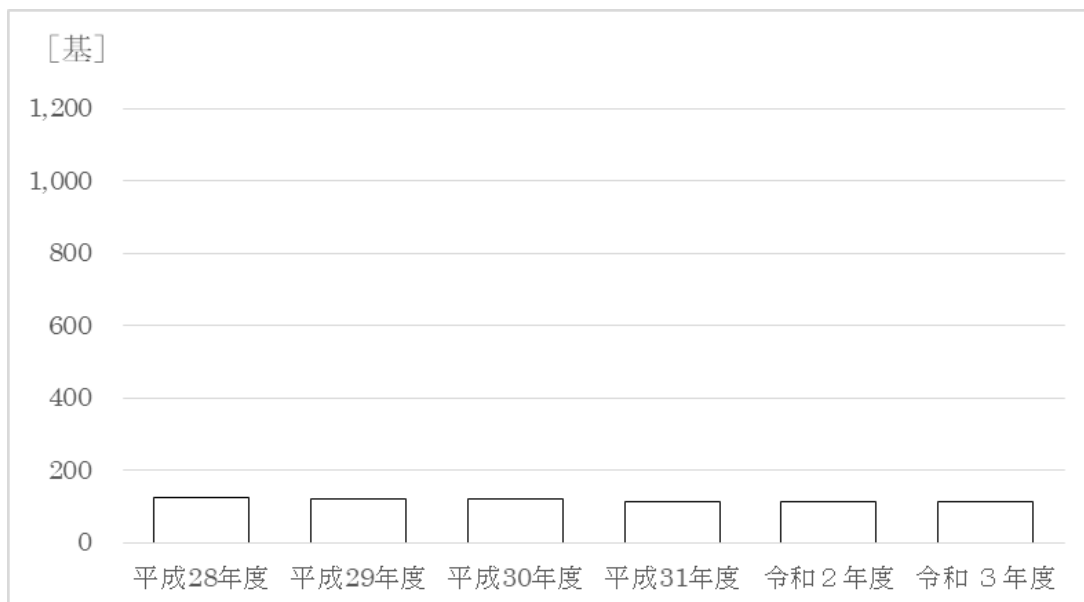
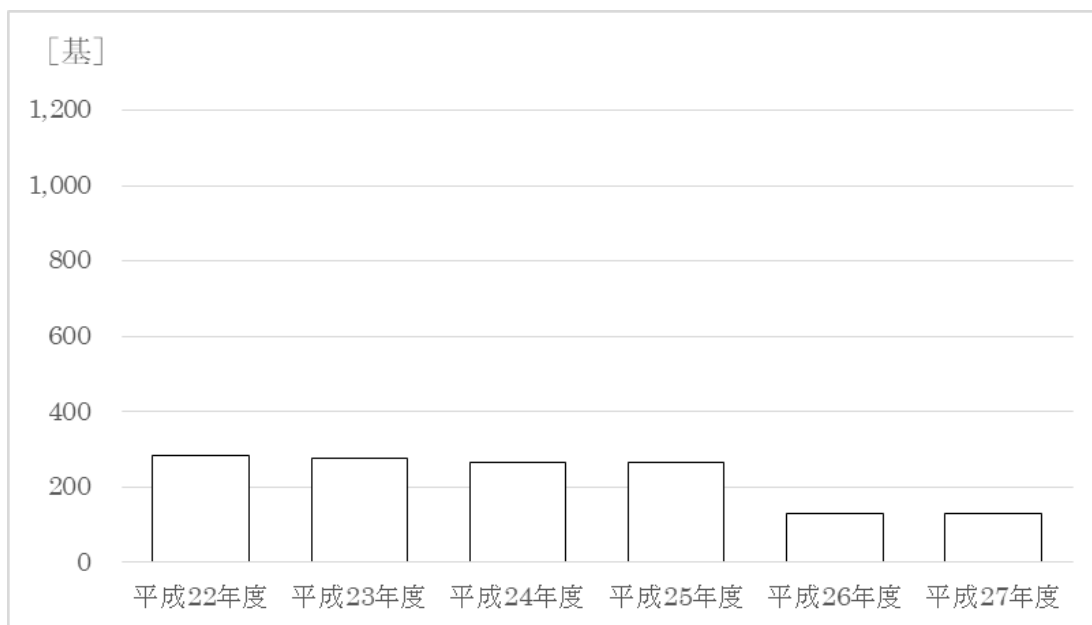


図4-4 浄化槽の設置基数（単独処理浄化槽）

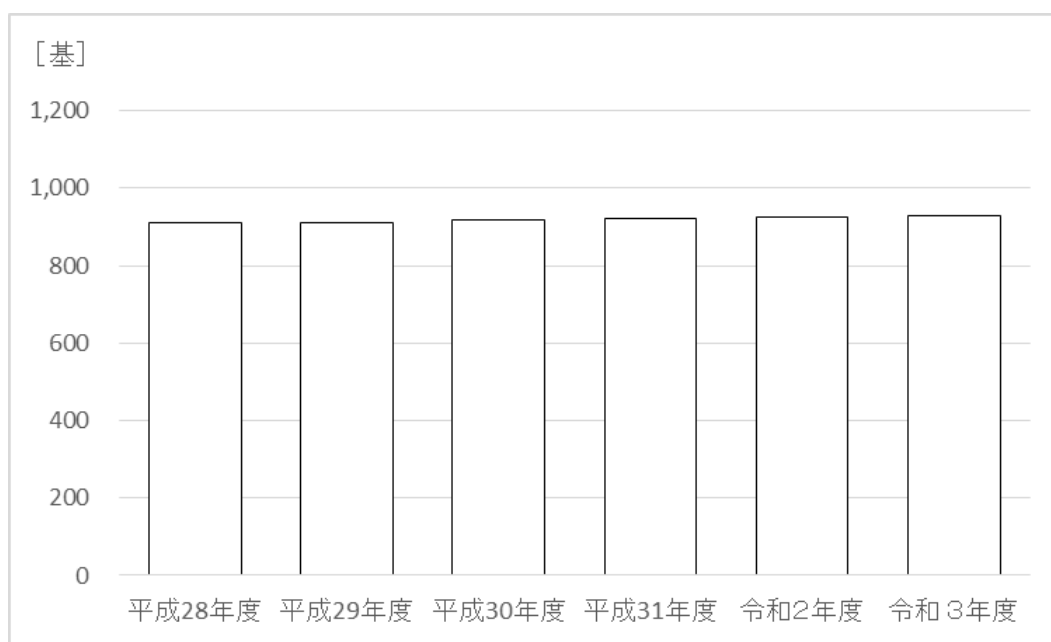
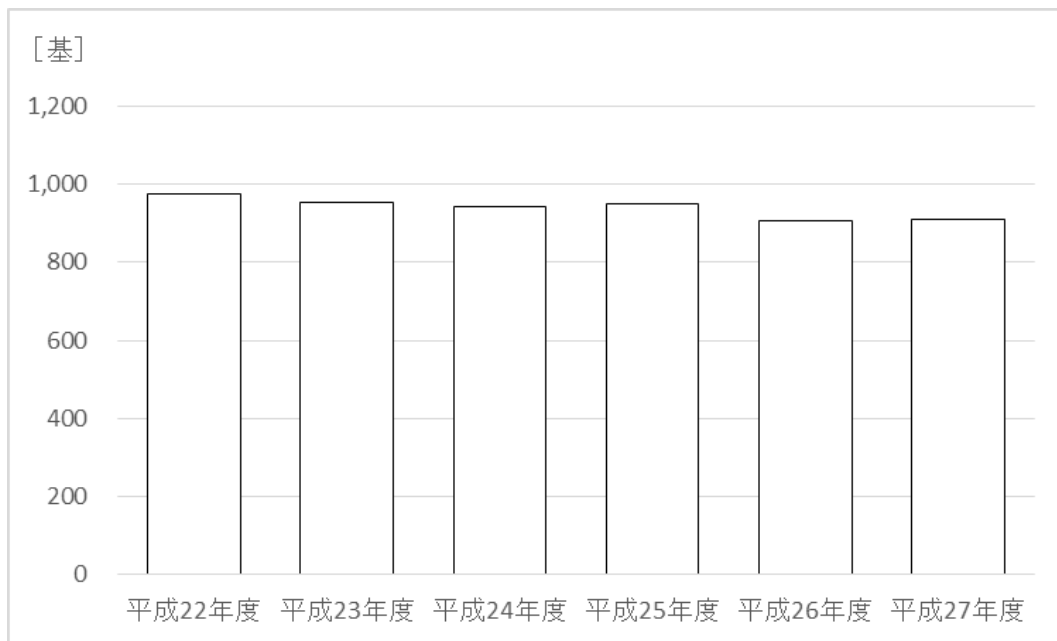


図 4-4 浄化槽の設置基数（合併処理浄化槽）

表 4-3 浄化槽の設置基数

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
単独処理浄化槽 [基]	285	275	266	265	131	131
合併処理浄化槽 [基]	975	954	941	949	908	910

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
単独処理浄化槽 [基]	127	122	121	114	114	113
合併処理浄化槽 [基]	909	909	919	921	924	929

1.1.5 浄化槽法定検査受検率

浄化槽法定検査の受検率は図4-5及び表4-4に示すとおりである。

浄化槽法定検査の受検率は平成28年度以降横ばい傾向だが、広島県合計よりも高い受検率である。

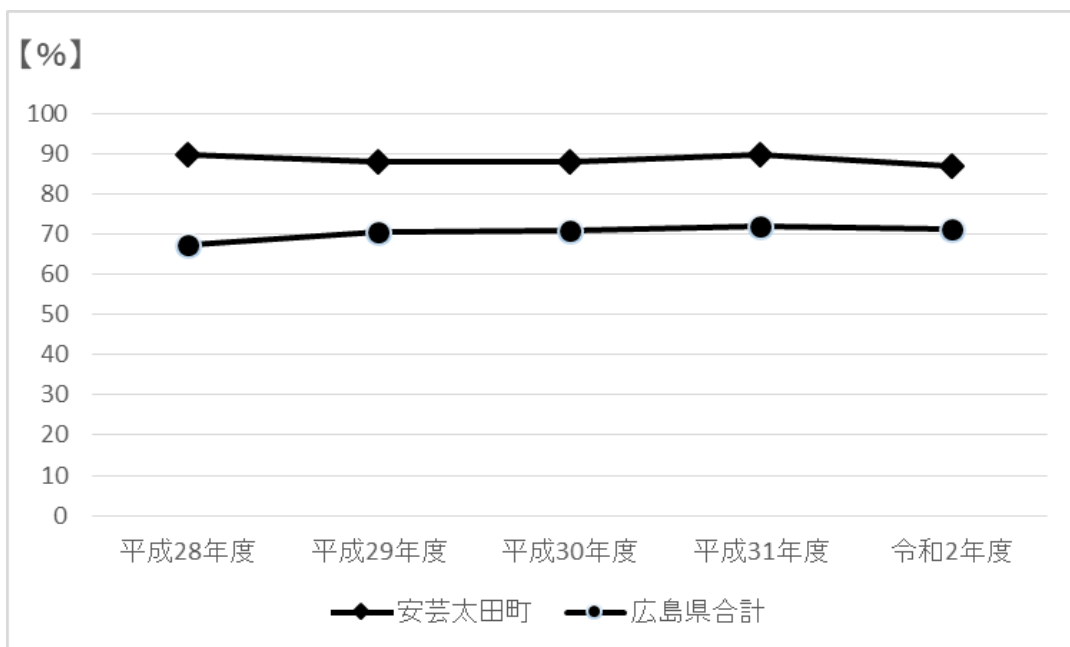
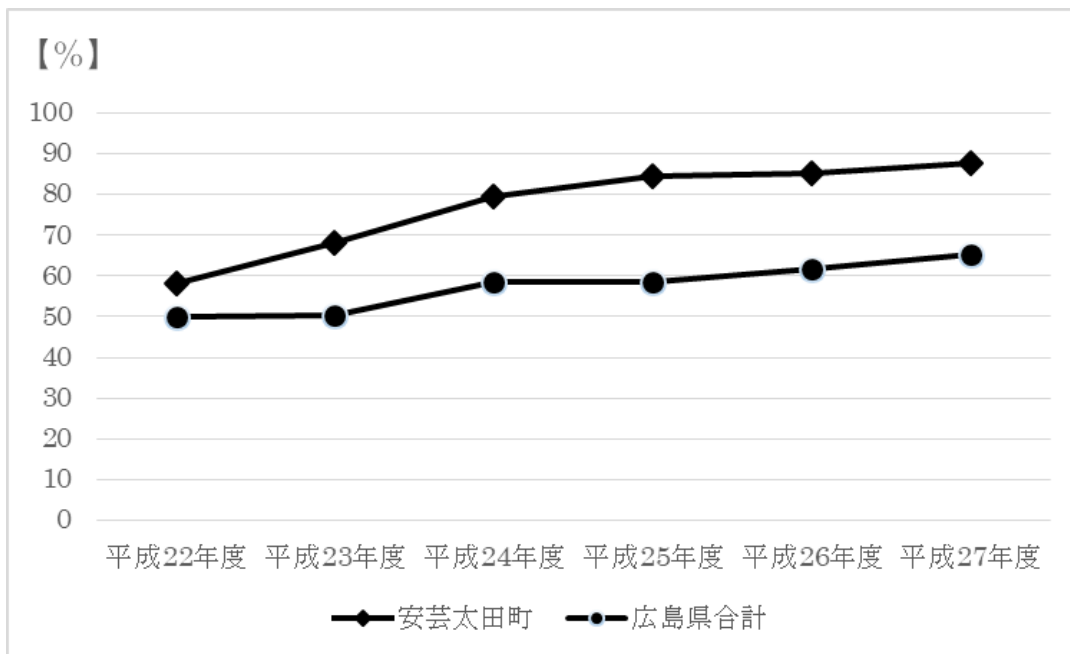


図4-5 浄化槽法定検査受検率

表 4-4 浄化槽法定検査受検率

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
安芸太田町	対象基数 [基]	1,275	1,221	1,024	1,019	1,015	1,020
	検査基数 [基]	741	833	813	861	864	895
	受検率 [%]	58.1	68.2	79.4	84.5	85.1	87.8
広島県合計	対象基数 [基]	180,451	178,941	170,656	168,805	166,298	165,111
	検査基数 [基]	90,055	89,920	100,200	99,096	102,841	107,952
	受検率 [%]	49.9	50.3	58.7	58.7	61.8	65.4

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
安芸太田町	対象基数 [基]	1,017	1,024	1,033	1,005	1,026
	検査基数 [基]	913	900	910	901	890
	受検率 [%]	89.8	87.9	88.1	89.7	86.8
広島県合計	対象基数 [基]	164,417	161,834	162,630	163,304	166,554
	検査基数 [基]	110,741	114,141	114,910	117,244	118,646
	受検率 [%]	67.4	70.5	70.7	71.8	71.2

注) 受検率 [%] = 検査基数 [基] ÷ 対象基数 [基] × 100

1.1.6 収集・運搬体制

し尿収集は令和3年3月まで直営体制、令和3年4月から9月まで委託体制とし、同年10月以降は町内民間業者へ許可体制で実施。

浄化槽汚泥は、町内民間業者へ許可体制で実施。

処理委託施設への搬出に関しては、し尿及び浄化槽汚泥ともに委託体制としている。

1.1.7 処理主体

処理施設毎の処理主体は、表 4-5 に示すとおりである。

表 4-5 生活排水の処理主体（令和3年度現在）

排水等の種類	処理施設の種類の種類	処理主体
生活雑排水（し尿含む）	公共下水道処理施設	安芸太田町
	農業集落排水処理施設	安芸太田町
	合併処理浄化槽	各世帯、各事業所等
	単独浄化槽	各世帯、各事業所等
	自家処理	各世帯
し尿及び浄化槽汚泥	右記所有施設	近隣市町

1.1.8 処理施設の状況

(1) 公共下水道

公共下水道事業の概要は、表4-6に示すとおりである。

表4-6 公共下水道事業の概要

	筒賀処理区	横川処理区	上殿処理区
下水道の種類	公共下水道	公共下水道	公共下水道
計画処理区域面積 [ha]	50.1	7.0	40.0
計画目標年度	平成17年	平成12年度	平成22年度
計画処理量 [m ³ /日]	580	320	480
処理方式	柱状・溶接イッチ法	長時間アeration及び接触酸化法	柱状・溶接イッチ法
放流先	太田川	横川川	太田川
汚泥の処分方法	民間処理	民間処理	民間処理
供用開始年度	平成13年5月	平成13年7月	平成18年4月
計画処理人口 [人]	1,040	9,010	1,140

注) 計画処理人口：下水道全体計画における処理区域内の計画人口

表4-6 公共下水道事業の概要

	加計処理区	柴木処理区
下水道の種類	公共下水道	公共下水道
計画処理区域面積 [ha]	46.0	10.0
計画目標年度	平成27年度	平成22年度
計画処理量 [m ³ /日]	680	300
処理方式	柱状・溶接イッチ法	柱状・溶接イッチ法
放流先	太田川	柴木川
汚泥の処分方法	民間処理	民間処理
供用開始年度	平成19年4月	平成21年4月
計画処理人口 [人]	1,412	1,020

注) 計画処理人口：下水道全体計画における処理区域内の計画人口

(2) 農業集落排水処理施設

農業集落排水処理施設の概要は、表4-7に示すとおりである。

表4-7 農業集落排水処理施設の概要

	殿賀処理区	坂原処理区
計画区域面積 [ha]	5.6	4.5
計画処理量 [m ³ /日]	162.0	27.0
処理方式	流量調整槽前置型嫌気性ろ床併用 接触ばっ気方式	沈殿分離層前置型接触ばっ気方式
放流先	江河内川	筒賀川
汚泥の処分方法	焼却処理	焼却処理
供用開始年度	平成8年7月	平成9年4月
全体計画処理人口 [人] (定住+流入人口)	593	98

表 4-7 農業集落排水処理施設の概要

	井仁処理区	田ノ尻処理区
計画区域面積 [ha]	3.2	2.6
計画処理量 [m ³ /日]	27.0	32.4
処理方式	沈殿分離層前置型接触ばっ気方式	沈殿分離層前置型接触ばっ気方式
放流先	田ノ尻川	太田川
汚泥の処分方法	焼却処理	焼却処理
供用開始年度	平成9年4月	平成10年6月
全体計画処理人口 [人] (定住+流入人口)	96	113

表 4-7 農業集落排水処理施設の概要

	本郷処理区
計画区域面積 [ha]	23.6
計画処理量 [m ³ /日]	626.4
処理方式	回分式活性汚泥方式
放流先	太田川
汚泥の処分方法	焼却処理
供用開始年度	平成12年11月
全体計画処理人口 [人] (定住 +流入人口)	2,317

(3) し尿等処理施設の概要

本町においては、平成28年度末の山県郡西部衛生組合解散後、し尿及び浄化槽汚泥処理施設を有していない。

1.2 生活排水処理の課題

1.2.1 水洗化率の向上

水洗化率は年々向上しており、平成26年度において約81%となっており、令和3年度（速報値）では86%となっている。しかし、汚水衛生処理率の全国平均値は88.2%（令和2年度実績）であり、本町の水洗化率は全国平均値よりも低い状況である。

したがって、今後、水洗化率の向上に努める必要がある。

1.2.2 し尿等の処理体制の再構築

現在、本町においては、し尿及び浄化槽汚泥処理施設を有していないため、近隣市町へ処理委託を行っている。

現在の委託先が処理困難になった場合のため、他の処理委託先について検討及び協議を行っていく。

2 し尿等処理に係る課題

2.1 処理方法と処理施設のあり方

し尿処理施設については、平成28年度末の山県郡西部衛生組合解散に伴い本町においてはし尿及び浄化槽汚泥処理施設を有していない。

処理については、し尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）とともに近隣市町へ処理委託を行っている。

今後も本町単独での新規し尿処理施設についての建設予定はないため、し尿等の処理については近隣市町への処理委託を予定している。

2.2 収集・運搬

し尿は、令和2年度まで直営体制で行っていたが、職員数の減少や車両の老朽化等の問題から経費削減を図り、令和3年4月から委託体制、同年10月からは許可体制へ移行している。

浄化槽汚泥については、許可業者により実施している。

処理委託施設への搬出は、し尿及び浄化槽汚泥ともに委託体制で実施している。

3 生活排水処理計画

3.1 基本理念

生活排水による水質汚濁及び生態系への影響が生じることがないように適性に処理を実施し、上位計画である「第二次安芸太田町長期総合計画」（令和4年策定）との整合を図るため生活排水処理基本計画の基本理念を以下のとおりとする。

衛生的な排水処理の推進

3.2 基本方針

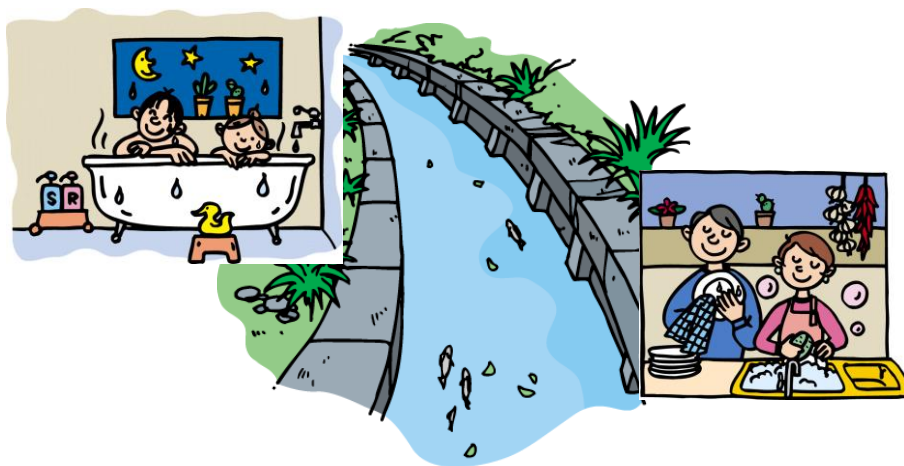
基本方針は、以下に示すとおりである。

基本方針 1 生活雑排水における水洗化の推進

河川の水質汚濁防止と生活環境の保全のために、小型浄化槽設置整備事業補助金制度の実施や定期的な広報・啓発活動を実施し、生活雑排水における水洗化の推進を図る。

基本方針 2 生活排水対策の啓発

水質汚濁の原因物質の削除を目的に、河川や海域における水環境の保全に関する意識啓発及び浄化槽の適切な維持管理の推進と啓発を実施していく。



3.3 生活排水処理に係る取組

生活排水処理に係る取組は、表4-8に示すとおりである。

表4-8 生活排水処理に係る取組

基本方針	取組による効果	対象	取組	実施状況 ^{注)}
生活雑排水における水洗化の推進	公共用水域の水質汚濁防止	町民・事業者 共通	小型浄化槽設置整備事業補助金制度の実施	○
			定期的な広報・啓発活動	△
生活排水対策の啓発	汚濁負荷削減	町民・事業者 共通	生活排水対策の理解・協力	△
			浄化槽の適切な維持管理の推進と啓発	○

注) ○：実施中、×：実施していない、△：一部実施している（していた）

取組1 小型浄化槽設置整備事業補助金制度の実施

【対象者】 町民

【取組内容】

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、集団処理区域外で合併浄化槽を設置する町民に対し、補助金を交付する。

【現状と課題】

該当する住民に対し、補助金を交付している。

【今後の取組実施方針】

今後も継続して補助金を交付する。

取組2 定期的な広報・啓発活動

【対象者】 町民、事業者

【取組内容】

生活雑排水における水洗化の推進を図ることを目的に、町民及び事業所に対して定期的な広報・啓発活動を実施する。

【現状と課題】

農業集落排水、公共下水道への加入促進を町の広報や訪問などで啓発しているが、未水洗化世帯の多くは高齢者のみの世帯や、借家等の場合が多く、費用負担に係る課題等により接続が進んでいない。

【今後の取組実施方針】

未加入者を整理し、実情を把握するため戸別に訪問するなどし、農業集落排水、公共下水道への加入促進を実施する。

取組3 生活排水対策の理解・協力

【対象者】 町民、事業者

【取組内容】

家庭や事業所等の汚濁負荷発生源において、水質汚濁の原因物質を削除することや、河川や海域における水環境の保全に関する意識啓発を実施する。

【現状と課題】

広報などにより、定期的な啓発を実施している。

【今後の取組実施方針】

今後も継続して啓発を実施する。

取組4 浄化槽の適切な維持管理の推進と啓発

【対象者】 町民、事業者

【取組内容】

浄化槽法に基づく「保守点検」、「清掃」、「法定検査」の実施を推進し、浄化槽設置後の適切な維持管理の推進と啓発を実施する。

なお、浄化槽維持管理費補助金制度により、補助対象となる浄化槽管理者に対して、法定検査の費用の補助を実施することにより、維持管理費の軽減と法定検査受検率の向上に努め、放流水域の水質保全に努める。

【現状と課題】

毎年、法定検査未受検者への受検勧奨通知を送付しており、今年度は訪問指導も実施した。また、浄化槽維持管理費補助金制度も実施している。

法定検査受検勧奨通知、維持管理費補助金制度を実施し、法定検査受検勧奨に取り組んでいる。

【今後の取組実施方針】

今後も、法定検査受検勧奨通知、維持管理費補助金制度を実施し、法定検査受検勧奨に取り組む。

3.4 生活排水処理の目標

今後、公共下水道や農業集落排水処理施設の整備、合併処理浄化槽の普及を中心に生活排水処理を進めるものとする。令和3年度（中間目標年度速報値）では、集合処理の水洗化率が86%、集合処理以外の水洗化率が74%となっており、令和13年度（計画目標年度）において集合処理の水洗化率を95%、集合処理以外の水洗化率を85%とすることを目標とする。

表 4-9 計画目標年度における汚水衛生処理率

	平成26年度 (実績)	令和3年度 (中間目標年度速報値)	令和13年度 (計画目標年度)
集合処理の水洗化率	81%	86%	95%
集合処理以外の水洗化率	73%	74%	85%

3.5 処理形態別人口の見込み

3.5.1 将来予測の手順

処理形態別人口の将来予測の手順は、図4-6に示すとおりである。

将来予測の人口は、第二次安芸太田町長期総合計画の将来人口フレーム等に基づき設定した。

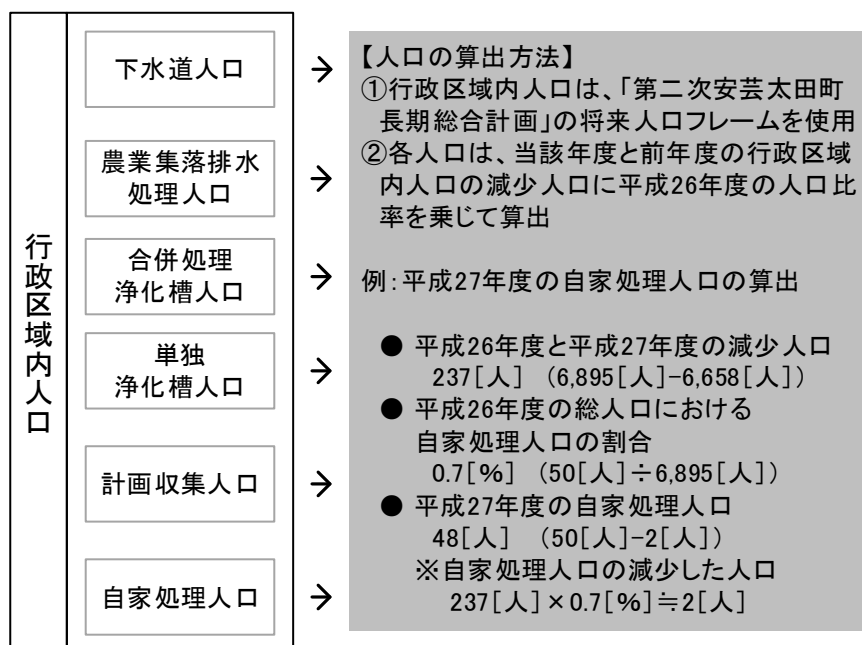


図 4-6 処理形態別人口の将来予測の手順

3.5.2 将来予測の結果

処理形態別人口の推移は、図4-7及び表4-10に示すとおりである。

公共下水道人口、農業集落排水処理人口、合併処理浄化槽人口、単独浄化槽人口及び計画収集人口は、減少傾向で推移すると見込まれる。

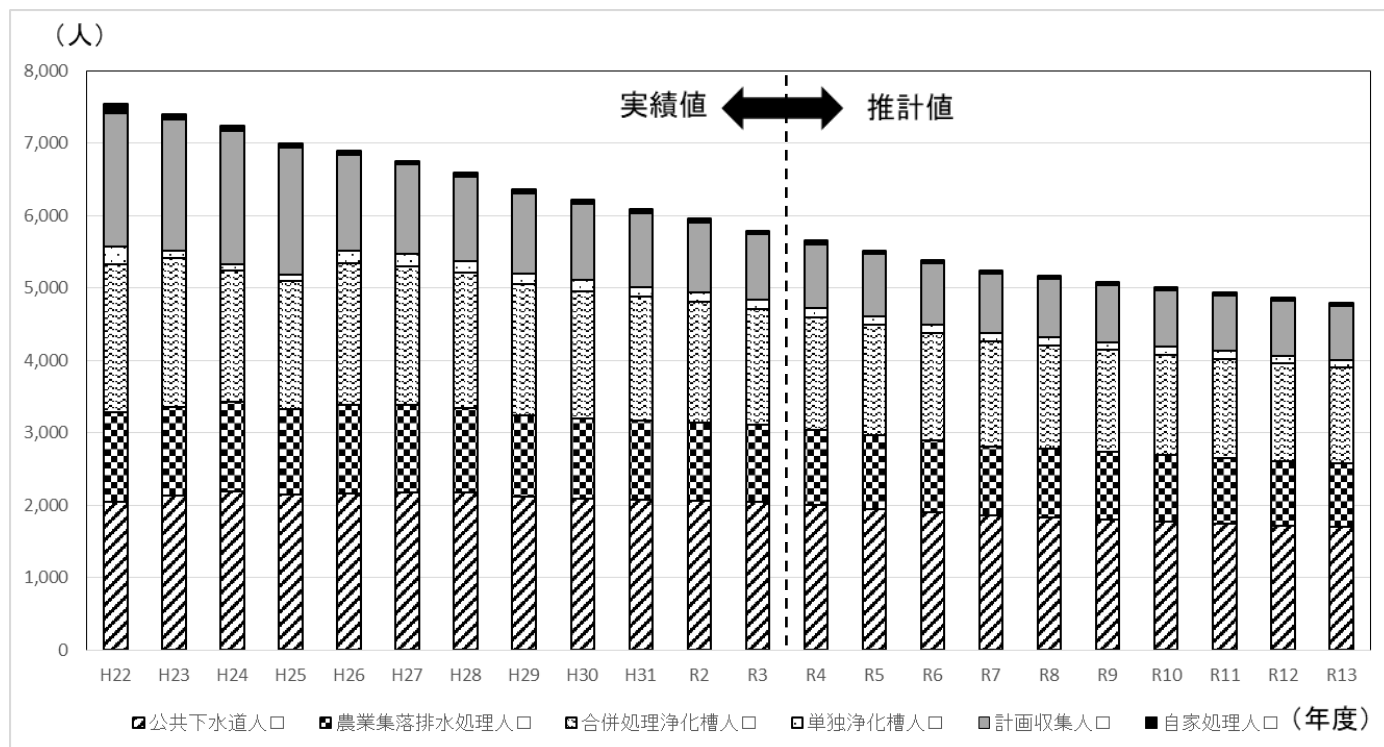


図4-7 処理形態別人口の将来予測の結果

表4-10 処理形態別人口の将来予測の結果

	平成26年度 実績値	令和3年度 推計値目標値	令和3年度 実績値	令和13年度推計値 (目標年度)
公共下水道人口 [人]	2,166	2,214	2,047	1,697
農業集落排水処理人口 [人]	1,212	1,243	1,062	880
合併処理浄化槽人口 [人]	1,960	1,749	1,603	1,329
単独浄化槽人口 [人]	175	143	128	105
計画収集人口 [人]	1,332	695	902	747
自家処理人口 [人]	50	36	50	44
合計 [人]	6,895	6,080	5,792	4,802

3.6 処理主体

処理施設毎の処理主体は、表 4-11 のとおりである。

表 4-11 処理主体

排水等の種類	処理等施設の種類	処理主体
生活雑排水（し尿含む）	公共下水道処理施設	安芸太田町
	農業集落排水処理施設	安芸太田町
	合併処理浄化槽	各世帯、各事業所等
	単独浄化槽	各世帯、各事業所等
	自家処理	各世帯
し尿及び浄化槽汚泥	右記所有施設	近隣市町

4 収集・運搬計画

4.1 基本方針

町民サービスが低下することのないよう対応することを基本方針とする。

4.2 計画収集区域

計画収集区域は、町内全域とする。

4.3 実施主体

し尿については、令和3年4月から9月までは安芸太田町が主体となり実施し、10月以降は許可業者が主体となり実施している。

浄化槽汚泥については、許可業者が主体となり実施している。

4.4 収集形態

し尿は、令和2年度まで直営体制で行っていたが、職員数の減少や車両の老朽化等の問題から経費削減を図り、令和3年4月から委託体制、同年10月からは許可体制へ移行している。

浄化槽汚泥についても、許可業者により実施している。

処理委託施設への搬出は、し尿及び浄化槽ともに町からの委託体制で実施している。

4.5 収集方式

し尿については、令和3年10月以降は、許可業者が各地域ごとに月1回の収集計画を立て収集を行う。

浄化槽汚泥については、許可業者が各浄化槽の清掃及び浄化槽収集を行う。

し尿及び浄化槽汚泥ともに、収集後、処理委託施設まで委託体制で搬出を行う。

5 中継計画

5.1 実施主体

中継計画は、必要があれば検討し安芸太田町が主体となる。

5.2 中継施設整備計画等

現在、し尿及び浄化槽汚泥処理は近隣他市町に処理委託しており、収集当日に処理委託施設へ搬出している。

今後、処理委託の中で中継施設整備が必要になった際には、中継施設整備計画を策定していく。

5.3 目標年度における収集の量（収集量）

目標年度（令和13年度）の収集量の見込みは、表4-12に示すとおりである。

目標年度（令和13年度）のし尿等の排出量は2,996kL/年が見込まれる。

し尿、農業集落排水汚泥、浄化槽汚泥ともに減少すると見込まれる。

表 4-12 収集量の見込み

	平成 26 年度 実績値	令和 3 年度推計値 目標値	令和 3 年度 実績値	令和 13 年度推計値 (目標年度)
し尿 [kL/年]	903	429	761	669
農業集落排水汚泥 [kL/年]	760	789	1,218	1,018
浄化槽汚泥 [kL/年]	1,826	1,625	1,986	1,511
合計 [kL/年]	3,489	2,843	3,965	2,996

【し尿等及び農業集落排水汚泥排出量の将来予測】

し尿等及び農業集落排水汚泥については、前回策定時の推計方法を参考にし、推計値の計算に使用する1人1日あたりのし尿排出量は直近5年間の平均値、1人1日あたりの浄化槽汚泥排出量は「汚泥再生処理センター等整備の計画・設計要領（公益社団法人全国都市清掃会議）」による標準値、1人1日あたりの農業集落排水汚泥排出量は直近2年間の平均値を採用した。表4-12の推計値は、その1人1日あたりのし尿等排出量に処理形態別人口を乗じたものとした。

それぞれの1人1日あたりの排出量は次のとおりとし、し尿等及び農業集落排水汚泥の排出量の将来予測は図4-8のとおりとした。

- 1人1日あたりのし尿排出量：1.69 L/人・日
- 1人1日あたりの農業集落排水汚泥排出量：3.17 L/人・日
- 1人1日あたりの合併処理浄化槽汚泥排出量：2.61L/人・日
- 1人1日あたりの単独浄化槽汚泥排出量：1.11L/人・日

【し尿等及び農業集落排水汚泥の排出量の将来予測の結果】

し尿等及び農業集落排水汚泥の排出量の将来予測の結果は、図4-8に示すとおりである。

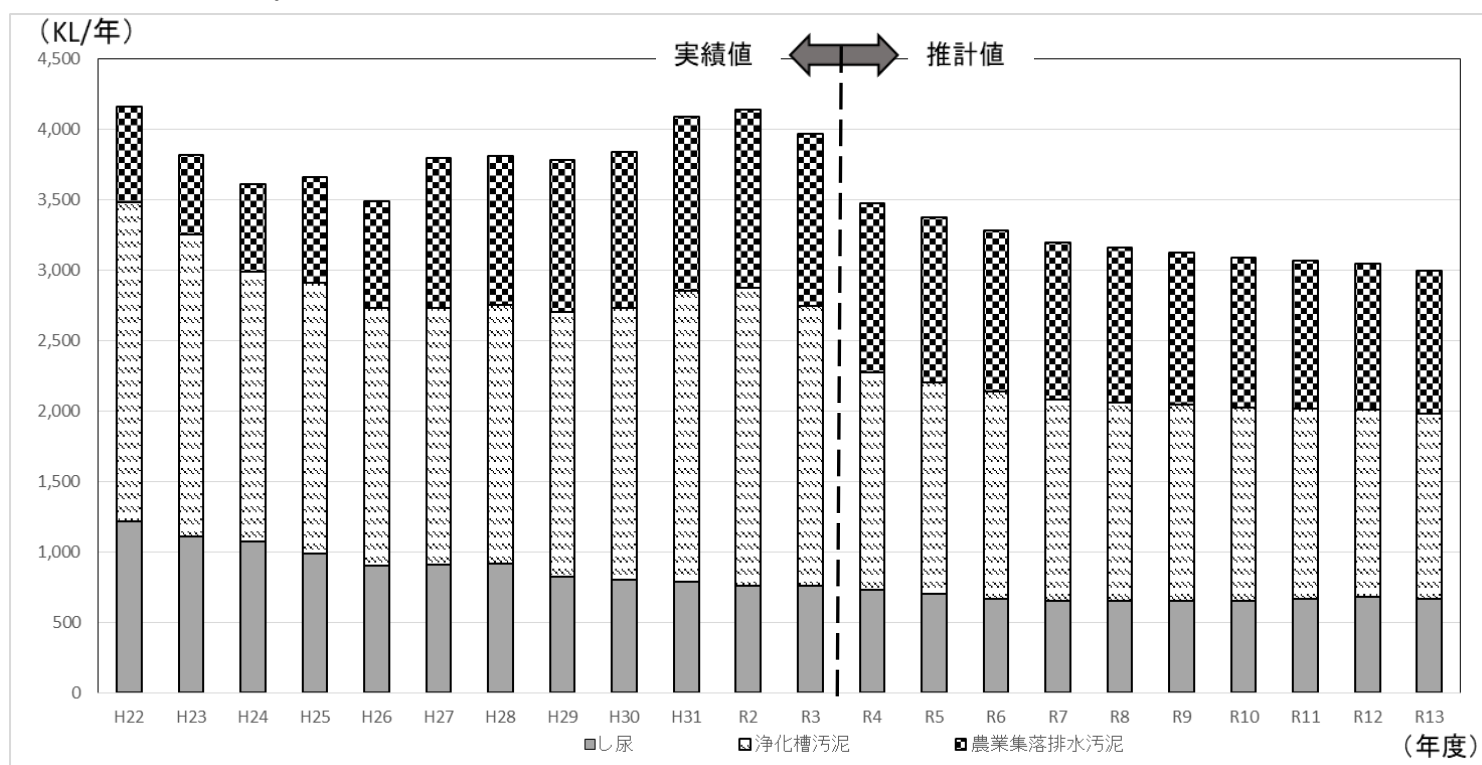


図 4-8 し尿等及び農業集落排水汚泥の排出量の将来予測の結果

5.4 再資源化計画

本町では、し尿及び浄化槽汚泥について、近隣市町へ処理委託を行っており、その中で再資源化を行っていくことにする。

6 最終処分計画

し尿及び浄化槽汚泥は、近隣市町へ最終処分を含め処理委託を行っている。

そのため最終処分の処理主体は、近隣市町とする。

7 災害時のし尿処理に係る計画

安芸太田町災害廃棄物処理計画に基づき、災害等で生じた廃棄物を適正に処理するために必要な人員や車両・設備等は、町内業者や国・県等と協力して確保を図る。

処理に関しては、近隣市町への処理委託とする。

8 その他し尿等処理に関し必要な事項

広島県で定める「広島湾流域別下水道整備総合計画」をふまえ、計画を推進していくものとする。



第5章 計画の進捗管理

計画の進捗管理は、Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Act（見直し）のPDCAサイクルにより、継続的に一般廃棄物処理計画の点検、見直し、評価を実施する。

策定の趣旨や目的、目標について住民や事業者の説明を実施し、理解と協力を得るように努める。また、広報への掲載や広報活動、関係団体への情報提供等により、廃棄物処理業者、排出事業者、町民等に広く周知していく。

一般廃棄物処理基本計画にしたがって、区域内の一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集・運搬し、処分を実施する。

一般廃棄物処理システムの改善・進捗の評価の指標としてごみ処理に係る数値目標及び基本方針を用い、毎年、改善・進捗の度合いを客観的かつ定量的に点検・評価し、その結果を町民に対し公表する。

一般廃棄物処理基本計画について、評価をふまえて概ね5年毎、または計画策定の諸条件に大きな変動があった場合には見直しを実施する。

また、一般廃棄物処理実施計画において年度ごとの改善策その他の施策を定める。

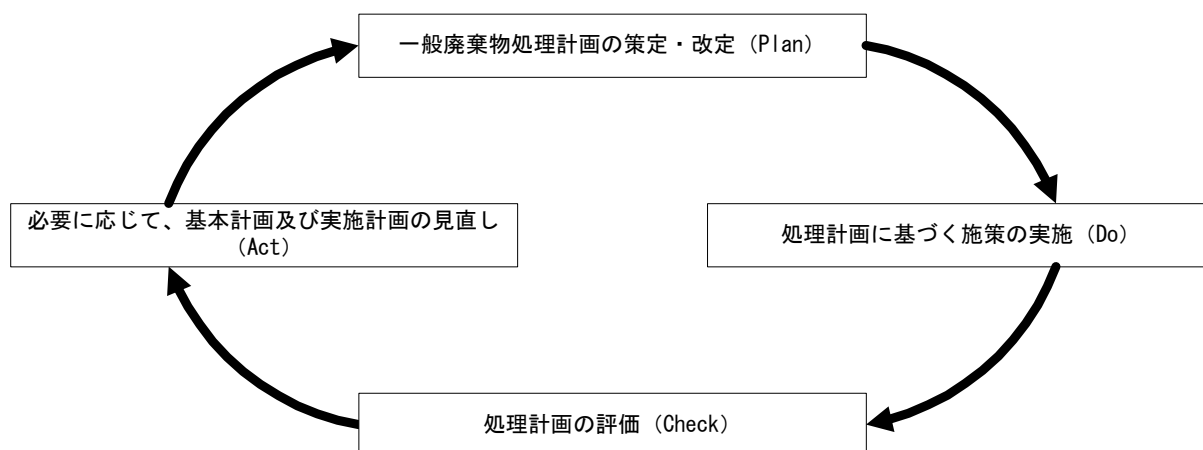


図 5-1 一般廃棄物処理計画における PDCA サイクル

